第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下、「地域特性」という。）は、令和５年10月時点で入手可能な文献資料を基に、取りまとめた。

調査範囲は、対象事業の実施に伴う環境影響評価項目を選定するために必要となる範囲とした。

3.1　自然的状況

3.1.1　大気環境の状況

1. 気象の状況

対象事業実施区域が位置する盛岡市は、寒暖差の大きい内陸性の気候特性を有している。

対象事業実施区域の最寄りの気象観測所である盛岡地方気象台の概要は表 3.1-1に、位置は図 3.1-1に示すとおりである。

表 3.1-1　盛岡地方気象台の概要

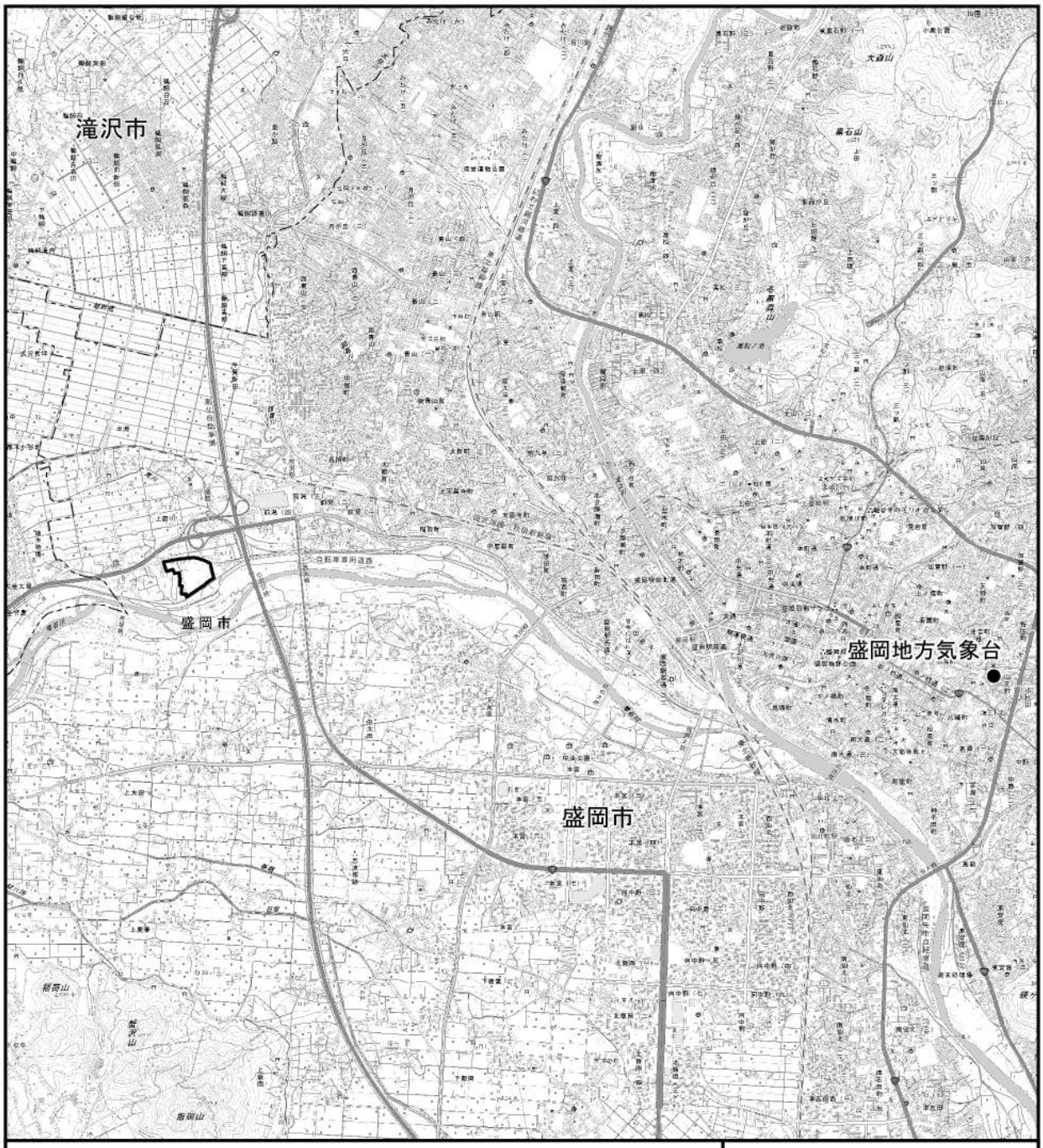
所在地	緯度・経度	標高（m）	風速計の高さ（m）	観測開始年月日
岩手県盛岡市山王町	北緯　39°　41.9′ 東経 141°　9.9′	155	15.5	昭和 50 年４月１日 （降水量は昭和 49 年 11 月１日）

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁 HP、閲覧：令和５年 10 月）

また、過去10年間（平成25年～令和４年）の気象観測結果は表 3.1-2に、年間風配図は図 3.1-2に、令和４年の気象観測結果は表 3.1-3に、季節別風配図は図 3.1-3に示すとおりである。

過去10年間の平均気温は11.1℃、年間降水量は1,322.9㎜、平均風速は2.9m/s であり、年間の風向は南の風が最も多くなっている。

令和４年についてみると、平均気温は11.2℃であり、月別平均気温は７月が最も高く、１月が最も低くなっている。年間降水量は1,402.5㎜であり、月別降水量は８月が最も多く、２月が最も少なくなっている。年間の平均風速は2.8m/s であり、風向は全季節において南の風が最も多くなっている。



凡　例

対象事業実施区域

行政界

気象観測所

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「地域気象観測所一覧」（気象庁 HP、閲覧：令和５年 10 月）

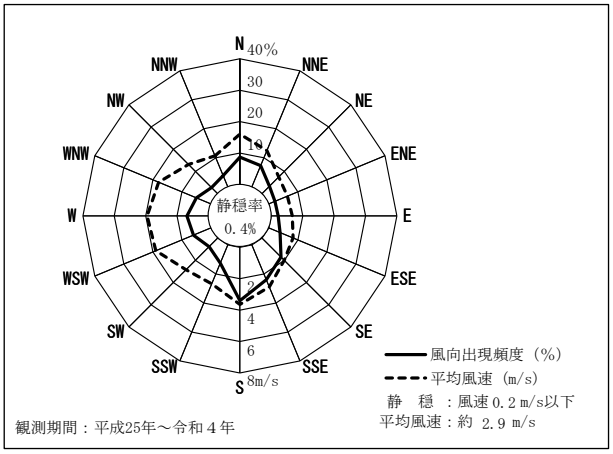
この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-1　気象観測所位置図

表 3.1-2　盛岡地方気象台における気象観測結果（平成 25 年～令和４年）

年	気温（℃）			降水量（mm）		日照時間（h）	風向・風速（m/s）			雪（cm）
	日平均	最高	最低	合計	日最大		平均風速	最大風速		最深積雪
								風速	風向	
平成 25	10.6	33.8	−11.8	1,643.0	121.0	1,670.7	2.9	15.1	北	41
平成 26	10.6	34.6	−11.5	1,280.0	68.0	1,852.3	2.9	13.5	北	26
平成 27	11.6	35.5	−9.8	1,094.0	49.5	1,871.6	2.9	13.8	南南東	26
平成 28	11.2	34.6	−8.8	1,318.0	76.5	1,823.9	2.9	16.2	南西	29
平成 29	10.6	35.1	−13.0	1,409.5	127.0	1,639.5	2.8	14.8	南南東	24
平成 30	11.0	36.3	−12.2	1,322.0	92.5	1,778.1	2.8	13.8	南南東	47
令和元	11.3	35.9	−9.0	1,029.5	59.5	1,882.9	2.9	15.9	北	18
令和２	11.4	34.9	−10.2	1,462.0	85.5	1,563.8	2.8	13.7	西南西	22
令和３	11.4	36.2	−12.9	1,268.5	59.5	1,781.2	2.9	14.9	南	51
令和４	11.2	34.8	−11.2	1,402.5	65.0	1,773.6	2.8	15.0	北	36
平均値	11.1	35.2	−11.0	1,322.9	80.4	1,763.8	2.9	14.7	—	32

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和５年 10 月）



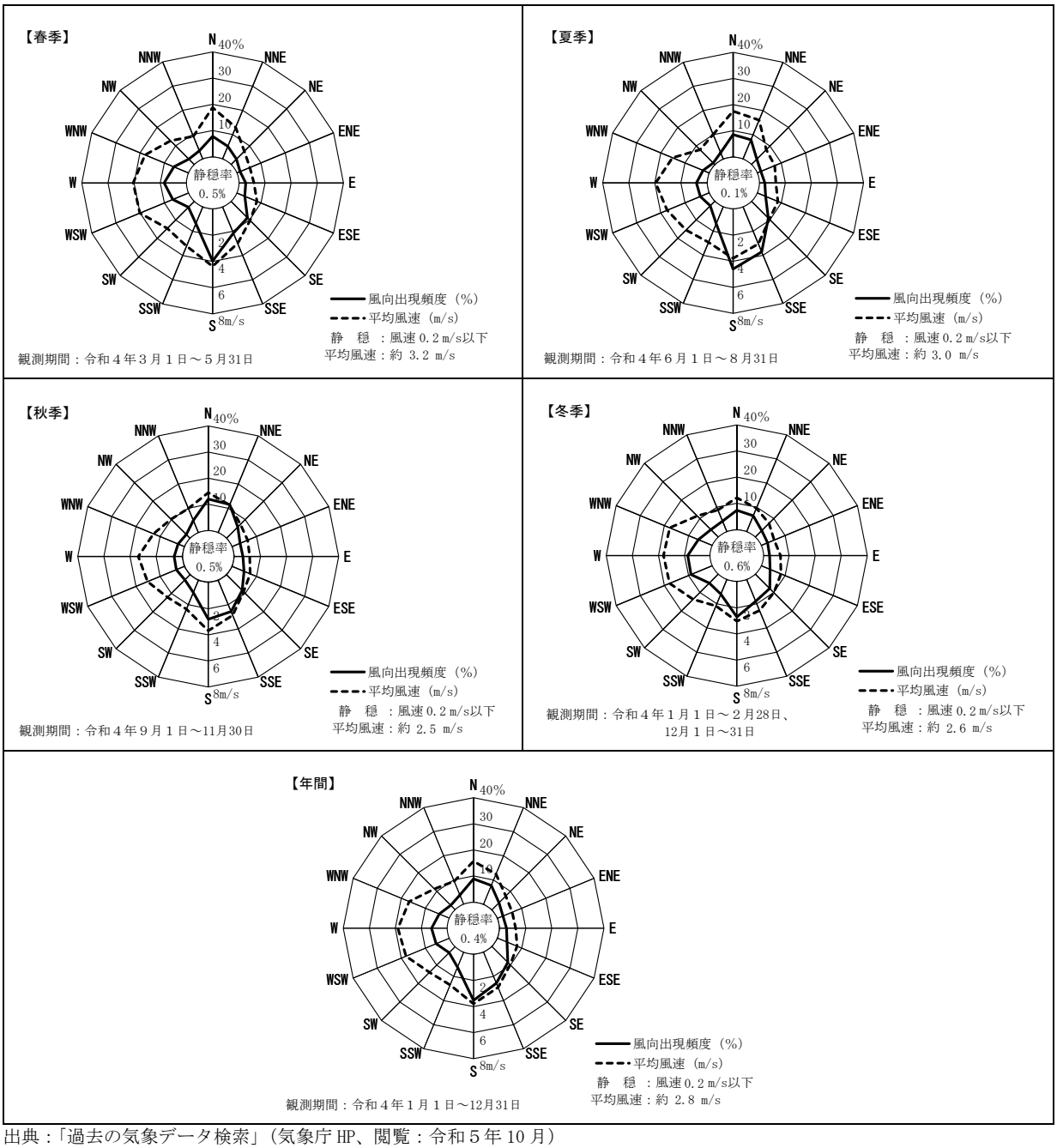
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-2　盛岡地方気象台における年間風配図（平成 25 年～令和４年）

表 3.1-3　盛岡地方気象台における気象観測結果（令和４年）

月		気温（℃）			降水量（mm）		日照時間（h）	風向・風速（m/s）			雪（cm）
		日平均	最高	最低	合計	日最大		平均風速	最大風速		最深積雪
									風速	風向	
1		-2.3	4.7	-11.2	43.0	14.0	135.8	2.5	9.6	西南西	36
2		-1.3	7.5	-9.5	24.5	11.5	130.6	2.8	8.9	北	26
3		3.5	16.7	-5.1	137.5	37.5	140.4	3.0	11.5	北	32
4		10.6	27.2	-3.1	79.0	26.5	226.7	3.3	12.5	南	0
5		15.7	28.3	2.5	103.5	49.5	238.3	3.3	13.2	南	0
6		19.1	31.1	8.8	112.0	16.0	162.3	3.4	10.6	北	0
7		24.4	34.8	18.6	151.5	37.0	169.4	2.6	11.2	東南東	0
8		23.3	31.9	12.5	395.0	65.0	93.2	3.0	10.6	北	0
9		20.6	30.2	7.4	145.0	41.5	131.5	2.7	15.0	北	0
10		12.3	27.2	-0.6	79.0	39.5	134.0	2.3	9.4	南西	0
11		7.8	19.6	-2.8	54.0	17.0	145.4	2.4	10.3	南南東	0
12		0.3	8.3	-5.5	78.5	20.0	66.0	2.4)注)	9.4)注)	西北西	28
平均（合計）		11.2	22.3	1.0	(1,402.5)	31.3	(1,773.6)	2.8	11.2	—	—
最大	観測値	24.4	34.8	18.6	395	65.0	238.3	3.4	15.0	北	36
	発生月	７月	７月	７月	８月	８月	５月	６月	９月	—	１月
最小	観測値	-2.3	4.7	-11.2	24.5	11.5	66.0	2.3	8.9	北	0
	発生月	１月	１月	１月	２月	２月	12 月	10 月	２月	—	—

注））：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けている（準正常値）。
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-3　盛岡地方気象台における季節別風配図（令和４年）

2. 大気質の状況

対象事業実施区域の周囲における大気汚染常時監視測定局の令和３年度の測定項目は表 3.1-4に、位置は図 3.1-4に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の津志田局及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の上田局がある。

なお、津志田局では、表 3.1-5に示す有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定も行っている。

各測定項目における大気質の測定結果及び環境基準の達成状況を以降に示す。

表 3.1-4　大気汚染常時監視測定局の測定項目（令和３年度）

局区分	測定局	設置場所	用途地域	測定項目[注2)]					
				二酸化窒素（NO_2）	二酸化硫黄（SO_2）	光化学オキシダント（O_X）	浮遊粒子状物質（SPM）	一酸化炭素（CO）	微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）
一般局	津志田	都南総合支所３階	二中住	○	○	○	○	－	○
自排局	上田	市立上田公民館局舎	近商	○	－	－	○	○	○

注１）二中住：第二種中高層住居専用地域　近商：近接商業地域
注２）○：測定項目あり　－：測定項目無し
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

表 3.1-5　津志田局の有害大気汚染物質及びダイオキシン類の測定項目（令和３年度）

区分	測定物質
揮発性有機化合物	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、酸化エチレン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,3-ブタジエン、ベンゼン、塩化メチル、トルエン
アルデヒド	アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド
ベンゾ[a]ピレン	
重金属	ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物[注)]、水銀及びその化合物
ダイオキシン類	

注）クロム及び三価クロム化合物と六価クロム化合物の合計値
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「環境省大気汚染物質広域監視システム そらまめくん」
（環境省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」「姥屋敷」「鷹高」を使用したものである。

図 3.1-4　大気汚染常時監視測定局位置図

(1) 一般大気環境

① 二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は、石炭、石油等を燃焼する際に、硫黄分から生成する硫黄酸化物の一種であり、環境基準が定められている。

津志田局における令和３年度の二酸化硫黄の測定結果は、表 3.1-6 に示すとおりである。

二酸化硫黄の日平均値の２％除外値は 0.001ppm、１時間値の最高値は 0.003ppm であり、長期的・短期的環境基準を達成している。

また、日平均値の２％除外値の経年変化は図 3.1-5 に示すとおり、過去５年間（平成 29 年度～令和３年度）は横ばいで推移している。

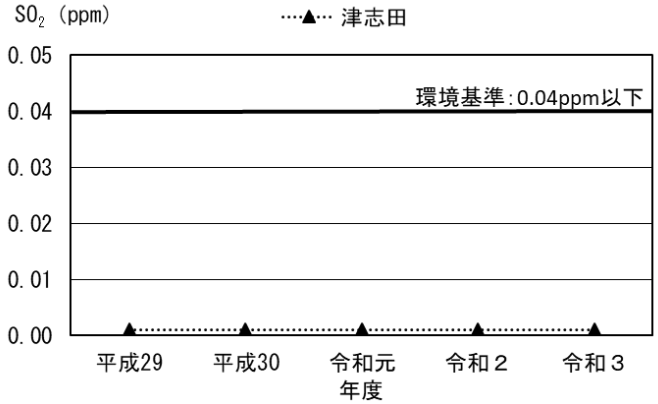
表 3.1-6 二酸化硫黄の測定結果（令和３年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値 0.04ppm を超えた日数	環境基準[注１)]の適否	
														短期的評価	長期的評価
			（日）	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	（日）	(%)	(ppm)	(ppm)	（有・無）	（日）	(適○・否×)	
一般局	津志田	二中住	365	8,712	0.000	0	0.0	0	0.0	0.003	0.001	無	0	○	○

注１）環境基準 短期的評価：１時間値が 0.1ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm 以下であること。
長期的評価：日平均値の２％除外値が 0.04ppm 以下で、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が２日以上連続しないこと。

注２）二中住：第二種中高層住居専用地域

出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-5 二酸化硫黄の日平均値の２％除外値の経年変化（平成 29 年度～令和３年度）

② 二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素は、窒素酸化物の一種であり、高温で燃焼する際に空気中の窒素分から生成するほか、自然由来のものもあり、環境基準が定められている。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。

津志田局及び上田局における令和３年度の二酸化窒素の測定結果は、表 3.1-7 に示すとおりである。

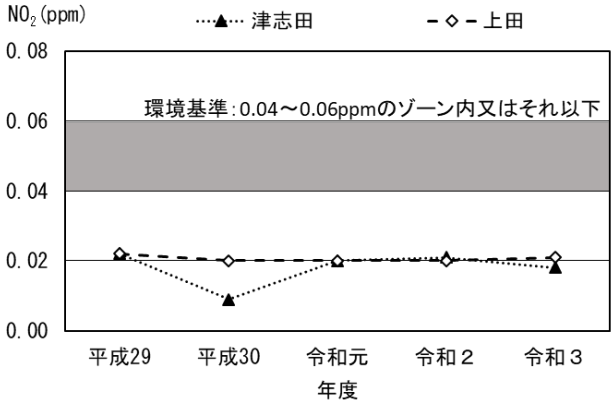
二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は 0.018～0.021ppm であり、いずれの測定局においても環境基準を達成している。

また、日平均値の年間 98%値の経年変化は図 3.1-6 に示すとおり、平成 30 年度に津志田局で大幅に減少したものの、概ね横ばいで推移している。

表 3.1-7 二酸化窒素の測定結果（令和３年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値の最高値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数	環境基準[注1)]の適否
			（日）	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)	(適○・否×)
一般局	津志田	二中住	363	8,693	0.006	0.051	0	0.0	0	0.0	0.018	0	○
自排局	上田	近商	363	8,691	0.007	0.051	0	0.0	0	0.0	0.021	0	○

注１）環境基準：日平均値の年間 98%値が 0.06ppm 以下であること。
注２）二中住：第二種中高層住居専用地域　近商：近接商業地域
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「平成 29 年度～令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-6 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値の経年変化（平成 29 年度～令和３年度）

③　光化学オキシダント（O_X）

光化学オキシダントは、窒素酸化物や炭化水素が太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質であり、環境基準が定められている。

津志田局における令和３年度の光化学オキシダントの測定結果は、表 3.1-8 に示すとおりである。

光化学オキシダントの昼間の１時間値の年平均値は 0.032ppm であるが、昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日が発生しており、環境基準値を超過している。

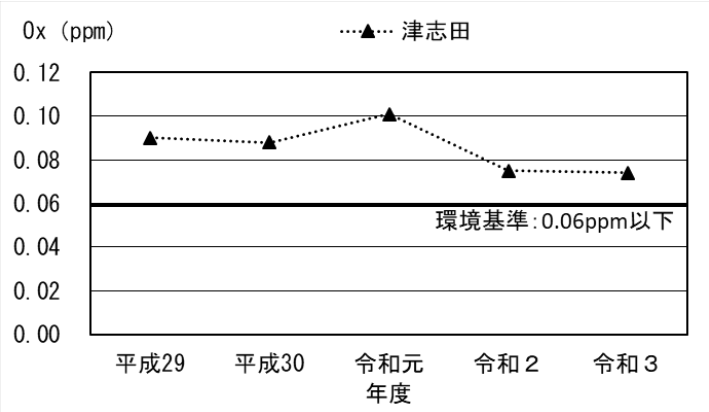
また、昼間の１時間値の最高値の経年変化は図 3.1-7 に示すとおり、令和元年度に増加したものの、その後は減少傾向で推移している。

なお、光化学オキシダントについて、環境基準の達成状況が低いのは当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3.1-8　光化学オキシダントの測定結果（令和３年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	昼間の測定時間	昼間の１時間値の年平均値	昼間の１時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の１時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の１時間値の最高値	昼間の日最高１時間値の年平均値	環境基準[注1)]の適否
			（日）	(時間)	(ppm)	（日）	(時)	（日）	(%)	(ppm)	(ppm)	(適○・否×)
一般局	津志田	二中住	363	5,402	0.032	10	45	0	0	0.074	0.041	×

注１）環境基準：１時間値が 0.06ppm 以下であること。
注２）二中住：第二種中高層住居専用地域
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「平成 29 年度～令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-7　光化学オキシダントの昼間の１時間値の最高値の経年変化
（平成 29 年度～令和３年度）

④ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中の粒子状物質のうち粒径 10μm 以下のものをいう。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げ等の自然現象によって発生するものもあり、環境基準が定められている。

津志田局及び上田局における令和３年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1-9 に示すとおりである。

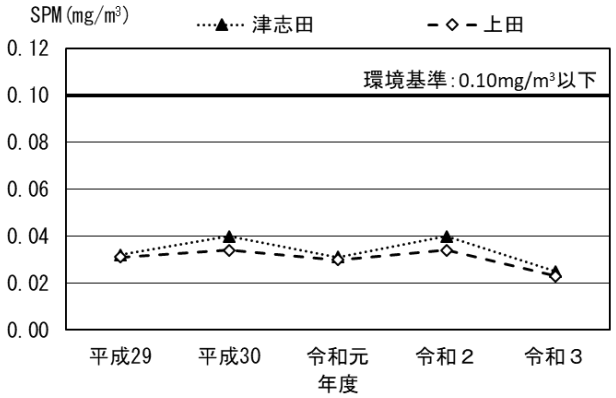
浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値は 0.023～0.025mg/m³、１時間値の最高値は 0.085～0.103mg/m³ であり、いずれの測定局においても長期的・短期的環境基準を達成している。

また、日平均値の２％除外値の経年変化は図 3.1-8 に示すとおり、過去５年間（平成 29 年度～令和３年度）は概ね横ばいで推移している。

表 3.1-9　浮遊粒子状物質の測定結果（令和３年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	１時間値が 0.20mg/m³ を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日数	環境基準[注1)]の適否	
														短期的評価	長期的評価
			(日)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m³)	(mg/m³)	(有・無)	(日)	(適○・否×)	
一般局	津志田	二中住	363	8,704	0.012	0	0.0	0	0.0	0.103	0.025	無	0	○	○
自排局	上田	近商	364	8,732	0.010	0	0.0	0	0.0	0.085	0.023	無	0	○	○

注１）環境基準 短期的評価：１時間値が 0.20mg/m³ 以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m³ 以下であること。
長期的評価：日平均値の２％除外値が 0.10mg/m³ 以下で、かつ、日平均値が 0.10mg/m³ を越えた日が２日以上連続しないこと。
注２）二中住：第二種中高層住居専用地域　近商：近接商業地域
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「平成 29 年度～令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-8　浮遊粒子状物質の日平均値の２％除外値の経年変化（平成 29 年度～令和３年度）

⑤　一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、炭素が燃焼する際、酸素が不十分な環境で不完全燃焼を起こすと発生する気体であり、環境基準が定められている。

上田局における令和３年度の一酸化炭素の測定結果は、表 3.1-10 に示すとおりである。

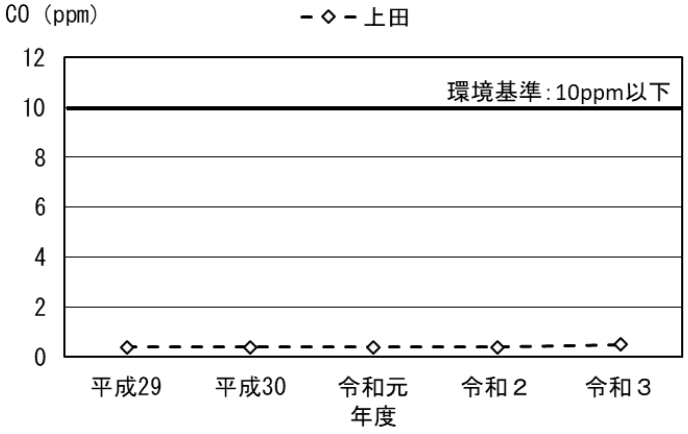
一酸化炭素の日平均値の２％除外値は 0.5ppm であり、長期的・短期的環境基準をともに達成している。

また、日平均値の２％除外値の経年変化は図 3.1-9 に示すとおり、過去５年間（平成 29 年度～令和３年度）は横ばいで推移している。

表 3.1-10　一酸化炭素の測定結果（令和３年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	８時間値が 20ppm を超えた回数とその割合		日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合		１時間値が 30ppm 以上となったことがある日数とその割合		１時間値の最高値	日平均値の２％除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が２日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数	環境基準[注１）]の適否	
																短期的評価	長期的評価
			（日）	(時間)	(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	（日）	(適○・否×)	
自排局	上田	近商	363	8,672	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1.1	0.5	○	0	○	○

注１）環境基準 短期的評価：１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下で、かつ、日平均値が 10ppm 以下であること。
長期的評価：日平均値の２％除外値が 10ppm 以下で、かつ、日平均値が 10ppm を超えた日が２日以上連続しないこと。
注２）近商：近接商業地域
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「平成 29 年度～令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-9　一酸化炭素の日平均値の２％除外値の経年変化（平成 29 年度～令和３年度）

⑥ 微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）

微小粒子状物質は、大気中の粒子状物質のうち粒径 2.5μm 以下のものをいい、物の燃焼により排出されるものと、環境大気中の化学反応で生成されるものがあり、環境基準が定められている。

津志田局及び上田局における令和３年度の微小粒子状物質の測定結果は、表 3.1-11 に示すとおりである。

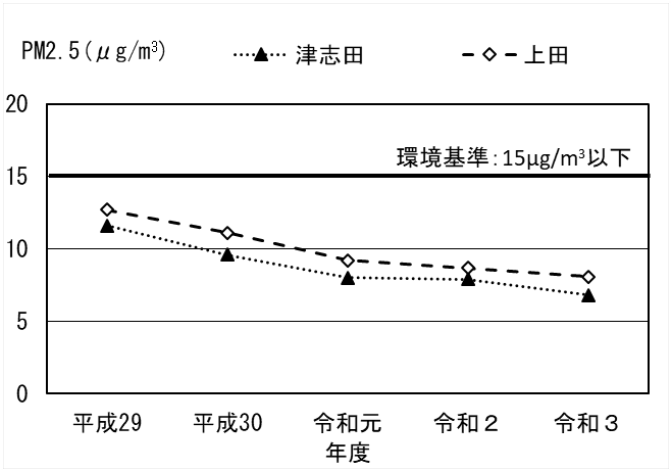
微小粒子状物質の年平均値は 6.8～8.1μg/m³、日平均値の最高値は 30.3～38.8μg/m³ であり、いずれの測定局においても長期的・短期的環境基準を達成している。

また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は図 3.1-10 に示すとおり、過去５年間（平成 29 年度～令和３年度）は減少傾向で推移している。

表 3.1-11 微小粒子状物質の測定結果（令和３年度）

区分	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の最高値	日平均値が 35μg/m³ を超えた日数とその割合		日平均値の年間 98%値	年間 98%値評価による日平均値が 35μg/m³ を超えた日数	環境基準[注1)]の適否	
											短期的評価	長期的評価
			（日）	（時間）	（μg/m³）	（μg/m³）	（時間）	（%）	（μg/m³）	（時間）	（適○・否×）	
一般局	津志田	二中住	363	8,704	6.8	30.3	0	0.0	15.5	0	○	○
自排局	上田	近商	363	8,709	8.1	38.8	1	0.3	18.0	0	○	○

注１）環境基準 短期的評価：日平均値の年間 98%値が 35μg/m³ 以下であること。
長期的評価：年平均値が 15μg/m³ 以下であること。
注２）二中住：第二種中高層住居専用地域　近商：近接商業地域
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「平成 29 年度～令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-10 微小粒子状物質の年平均値の経年変化（平成 29 年度～令和３年度）

(2) 有害大気汚染物質の状況

津志田局における過去５年間(平成29年度～令和３年度)の有害大気汚染物質の測定結果は、表 3.1-12に示すとおりである。

環境基準が定められているベンゼン等４物質の年平均値は、すべての年で環境基準値を下回っている。

また、指針値が定められているアクリロニトリル等11物質の測定値についても、すべての年で指針値を下回っている。

表 3.1-12　有害大気汚染物質の測定結果（平成 29 年度～令和３年度）

測定物質		単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
VOC	アクリロニトリル	μg/m³	0.0059	0.0073	0.0060	0.0031	0.0080
	塩化ビニルモノマー	μg/m³	0.0082	0.0045	0.0040	0.0035	0.0030
	クロロホルム	μg/m³	0.16	0.13	0.13	0.12	0.13
	酸化エチレン	μg/m³	0.033	0.046	0.052	0.048	0.048
	1,2-ジクロロエタン	μg/m³	0.087	0.10	0.088	0.088	0.063
	ジクロロメタン	μg/m³	0.47	0.58	0.56	0.46	0.56
	テトラクロロエチレン	μg/m³	0.018	0.15	0.013	0.011	0.013
	トリクロロエチレン	μg/m³	0.046	0.040	0.080	0.075	0.065
	1,3-ブタジエン	μg/m³	0.057	0.050	0.058	0.041	0.062
	ベンゼン	μg/m³	0.59	0.53	0.48	0.45	0.54
	塩化メチル	μg/m³	1.4	1.5	1.4	1.3	1.4
	トルエン	μg/m³	2.0	3.8	1.5	1.7	1.8
アルデヒド	アセトアルデヒド	μg/m³	1.3	2.3	2.5	2.0	2.0
	ホルムアルデヒド	μg/m³	1.5	1.9	1.6	1.3	1.6
ベンゾ[a]ピレン		μg/m³	0.054	0.066	0.067	0.045	0.038
重金属	ニッケル化合物	ng/m³	4.3	4.2	2.6	1.2	1.1
	ヒ素及びその化合物	ng/m³	0.78	1.3	1.2	0.88	0.51
	ベリリウム及びその化合物	ng/m³	0.0070	0.011	0.010	0.0057	0.006
	マンガン及びその化合物	ng/m³	7.2	13	15	6.9	9.8
	クロム及びその化合物注)	ng/m³	1.3	2.6	1.6	0.79	0.64
	水銀及びその化合物	ng/m³	1.7	1.4	1.4	1.6	1.5

注)「クロム及び三価クロム化合物」と「六価クロム化合物」の合計値
出典：「平成 29 年度～令和３年度における大気汚染状況の調査結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

《参考：有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準》

物質	環境基準
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.13mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m³以下であること。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成９年２月　環境庁告示第４号）

《参考：有害大気汚染物質（アクリロニトリル等）に係る指針値》

物質	指針値
アクリロニトリル	年平均値が２μg/m³以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が 10μg/m³以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が 0.04μg/m³以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が 0.025μg/m³以下であること。
クロロホルム	年平均値が 18μg/m³以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が 1.6μg/m³以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が 2.5μg/m³以下であること。
ヒ素及びその化合物	年平均値が６ng/m³以下であること。
マンガン及びその化合物	年平均値が 0.14μg/m³以下であること。
塩化メチル	年平均値が 94μg/m³以下であること。
アセトアルデヒド	年平均値が 120μg/m³以下であること。

出典：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年７月　中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成 18 年 11 月　中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成 22 年 10 月　中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成 26 年４月　中央環境審議会）
「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」（令和２年８月　中央環境審議会）

(3) ダイオキシン類（大気）の状況

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の３種類の化合物の総称であり、環境基準が定められている。

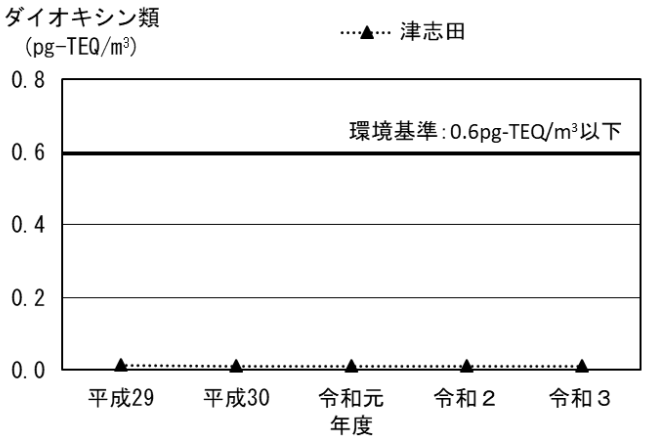
津志田局における過去５年間（平成29年度～令和３年度）のダイオキシン類の測定結果は表3.1-13に、年平均値の経年変化は図 3.1-11に示すとおりであり、すべての年で環境基準値を下回っている。

表 3.1-13　ダイオキシン類（大気）の測定結果（平成 29 年度～令和３年度）

測定局	ダイオキシン類の大気（pg-TEQ/m^3 注)）				
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
津志田	0.014	0.011	0.012	0.011	0.011

注）pg-TEQ/m^3：単位の pg（ピコグラム）は１兆分の１ｇを意味し、TEQ は測定されたダイオキシン類を、ダイオキシン類の中で最も毒性が強いとされる 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した量（毒性等量）である。

出典：「平成 29 年度～令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「平成 29 年度～令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」
（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-11　ダイオキシン類（大気）の経年変化（平成 29 年度～令和３年度）

《参考：大気汚染に係る環境基準について（ダイオキシン類)》

媒体	環境基準
大気	0.6pg-TEQ/m^3 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月 環境庁告示第 68 号）

3. 騒音の状況

岩手県では、「騒音に係る環境基準について」（平成10年９月　環境庁告示第64号）及び「騒音規制法」（昭和43年６月　法律第98号）に基づき、県及び市町村によって一般環境騒音及び自動車騒音の常時監視が実施されている。

(1) 一般環境騒音の状況

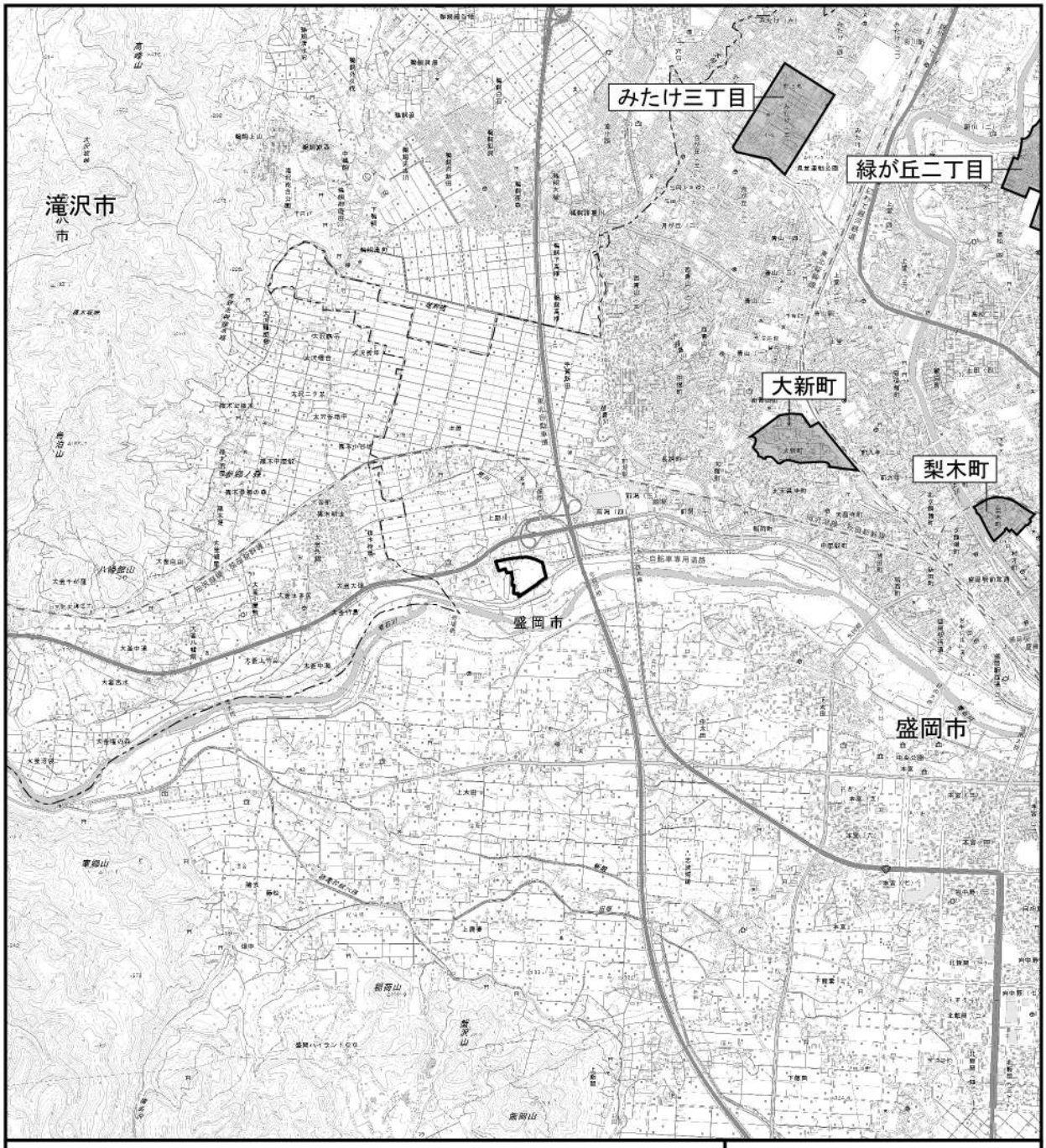
対象事業実施区域の周囲における一般環境騒音の過去５年間の測定結果は表 3.1-14に、測定地点は図 3.1-12に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では４地点で測定が行われており、平成30年度の梨木町及び大新町における夜間の測定結果を除き、環境基準値を下回っている。

表 3.1-14　一般環境騒音の測定結果（平成 29 年度～令和３年度）

測定地点	測定結果（デシベル（dB[注1)]））												
	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度		環境基準		
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	類型[注2)]
梨木町	55	50	56	52	52	46	51	45	53	47	60 以下	50 以下	C
大新町	44	38	47	49	42	36	42	36	42	38	55 以下	45 以下	B
緑が丘二丁目	44	32	43	38	48	43	44	35	42	34	55 以下	45 以下	A
みたけ三丁目	49	36	44	35	47	39	46	35	43	29	60 以下	50 以下	C

注１）デシベル（dB）：騒音レベルや振動レベルの単位に用いられる対数尺度である。
注２）Ａ類型：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
　　Ｂ類型：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
　　Ｃ類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
注３）　：環境基準値を超過
出典：「平成 30 年度～令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

一般環境騒音測定地点

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

注）一般環境騒音測定地点の詳細な位置は公表されていないため、おおよその位置を示す。

出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-12　一般環境騒音測定地点位置図

(2) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域の周囲における自動車騒音（要請限度）の測定結果は表 3.1-15に、測定地点は図 3.1-13に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、盛岡市で７地点、滝沢市で３地点の計10地点で測定が行われており、令和３年度の測定結果はすべての地点で要請限度を下回っている。

また、対象事業実施区域の周囲における自動車騒音（面的評価）の測定結果は表 3.1-16に、測定地点は図 3.1-14に示すとおりである。対象事実施区域の周囲では15地点で測定が行われており、一般国道４号、一般国道46号及び市道本町通二丁目小鳥沢２号線を除き、昼夜間とも環境基準値を下回っている。

表 3.1-15　自動車騒音の測定結果（要請限度）（令和３年度）

市名	番号	地点名	路線名	用途地域	昼間		夜間		要請限度 (dB)
					騒音レベル (dB)	適○否×	騒音レベル (dB)	適○否×	
盛岡市	1	上堂四丁目	一般国道４号	準工	72	○	66	○	昼間：75 以下 夜間：70 以下
	2	前九年一丁目	一般国道 46 号	一住	72	○	65	○	
	3	下太田下川原	盛岡和賀線	一住	69	○	63	○	
	4	安倍館町	氏子橋夕顔瀬線	一住	73	○	67	○	
	5	月が丘一丁目	盛岡滝沢線	近商	69	○	59	○	
	6	盛岡駅前北通	開運橋夕顔瀬橋線	近商	73	○	65	○	
	7	本宮四丁目	本宮線	一住	66	○	62	○	
滝沢市	8	篠木黒畑地区	一般国道 46 号	二住	72	○	64	○	
	9	鵜飼諸葛川地区	盛岡滝沢線	一住	68	○	60	○	
	10	穴口地区	第三土沢線	一住	68	○	60	○	

注）準工：準工業地域　一住：第一種住居地域　近商：近接商業地域　二住：第二種住居地域

出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

「令和３年度滝沢市内各種環境調査業務 一般道路騒音等調査業務 報告書」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

自動車騒音測定地点

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行 1：25,000 の地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-13　自動車騒音（要請限度）測定地点位置図

表 3.1-16　自動車騒音の測定結果（面的評価）（令和３年度）

番号	路線名	基点	終点	車線数	区間延長	評価結果								
						全体戸数	昼夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼夜間とも基準値超過	
					(km)	(戸)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	東北自動車道	盛岡市湯沢	盛岡市上厨川	4	7.0	86	86	100	0	0	0	0	0	0
2		盛岡市上厨川	盛岡市平賀新田	4	1.5	20	20	100	0	0	0	0	0	0
3	一般国道４号	盛岡市上堂１丁目 19	盛岡市厨川１丁目 12	4	2.0	164	121	73.8	0	0	7	4.3	36	22.0
4		盛岡市厨川１丁目 12	盛岡市下厨川	4	1.2	157	107	68.2	4	2.5	0	0	46	29.3
5	一般国道46号	盛岡市本宮４丁目 44	盛岡市本宮４丁目 32	4	0.7	74	73	98.6	0	0	0	0	1	1.4
6		盛岡市向中野２丁目 20	盛岡市向中野５丁目 11	4	0.8	94	84	89.4	0	0	0	0	10	10.6
7		盛岡市向中野７丁目 16	盛岡市北飯岡３丁目 14	4	0.9	135	135	100	0	0	0	0	0	0
8		盛岡市飯岡新田	盛岡市下飯岡	4	1.1	4	4	100	0	0	0	0	0	0
9	盛岡停車場線	盛岡市盛岡駅前通８	盛岡市中央通２丁目 10	4	0.7	454	454	100	0	0	0	0	0	0
10	盛岡環状線	盛岡市土淵	盛岡市土淵	2	0.3	8	8	100	0	0	0	0	0	0
11	本宮長田町線	盛岡市本宮４丁目 44	盛岡市本宮	4	0.8	198	198	100	0	0	0	0	0	0
12		盛岡市本宮	盛岡市盛岡駅西通１丁目 27	2	0.9	134	134	100	0	0	0	0	0	0
13	市道本町通二丁目小鳥沢２号線	盛岡市高松２丁目 11	盛岡市東黒石野１丁目２	4	3.1	784	775	98.9	0	0	9	1.1	0	0
14	市道開運橋西仙北線	盛岡市盛岡駅前通６	盛岡市本宮２丁目 46	4	2.0	789	789	100	0	0	0	0	0	0
15	本宮長田町線	盛岡市盛岡駅前通 17	盛岡市長田町３	4	0.3	565	565	100	0	0	0	0	0	0

出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「令和３年度自動車交通騒音（面的評価）結果（詳細）」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

面的評価区間

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.1-16 と対応する。
出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「令和３年度自動車交通騒音（面的評価）結果（詳細）」
（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「自動車騒音の常時監視結果 Light 版」（環境展望台、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-14　自動車騒音（面的評価）測定地点位置図

(3) 新幹線鉄道騒音の状況

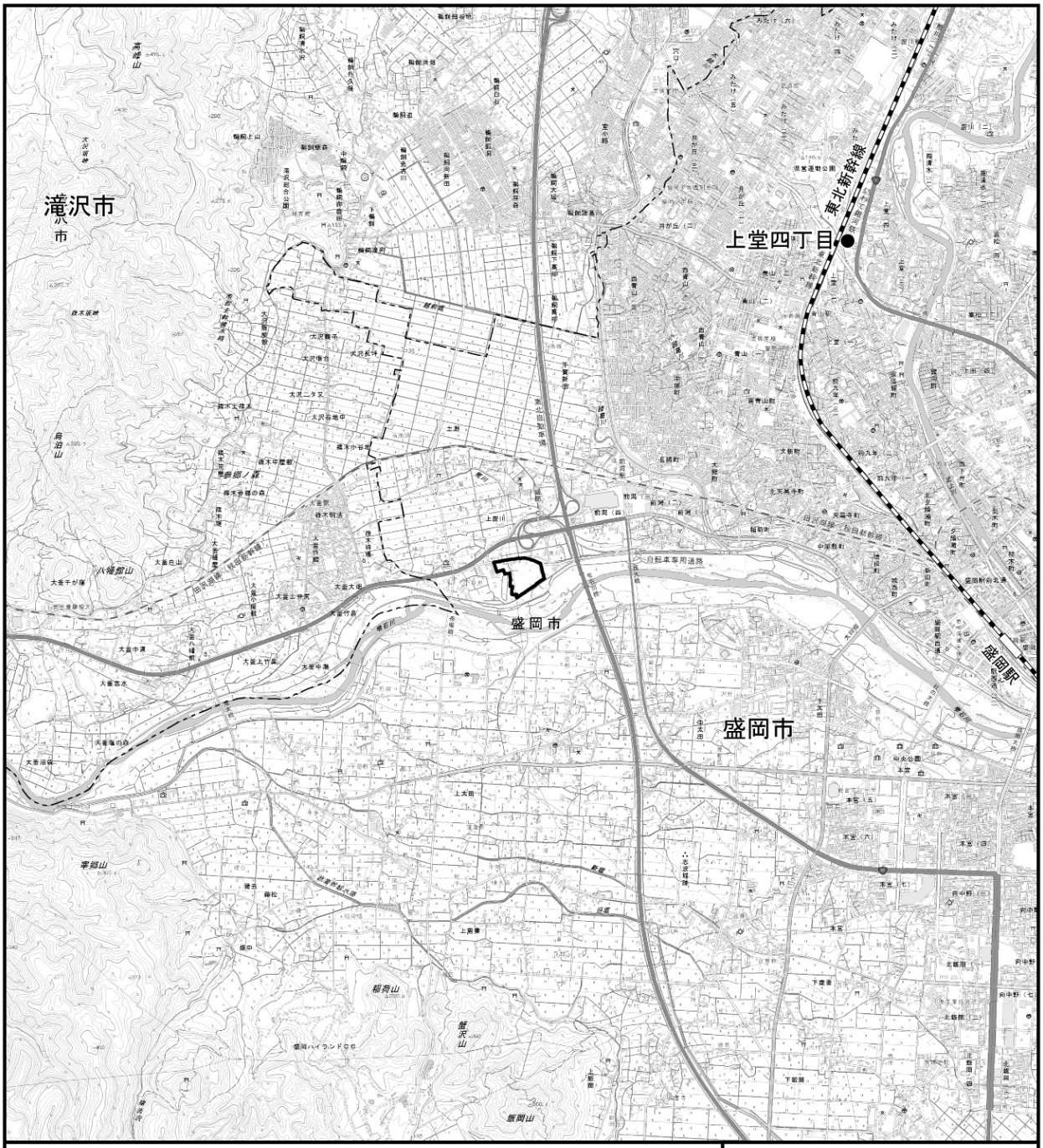
対象事業実施区域の周囲における新幹線鉄道騒音の測定結果は表 3.1-17に、測定地点は図 3.1-15に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、上堂四丁目で測定が行われており、令和３年度の測定結果は環境基準値を下回っている。

表 3.1-17　新幹線鉄道騒音の測定結果（令和３年度）

測定地点	用途地域	東京起点距離 (km)	上り/下り	騒音レベル（dB） 測定地点		環境基準 (dB)
				25m	50m	
上堂四丁目	準工	500.3	上り（東）	66	64	75 以下

注）準工：準工業地域
出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 新幹線鉄道騒音測定地点
- JR線　東北新幹線

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-15　新幹線鉄道騒音測定地点位置図

4. 振動の状況

(1) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域の周囲における道路交通振動の測定結果は表 3.1-18に、測定地点は図3.1-16に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、7地点で測定が行われており、令和3年度の測定結果はすべての地点で要請限度を下回っている。

表 3.1-18 道路交通振動の測定結果（令和3年度）

番号	地点名	路線名	用途地域	昼間		夜間		要請限度 (dB)
				振動レベル (dB)	適○否×	振動レベル (dB)	適○否×	
1	前九年一丁目	一般国道46号	一住	39	○	27	○	昼間：65以下 夜間：60以下
2	下太田下川原	道盛岡和賀線	一住	34	○	24	○	
3	安倍館町	氏子橋夕顔瀬線	一住	40	○	31	○	
4	本宮四丁目	本宮線	一住	30	○	24	○	
5	上堂四丁目	一般国道4号	準工	46	○	37	○	昼間：70以下 夜間：65以下
6	月が丘一丁目	盛岡滝沢線	近商	39	○	31	○	
7	盛岡駅前北通	開運橋夕顔瀬橋線	近商	34	○	29	○	

注）一住：第一種住居地域　準工：準工業地域　近商：近接商業地域
出典：「令和4年度版環境測定報告書」（盛岡市HP、閲覧：令和5年10月）



出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-16　道路交通振動測定地点位置図

(2) 新幹線鉄道振動の状況

対象事業実施区域の周囲における新幹線鉄道振動の測定結果は表 3.1-19に、測定地点は図3.1-17に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、上堂四丁目で測定が行われており、令和３年度の測定結果は指針値を下回っている。

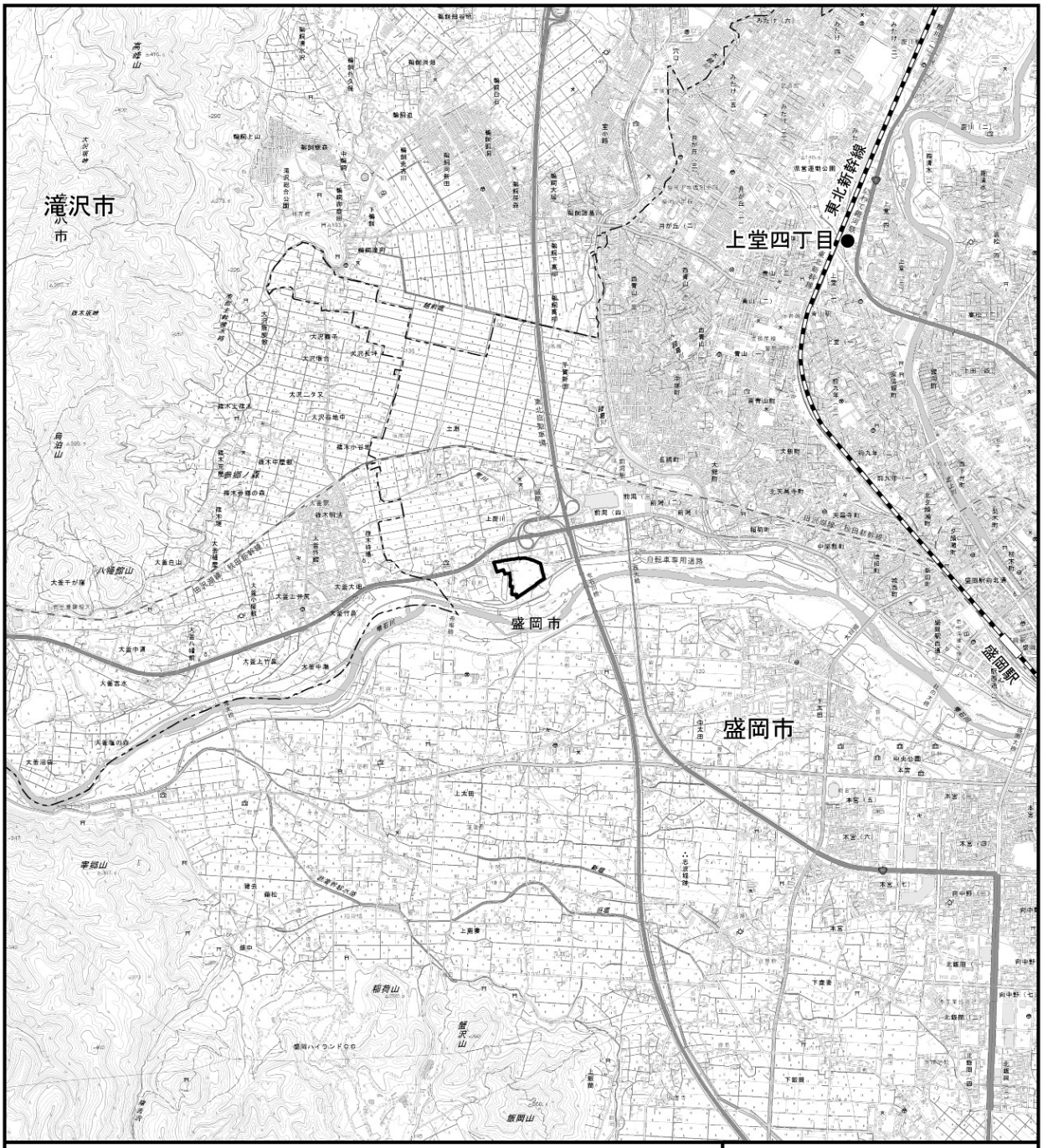
表 3.1-19　新幹線鉄道振動の測定結果（令和３年度）

測定地点	用途地域	東京起点距離（km）	上り/下り	振動レベル（dB）	指針値（dB）
				測定地点	
				25m	
上堂四丁目	準工	500.3	上り（東）	38	70

注）準工：準工業地域

出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和 51 年３月　環大特第 32 号）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 新幹線鉄道振動測定地点
- JR線　東北新幹線

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「令和４年度版環境測定報告書」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-17　新幹線鉄道振動測定地点位置図

5. 悪臭の状況

対象事業実施区域の周囲では、悪臭測定は実施されていない。

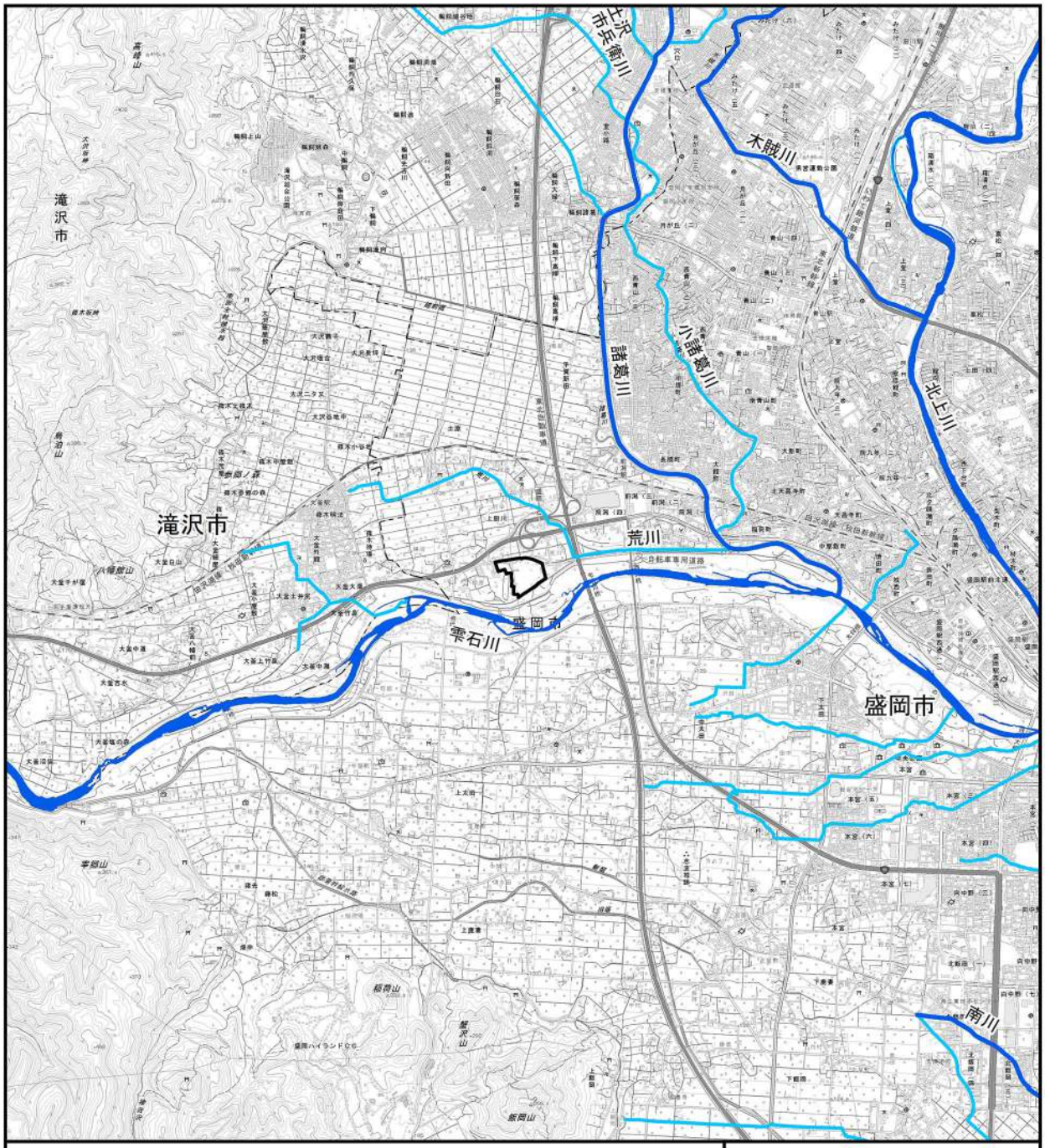
なお、盛岡市では、「悪臭防止法」（昭和46年６月　法律第91号）に基づき、特定悪臭物質について物質濃度による規制を行っているが、対象事業実施区域は規制対象外である。

3.1.2　水環境の状況

1. 水象の状況

対象事業実施区域の周囲における河川の状況は、図 3.1-18に示すとおりである。

対象事業実施区域の南側には一級河川である雫石川が西から東へ流れており、対象事業実施区域の北東側を流れる諸葛川が合流している。また、対象事業実施区域の周囲には一級河川である北上川、北上川支川である木賊川及び南川等が分布している。



出典：「国土数値情報　河川」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-18　河川位置図

2. 水質の状況

(1) 公共用水域の水質の状況

対象事業実施区域の周囲では、公共用水域の水質の測定が行われている。

人の健康の保護に関する項目が令和２年度に諸葛川（諸葛橋）で、生活環境の保全に関する項目が令和３年度に諸葛川（諸葛橋）及び木賊川（上堂三丁目）で測定されており、測定地点は図 3.1-19に示すとおりである。

① 人の健康の保護に関する項目

諸葛川（諸葛橋）における令和２年度の水質測定結果は、表 3.1-20 に示すとおりである。測定結果は、すべての物質について環境基準値を下回っている。

表 3.1-20　水質測定結果（健康項目 令和２年度）

物質名	単位	測定値	環境基準[注2)]
		諸葛川（諸葛橋）	
カドミウム	mg/L	＜0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	＜0.1	検出されないこと。
鉛	mg/L	＜0.002	0.01 以下
六価クロム	mg/L	＜0.02	0.05 以下[注3)]
砒素	mg/L	＜0.002	0.01 以下
総水銀	mg/L	＜0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	＜0.0005	検出されないこと。
PCB	mg/L	＜0.0005	検出されないこと。
ジクロロメタン	mg/L	＜0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	＜0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	＜0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	＜0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	＜0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	＜0.0005	１以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	＜0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	＜0.002	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	＜0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	＜0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	＜0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	＜0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	＜0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	＜0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	＜0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.0	10 以下
ふっ素	mg/L	＜0.1	0.8 以下
ほう素	mg/L	＜0.1	１以下
1,4-ジオキサン	mg/L	＜0.005	0.05 以下

注１）＜：定量下限値未満

注２）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注３）令和４年４月１日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L 以下」に変更されている。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

出典：「令和２年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

② 生活環境の保全に関する項目

諸葛川(諸葛橋)及び木賊川(上堂三丁目)における令和３年度の水質測定結果は、表 3.1-21 に示すとおりである。

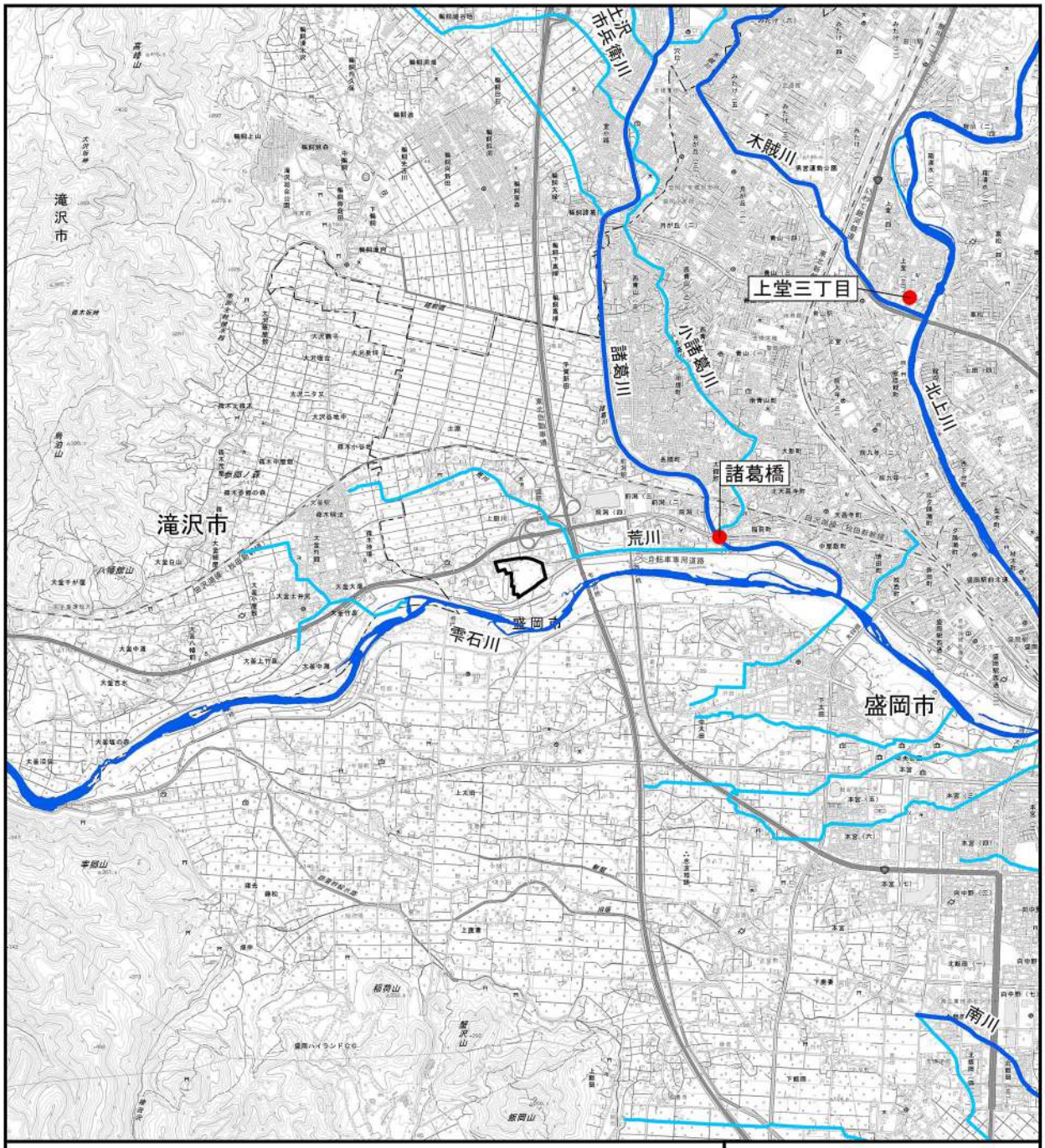
諸葛川にはＡ類型の環境基準が設定されており、大腸菌群数を除いてすべての項目で環境基準を達成している。また、全窒素、全燐については測定は行われているものの、環境基準は設定されていない。

なお、木賊川には環境基準の類型区分は設定されていない。

表 3.1-21　水質測定結果（生活環境項目 令和３年度）

物質名		単位	測定値		環境基準（Ａ類型）［生物Ａ類型］
			諸葛川（諸葛橋）	木賊川（上堂三丁目）	
水素イオン濃度（pH）	最小値		7.1	7.5	6.5 以上
	最大値		7.9	8.0	8.5 以下
溶存酸素量（DO）		mg/L	11	11	7.5 以上
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg/L	0.7	0.8	２以下
	75%値	mg/L	0.8	1.1	
浮遊物質量（SS）		mg/L	6	3	25 以下
大腸菌群数[注2)]		MPN/100mL	13,000	6,200	1,000 以下
全窒素		mg/L	1.3	2.2	―
全燐		mg/L	0.030	0.019	―
全亜鉛		mg/L	0.001	―	0.03 以下

注１）―：測定されていない、環境基準が設定されていない
注２）令和４年４月１日より、大腸菌群数は大腸菌数（CFU/100mL）に項目が変更されている。なお、表中には参考として調査を実施した当時の値を記載している。
注３）▭：環境基準値を超過
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 一級河川区間
- その他の河川

記号	水質測定地点	測定項目
●	諸葛川（諸葛橋）	健康項目、生活環境項目、ダイオキシン類
	木賊川（上堂三丁目）	生活環境項目

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「国土数値情報　河川」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「水環境総合情報サイト」（環境省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-19　公共用水域測定地点位置図

(2) 地下水の水質の状況

対象事業実施区域の周囲における令和３年度の地下水質調査（概況調査）の測定結果は表 3.1-22(1)、(2)に、地下水質調査（継続監視調査）の測定結果は表 3.1-23(1)、(2)に示すとおりである。

概況調査が実施された地点の測定値は、すべての項目で環境基準を達成している。

また、継続監視調査が実施された地点の測定値は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が好摩で環境基準値を超過しているものの、その他の項目及び地点では環境基準を達成している。

表 3.1-22(1)　地下水質測定結果（概況調査 令和３年度）

項目＼地区名		単位	三本柳	繋	上太田	黒川*1	黒川*2	緑ヶ丘	向中野	上米内	川目	渋民	環境基準
環境基準項目	カドミウム	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.003 以下
	鉛	mg/L	N	N	N	0.002	N	0.002	0.004	0.002	N	0.01	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.05 以下
	砒素	mg/L	N	N	N	0.002	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	総水銀	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.0005 以下
	ジクロロメタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.02 以下
	四塩化水素	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.002 以下
	1.2-ジクロロエタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.004 以下
	1.1-ジクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.1 以下
	1.1.1-トリクロロエタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	1 以下
	1.1.2-トリクロロエタン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.002 以下
	チウラム	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.006 以下
	シマジン	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	セレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.8	1.6	2.0	0.1	1.9	3.3	2.5	3.9	5.1	0.6	10 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	－
	1.2-ジクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	N	N	N	N	N	0.04 以下

注１）＊１、＊２：同一地点名であるが測定地点が異なることを示す。
注２）Ｎ：定量下限値未満（検出されない）　－：測定されていない、または環境基準が設定されていない。
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

表 3.1-22(2)　地下水質測定結果（概況調査 令和３年度）

項目＼地区名		単位	三本柳	繋	上太田	黒川*1	黒川*2	緑ヶ丘	向中野	上米内	川目	渋民	指針値
要監視項目	イソキサチオン	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.008 以下
	ダイアジノン	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.005 以下
	フェニトロチオン	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.003 以下
	イソプロチオラン	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.04 以下
	オキシン銅	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.04 以下
	クロロタニロル	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.05 以下
	プロピザミド	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.008 以下
	EPN	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.006 以下
	ジクロルボス	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.008 以下
	フェノブカルブ	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.03 以下
	イプロベンホス	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	0.008 以下
	クロルニトロフェン	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	－
その他	有機燐化合物	mg/L	N	－	N	N	N	－	－	－	－	N	－
	pH	－	6.7	6.5	7.1	7.0	6.7	6.8	6.5	6.7	6.9	7.2	－
	電気伝導度	μS/cm	210	88	170	200	320	130	290	100	130	97	－
	水温	℃	14.5	13.8	10.5	11.6	15.3	13.3	15.6	11.1	11.5	11.8	－

注１）＊１、＊２：同一地点名であるが測定地点が異なることを示す。
注２）N：定量下限値未満（検出されない）　－：単位なし、測定されていない、または指針値が設定されていない。
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

表 3.1-23(1)　地下水質測定結果（継続監視調査 令和３年度）

項目＼地区名		単位	鉈屋町	本宮*1	本宮*2	夕顔瀬町	東見前	環境基準
環境基準項目	1.1-ジクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	N	0.1 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	0.003	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.0014	0.0018	0.0020	0.0011	0.0090	0.01 以下
	1.2-ジクロロエチレン	mg/L	N	N	N	N	0.005	0.04 以下
その他	pH	－	6.7	6.9	7.5	6.8	6.8	－
	電気伝導度	μS/cm	230	240	240	170	210	－
	水温	℃	14.3	14.5	9.0	13.5	14.3	－

注１）＊１、＊２：同一地点名であるが測定地点が異なることを示す。
注２）N：定量下限値未満（検出されない）　－：単位なし、または環境基準が設定されていない。
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

表 3.1-23(2)　地下水質測定結果（継続監視調査 令和３年度）

項目＼地区名		単位	上太田	上米内	手代森	下飯岡	川又	好摩	環境基準
環境基準項目	鉛	mg/L	0.004	－	－	－	－	－	0.01 以下
	砒素	mg/L	－	0.006	0.005	0.003	0.021	－	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	21	10 以下
	亜硝酸性窒素	mg/L	－	－	－	－	－	N	－
その他	pH	－	6.1	8.0	7.7	6.8	7.7	8.0	－
	電気伝導度	μS/cm	170	89	120	180	100	89	－
	水温	℃	6.1	5.8	8.3	14.3	12.6	5.8	－

注）N：定量下限値未満（検出されない。）　－：単位なし、または環境基準が設定されていない。　：環境基準値を超過
出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

(3) ダイオキシン類（水質、底質）の状況

対象事業実施区域の周囲におけるダイオキシン類の令和３年度の測定結果は、表 3.1-24に示すとおりである。なお、測定地点は図 3.1-19に示したとおりである。

対象事業実施区域の周囲では諸葛川（諸葛橋）で測定が行われており、測定値は水質、底質ともに環境基準を達成している。

表 3.1-24　ダイオキシン類（水質、底質）の測定結果（令和３年度）

河川名	測定地点	水質（pg-TEQ/L）	底質（pg-TEQ/g）
諸葛川	諸葛橋	0.036	0.16

出典：「令和３年度 公共用水域 地下水質 大気汚染状況 ダイオキシン類測定結果」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

《参考：水質汚濁に係る環境基準について（ダイオキシン類）》

媒体	環境基準
水質（水底の底質を除く。）	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月 環境庁告示第 68 号）

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図 3.1-20(1)、(2)に示すとおりである。

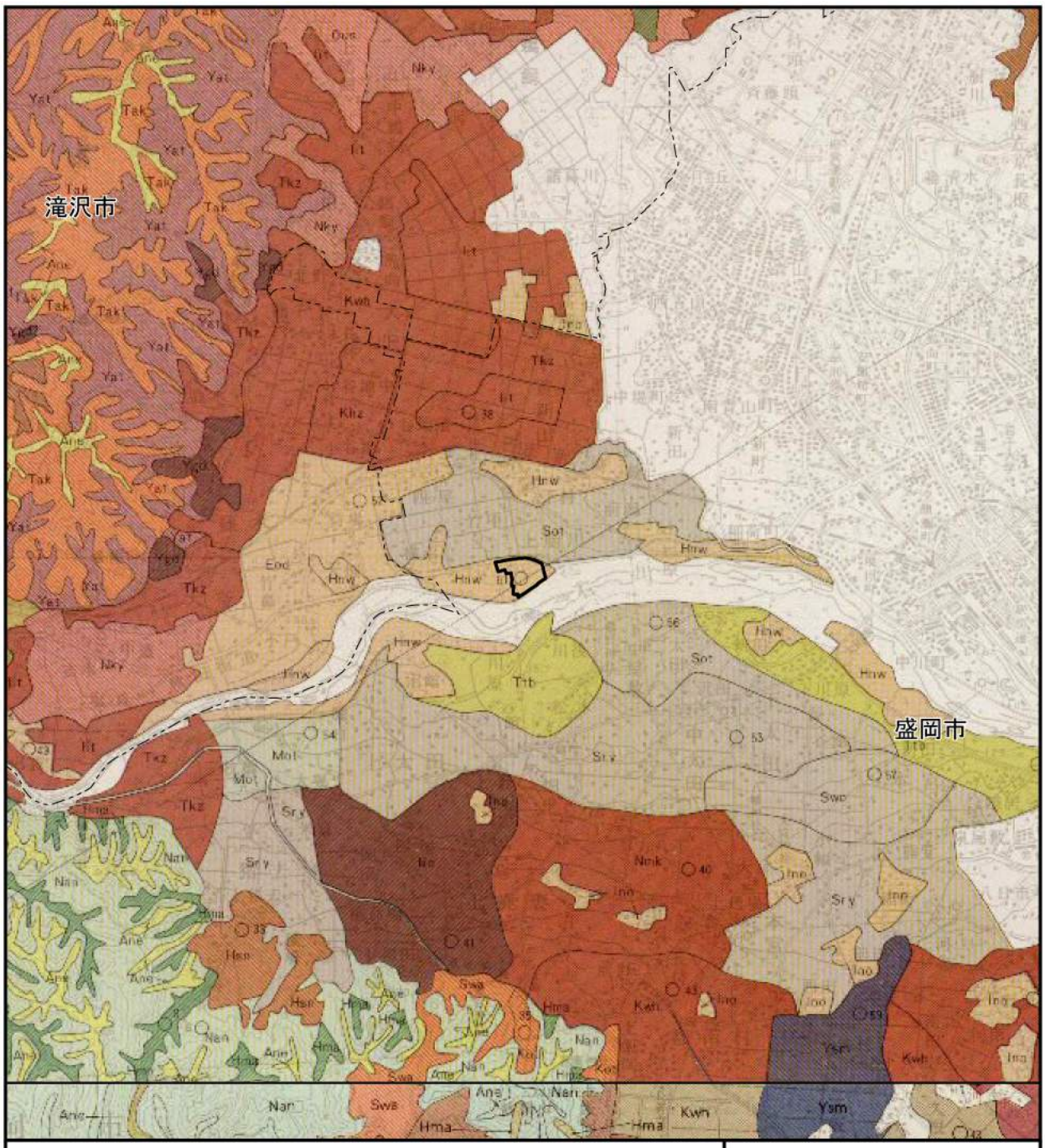
対象事業実施区域の土壌は、褐色低地土壌の花輪統となっている。また、対象事業実施区域の周囲は、粗粒灰色低地土壌の下太田統、土渕統及び褐色低地土壌の江刺愛宕統等となっているほか、対象事業実施区域北西側の山地は、淡色黒ボク土壌の高森統及び黒ボク土壌の谷地山統等となっており、対象事業実施区域南西側の山地は褐色森林土壌の南昌山統及び湿性褐色森林土壌の東ノ又沢統等となっている。山地のふもとは多湿黒ボク土壌の飯豊統、滝沢統、沼宮内統及び飯岡統等が広がっている。

(2) 土壌汚染の状況

岩手県では、令和４年度に一般環境（一般的住居地域）７地点及び発生源周辺（廃棄物焼却炉周辺地域）45地点で土壌中のダイオキシン類を測定しているが、対象事業実施区域及びその周囲で測定は行われていない。

2. 地盤の状況

「令和４年版 環境報告書」（岩手県HP、閲覧：令和５年10月）によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は発生していない。



出典：「５万分の１土地分類基本調査 土壌図」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-20(1)　土壌の状況

凡　例

		盛岡	日詰
山地および丘陵地の土壌			
乾性褐色森林土壌	東根山統	Ane	Ane
褐色森林土壌	南昌山統	Nan	Nan
湿性褐色森林土壌	東ノ又沢統	Hma	Hma
黒ボク土壌	網張２統	Ami-2	
	谷地山統	Yat	
	牧野林統	Bok	
淡色黒ボク土壌	高森統	Tak	
	志和統	Swa	Swa
台地および低地の土壌			
厚層黒ボク土壌	夜蚊平統	Yga	
黒ボク土壌	中山統	Nky	
	大牛内統	Ous	
	細野統	Hsn	
	好地統		Kot
多湿黒ボク土壌	飯豊統	Ii	Ii
	滝沢統	Tkz	
	沼宮内統	Nmk	
	飯岡統	Iik	
黒ボクグライ土壌	川畑統	Kwh	Kwh
	重石統	Ois	
褐色低地土壌	磯鶏統	Sok	
	猪鼻統	Ino	
	花輪統	Hnw	
	江刺愛宕統	Esd	
細粒灰色低地土壌	白山統	Sry	
灰色低地土壌	本宮統	Mtm	
粗粒灰色低地土壌	下太田統	Sot	
	土渕統	Tdo	
	沢内太田統	Swo	
低地泥炭土壌	北日詰統	Kht	
黒泥土壌	油島統	Yam	Yam

出典：「５万分の１土地分類基本調査 土壌図」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-20(2)　土壌の状況（凡例）

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3.1-21(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は谷底平野及び氾濫平野が大部分を占めており、一部に砂礫段丘Ⅲがみられる。また、対象事業実施区域の周囲は砂礫段丘Ⅱ及び砂礫段丘Ⅲが広がっており、対象事業実施区域南側の雫石川沿いは河原となっているほか、崖もみられる。対象事業実施区域北西側から南西側にかけては、中起伏山地となっており、対象事業実施区域北側の市街地は、大山灰砂台地及び谷底平野及び氾濫平野が混在した地形となっている。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地質の状況は、図 3.1-22(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域は未固結堆積物の砂礫（洪積世）及び砂礫（沖積世）となっている。また、対象事業実施区域の周囲も同様に未固結堆積物の砂礫（洪積世）及び砂礫（沖積世）が広がっているほか、対象事業実施区域北西側から南西側に位置する山地には、火山性岩石の集塊岩及び未固結堆積物の砕屑物等が分布している。対象事業実施区域北西側の山地のふもと及び北東側の市街地には、火山性岩石の火山砕屑物が分布している。

3. 重要な地形及び地質

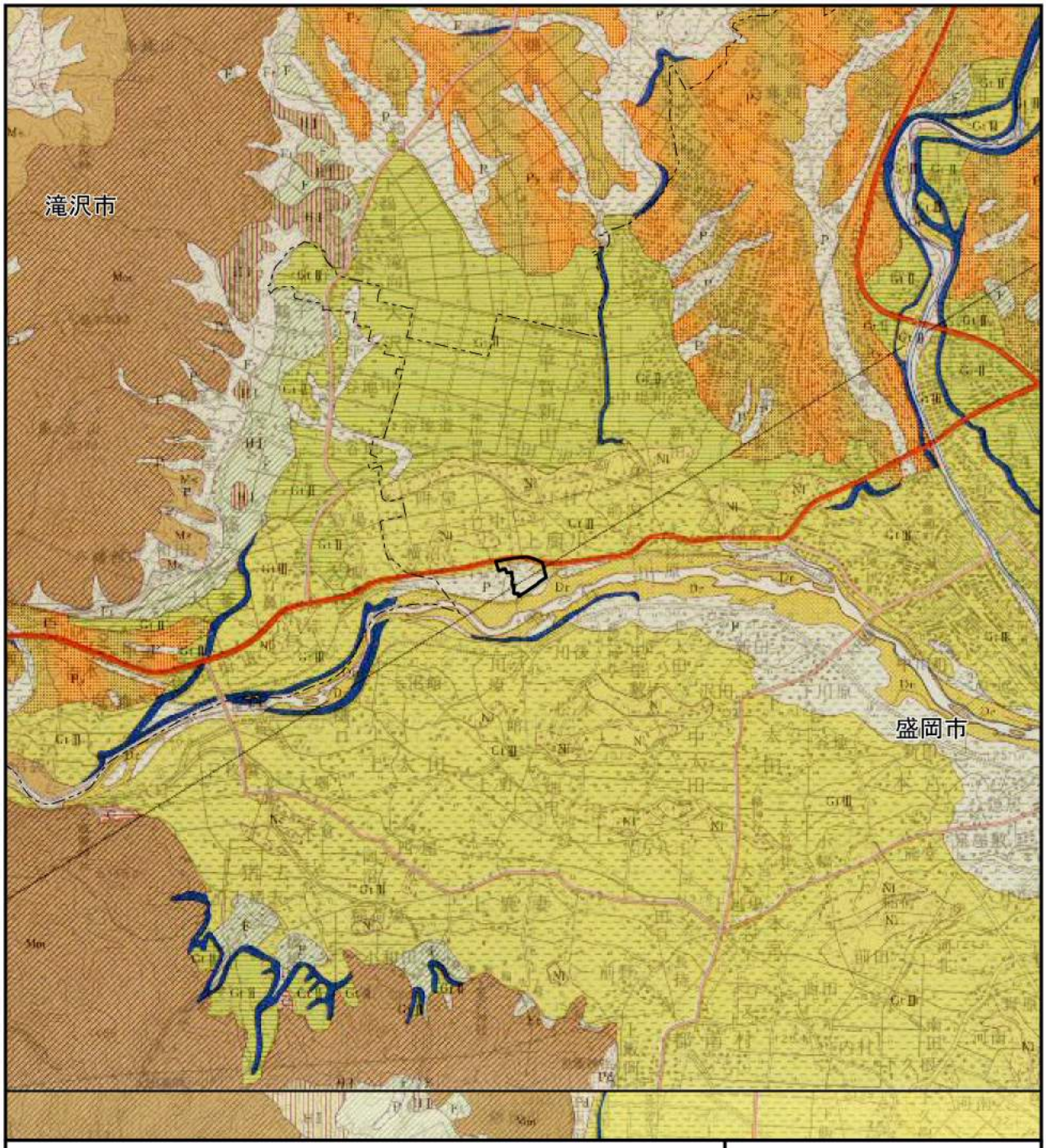
対象事業実施区域及びその周囲には、「日本の地形レッドデータブック 第１集 ―危機にある地形―」（平成６年２月　小泉・青木編）及び「日本の地形レッドデータブック 第２集 ―保存すべき地形―」（平成14年３月　小泉・青木編）によって選定された保存すべき地形は存在しない。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、表 3.1-25及び図 3.1-23に示すとおり、「日本の典型地形」（国土交通省HP、閲覧：令和５年10月）に選定されている北上盆地及び雫石川下流部が存在している。

表 3.1-25　対象事業実施区域及びその周囲における典型地形

典型地形項目	名称	地形項目	定義	所在地
地殻の変動による地形	北上盆地	構造盆地	地殻変動によって形成される盆地。	滝沢市、盛岡市、紫波郡矢巾町・紫波町、花巻市、北上市、丹沢郡金ヶ崎町、奥州市、一関市
河川の作用による地形	雫石川下流部	網状流	砂礫からなる島や州によって、網の目状に分岐・合流を繰り返す水流。	盛岡市
その他の地形	盛岡市上田付近	土石流堆積地形	土石流による流動物が渓床やその下流に堆積して形成された地形。	盛岡市

出典：「日本の典型地形」（国土地理院 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

盛岡
日詰

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「５万分の１土地分類基本調査 地形分類図」
（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

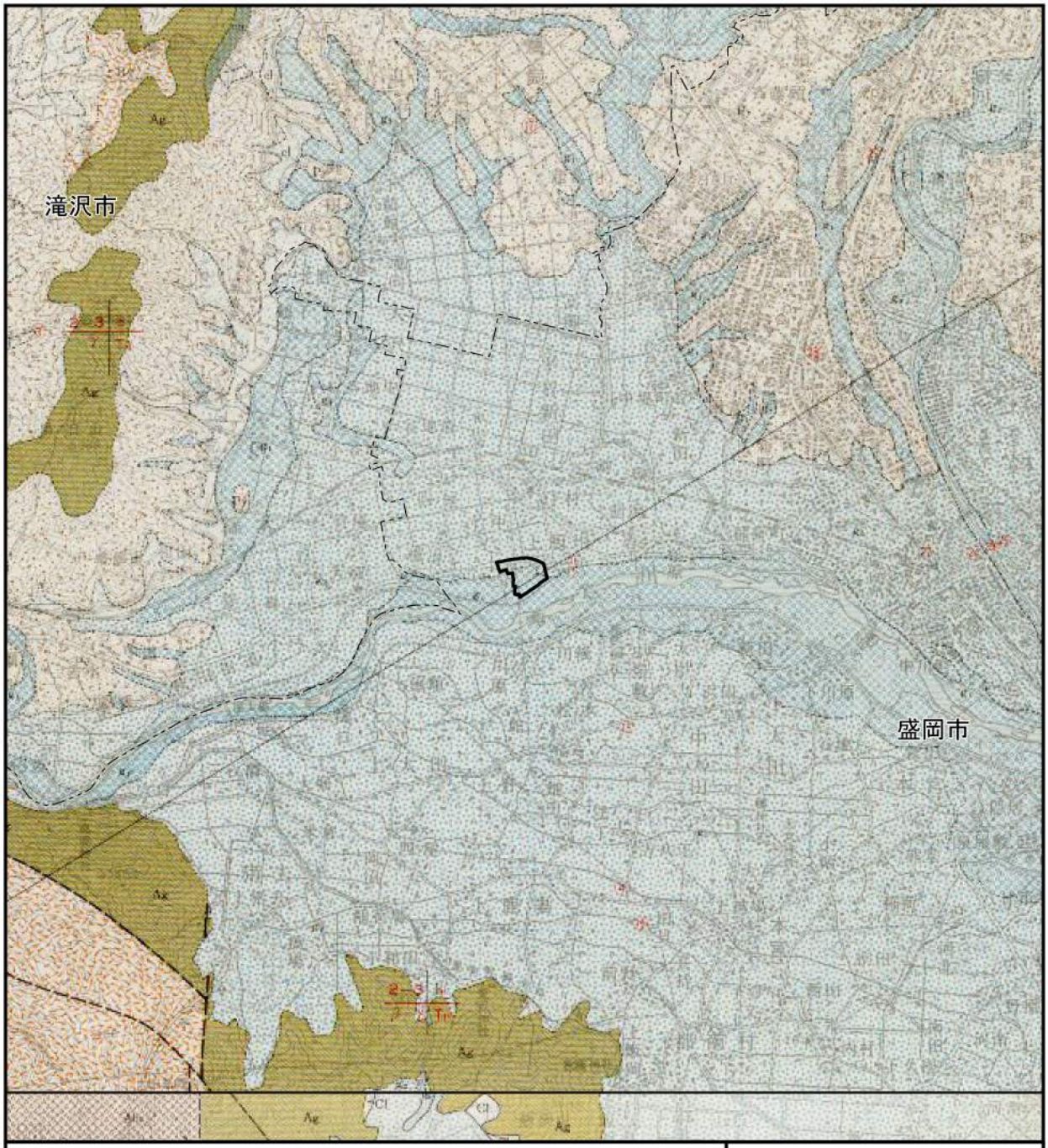
図 3.1-21(1)　地形の状況

凡　例

	盛岡	日詰
山　地		
大起伏山地（起伏量400m以上）		
中起伏山地（起伏量400～200m）		
小起伏山地（起伏量200m未満）		
山麓地及び他の緩斜面		
火山地		
大起伏火山地（起伏量400m以上）		
中起伏火山地（起伏量400～200m）		
小起伏火山地（起伏量200m未満）		
丘陵地		
丘陵地　Ⅰ（起伏量200～100m）		
丘陵地　Ⅱ（起伏量100m未満）		
台地		
砂礫段丘　Ⅰ		
砂礫段丘　Ⅱ		
砂礫段丘　Ⅲ		
大山灰砂台地		
低地		
扇状地		
崖錐性扇状地		
谷底平野及び氾濫平野		
河原		
自然堤防		
旧河道		
その他		
人工改変地		
崖		
泥流地形		
崩壊地形		
遷急点		
壁岩		
国道		
主要地方道、県道		
主要分水界、主要水系流域界		
一級河川		
二級河川		

出典：「５万分の１土地分類基本調査土地分類基本調査 地形分類図」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-21(2)　地形の状況（凡例）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

盛岡
日詰

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「５万分の１土地分類基本調査土地分類基本調査 表層地質図」
（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

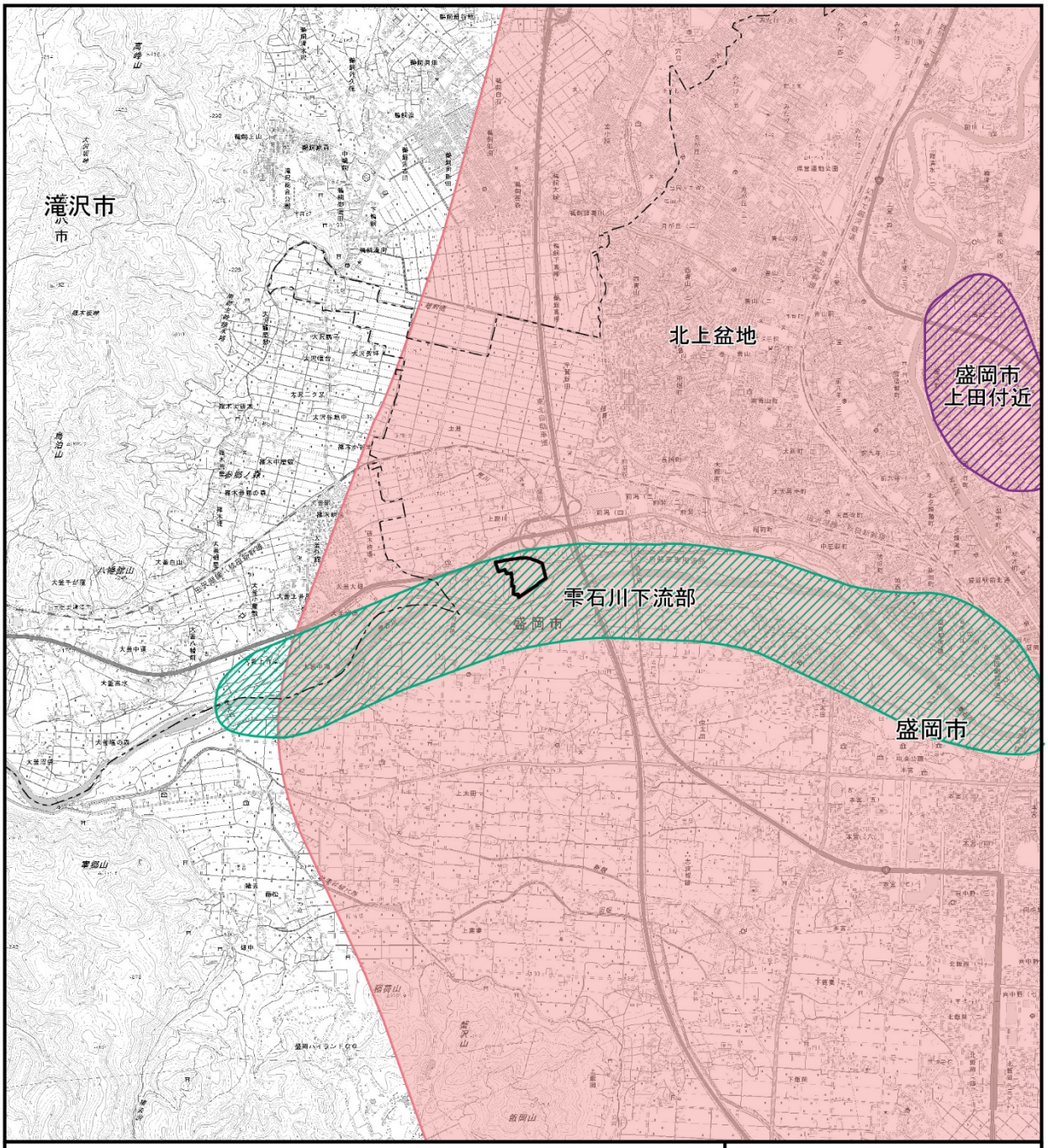
図 3.1-22(1)　地質の状況

凡　例

		盛岡	日詰
未固結堆積物	砂礫（沖積世）		
	砕屑物		
	砂礫（洪積世）		
固結堆積物	砂岩		
	泥岩		
	珪岩質岩石		
	輝緑凝灰岩		
	石灰岩		
火山性岩石	火山砕屑物		
	安山岩質岩石		
	集塊岩		
	流紋岩質岩石		
深成岩	花崗岩質岩石		
	蛇紋岩質岩石		
	斑栃岩質岩石		
その他	岩石の種類の境界		
	走向・傾斜		
	断層		
	温泉		
	柱状図の位置	①	
	背斜軸		
	向斜軸		
	ホルンフェルス化域		
	鉱山（採石場）		

出典：「５万分の１土地分類基本調査土地分類基本調査 表層地質図」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-22(2)　地質の状況（凡例）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 地殻の変動による地形
- 河川の作用による地形
- その他の地形

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「日本の典型地形ウェブサイト」（国土地理院 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-23　対象事業実施区域及びその周囲における典型地形の状況

3.1.5　動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物

(1) 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲に生息する動物の情報は、表 3.1-26に示す文献に基づいて整理した。

表 3.1-26　動物相の確認文献等

番号	文献名	対象とした種
1 注)	「第２～６回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
2	「いわてレッドデータブック　岩手の希少な野生生物」(令和２年３月　岩手県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種（ただし絶滅（EX）・野生絶滅（EW）とされている種は除く）
3	「平成 30 年度（2018 年度）中大型哺乳類分布調査 調査報告書(クマ類(ヒグマ・ツキノワグマ)・カモシカ)」（平成 31 年３月　環境省）	調査対象とした野生動物（哺乳類）のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
4	「令和３年度（2021 年度）中大型哺乳類分布調査 調査報告書（タヌキ・キツネ・アナグマ)」（令和４年３月　環境省）	調査対象とした野生動物（哺乳類）のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
5	「第 53 回ガンカモ類の生息調査報告書（令和３年度)」（令和５年３月　環境省自然環境局）	調査対象とした野生動物（鳥類）のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
6	「盛岡市自然環境等基礎調査報告書」（平成 18 年３月　株式会社ネクサス）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち、盛岡市で確認された種

注）各回の調査年度は以下のとおりである。
第２回：昭和 53 年度、第３回：昭和 59 年度、第４回：平成元～３年度、第５回：平成９～10 年度、第６回：平成 12～16 年度

既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲で確認された動物は表 3.1-27に示すとおり、哺乳類が13科43種、鳥類が48科176種、爬虫類が６科10種、両生類が６科13種、昆虫類が180科1,359種、魚類が７科14種、底生動物が７科７種である。

表 3.1-27　文献等により確認された種数（動物）

分類	科	種
哺乳類	13	43
鳥類	48	176
爬虫類	6	10
両生類	6	13
昆虫類	180	1,359
魚類類	7	14
底生動物	7	7

(2) 重要種の状況

文献調査で確認された動物種について、国、岩手県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要種の指定状況を整理した。

重要種の選定基準及びカテゴリーは、表 3.1-28に示すとおりである。

表 3.1-28　重要な種の選定基準及びカテゴリー

分類	番号	重要な種の選定基準	カテゴリー
法規制等	①	「文化財保護法」(昭和 25 年　法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	②	「岩手県文化財保護条例」 (昭和 51 年３月 26 日　条例第 44 号)	県天：県指定天然記念物
	③	「盛岡市文化財保護条例」 (昭和 53 年３月 25 日　条例第 21 号)	盛天：盛岡市指定天然記念物
		「滝沢市文化財保護条例」 (昭和 62 年３月 14 日　条例第２号)	滝天：滝沢市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法)」 (平成４年６月５日　法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
	⑤	「岩手県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成 14 年３月 29 日　条例第 26 号)	指希：指定希少野生動植物種 特希：特定希少野生動植物種
レッドデータブック等	⑥	「環境省レッドリスト 2020」 (令和２年３月 27 日改訂　環境省報道発表資料)	CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠＡ類 EN：絶滅危惧ⅠＢ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
	⑦	「いわてレッドデータブック　岩手の希少な野生生物」(令和２年３月　岩手県環境生活部自然保護課)	A：絶滅危惧Ⅰ類 B：絶滅危惧Ⅱ類 C：準絶滅危惧 D：C ランクに準ずる種 DD：情報不足

① 哺乳類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（哺乳類）は、表 3.1-29 に示すとおり、８科 19 種である。

ヒナコウモリ科のコウモリのほか、雑木林を利用するニホンモモンガやヤマネ、低山山麓の森林を生息域とするイイズナなどが確認されている。

表 3.1-29　重要な動物種（哺乳類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	トガリネズミ科	カワネズミ							D
2	ヒナコウモリ科	チチブコウモリ						LP	A
3		テングコウモリ							B
4		コテングコウモリ							D
5		カグヤコウモリ							B
6		ヒメホオヒゲコウモリ							C
7		ノレンコウモリ							B
8		ヤマコウモリ						VU	B
9		コヤマコウモリ						EN	A
10		モリアブラコウモリ						VU	A
11		ニホンウサギコウモリ							B
12		ヒナコウモリ							B
13	オナガザル科	ニホンザル							A
14	リス科	ニホンモモンガ							C
15	ヤマネ科	ヤマネ							C
16	クマ科	ツキノワグマ				国際			D
17	イタチ科	オコジョ						NT	B
18		イイズナ						NT	B
19	ウシ科	カモシカ	特天						D
合計	8 科	19 種	1 種	0 種	0 種	1 種	0 種	6 種	19 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

② 鳥類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（鳥類）は、表 3.1-30(1)、(2)に示すとおり、31 科 70 種である。

河川敷や水田など耕作地、ため池を利用するヒシクイやマガン等のカモ科やシギ・チドリ科の種や、雑木林や草地に生息するキツツキ科、ヒタキ科、ホオジロ科の種が多く確認されているほか、クマタカやオジロワシ、アオバズク、トラフズクなどの猛禽類といった生態系上位種も確認されている。

表 3.1-30(1)　重要な動物種（鳥類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	カモ科	シジュウカラガン				国内		CR	
2		ヒシクイ	国天					VU	B
3		マガン	国天					NT	C
4		オシドリ						DD	D
5		トモエガモ						VU	B
6		シマアジ							D
7		ヨシガモ							D
8		シノリガモ						LP	C
9		カワアイサ							D
10	キジ科	ヤマドリ							D
11	ヨタカ科	ヨタカ						NT	C
12	アマツバメ科	ハリオアマツバメ							D
13	カッコウ科	ジュウイチ							D
14	クイナ科	クイナ							C
15		バン							D
16		ヒクイナ						NT	B
17	ツル科	タンチョウ	特天			国内		VU	B
18	カイツブリ科	アカエリカイツブリ							D
19		カンムリカイツブリ							D
20	チドリ科	ケリ						DD	C
21	シギ科	ハマシギ						NT	
22		ヤマシギ							C
23		オオジシギ						NT	B
24		タカブシギ						VU	
25	カモメ科	アジサシ							C
26	ウ科	ヒメウ						EN	C
27	サギ科	ヨシゴイ						NT	C
28		チュウサギ						NT	C
29	ミサゴ科	ミサゴ						NT	B
30	タカ科	ハチクマ						NT	C
31		クマタカ				国内		EN	A
32		ツミ							C
33		ハイタカ						NT	C
34		オオタカ						NT	B
35		チュウヒ				国内		EN	B
36		オジロワシ	国天			国内		VU	A
37		ノスリ							D
38	フクロウ科	アオバズク							B
39		コノハズク							C
40		オオコノハズク							D

注１）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録第７版」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-30(2)　重要な動物種（鳥類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
41	フクロウ科	トラフズク							B
42		コミミズク							D
43		フクロウ							D
44	ヤツガシラ科	ヤツガシラ							C
45	ブッポウソウ科	ブッポウソウ						EN	B
46	カワセミ科	アカショウビン							C
47		カワセミ							D
48		ヤマセミ							D
49	キツツキ科	アリスイ							B
50		オオアカゲラ							D
51	ハヤブサ科	チゴハヤブサ							D
52		ハヤブサ				国内		VU	A
53	サンショウクイ科	サンショウクイ						VU	C
54	カササギヒタキ科	サンコウチョウ							D
55	モズ科	チゴモズ						CR	A
56		アカモズ				国内		EN	A
57	ヨシキリ科	コヨシキリ							D
58	ウグイス科	セッカ							C
59	キバシリ科	キバシリ							D
60	ヒタキ科	サメビタキ							D
61		コサメビタキ							D
62		ノゴマ							B
63		コマドリ							C
64		ノビタキ							C
65	イワヒバリ科	イワヒバリ							C
66		カヤクグリ							D
67	アトリ科	イスカ							D
68	ホオジロ科	ホオアカ							D
69		ノジコ						NT	D
70		クロジ							D
合計	31 科	70 種	4 種	0 種	0 種	7 種	0 種	29 種	67 種

注１）種名及び配列については原則として「日本鳥類目録第７版」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

③ 爬虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（爬虫類）は、表 3.1-31 に示すとおり、３科３種である。

ため池などの湛水を利用するニホンスッポンや水田から草地、森林まで幅広い環境を利用するヒバカリなどが確認されている。

表 3.1-31　重要な動物種（爬虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	スッポン科	ニホンスッポン						DD	
2	トカゲ科	ヒガシニホントカゲ							D
3	ナミヘビ科	ヒバカリ							C
合計	3 科	3 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	1 種	2 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

④ 両生類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（両生類）は、表 3.1-32 に示すとおり、４科７種である。

河川の渓流域から中流域を生息環境とするカジカガエルや水田やため池などを利用するアカハライモリなどが確認されている。

表 3.1-32　重要な動物種（両生類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ						NT	C
2		ハコネサンショウウオ							D
3	イモリ科	アカハライモリ						NT	
4	アカガエル科	ニホンアカガエル							C
5		トウキョウダルマガエル						NT	D
6	アオガエル科	モリアオガエル							D
7		カジカガエル							D
合計	4 科	7 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	6 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑤ 魚類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（魚類）は、表 3.1-33 に示すとおり、7科 14 種である。

ため池などの湛水を生息域とするフナ類や水田などに生息するドジョウなどが確認されている。

表 3.1-33　重要な動物種（魚類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ							C
2	コイ科	タナゴ						EN	
3		フナ類						VU	C
4		ハス						VU	
5		カマツカ							DD
6		ヤリタナゴ						NT	DD
7	ドジョウ科	ドジョウ						NT	
8	ギギ科	ギバチ						VU	
9	サケ科	サクラマス						NT	
10		ニッコウイワナ						DD	
11	カジカ科	ハナカジカ						LP	B
12		カジカ大卵型						NT	C
13		カジカ						EN	
14	ハゼ科	ジュズカケハゼ						NT	
合計	7科	14 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	12 種	6 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準じ、非掲載種については京都府がまとめた自然環境目録 2015 を参考に整理した。

注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑥ 昆虫類

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（昆虫類）は、表 3.1-34(1)～(3)に示すとおり、46 科 147 種である。

河川やため池に生息するタガメやゲンゴロウ等水生昆虫をはじめ、河川敷や水田などの水辺環境を生息域とするコバネアオイトトンボやモートンイトトンボなどトンボ類が多く確認されている。

表 3.1-34(1)　重要な動物種（昆虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ						EN	A
2	イトトンボ科	ルリイトトンボ							D
3		モートンイトトンボ						NT	D
4		カラカネイトトンボ							D
5	ヤンマ科	マダラヤンマ						NT	B
6		カトリヤンマ							A
7		サラサヤンマ							D
8	サナエトンボ科	ホンサナエ							C
9		オジロサナエ							D
10	ムカシヤンマ科	ムカシヤンマ							C
11	エゾトンボ科	エゾトンボ							DD
12	トンボ科	ハッチョウトンボ							D
13		キトンボ							C
14		オオキトンボ						EN	A
15	キリギリス科	ヒガシキリギリス							C
16	ミズムシ科	ミズムシ							C
17	コオイムシ科	コオイムシ						NT	
18		タガメ				国内		VU	B
19	コウモリガ科	ヒメコウモリ							D
20	ハマキガ科	ニセシロモンクロヒメハマキ							B
21		ウンモンサザナミヒメハマキ							C
22		ウワミズヒメハマキ							D
23	マダラガ科	ベニモンマダラ						NT	B
24	セセリチョウ科	ホシチャバネセセリ						EN	B
25		ギンイチモンジセセリ						NT	D
26		ミヤマチャバネセセリ							C
27		チャマダラセセリ						EN	A
28		スジグロチャバネセセリ						NT	
29	シジミチョウ科	チョウセンアカシジミ						VU	B
30		ウラジロミドリシジミ							C
31		ハヤシミドリシジミ							C
32		クロミドリシジミ							C
33		キタアカシジミ						VU	C
34		クロシジミ						EN	A
35		ゴマシジミ					指希	NT	A
36		ヒメシジミ						NT	C
37		フジミドリシジミ							D
38		キマダラルリツバメ						NT	A
39	タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン						VU	
40		ヒョウモンチョウ						NT	C
41		ベニヒカゲ						NT	C
42		オオウラギンヒョウモン						CR	A
43		ゴマダラチョウ							D
44		キマダラモドキ						NT	
45		クロヒカゲモドキ						EN	A
46		コジャノメ							D
47		フタスジチョウ							B

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-34(2)　重要な動物種（昆虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
48	タテハチョウ科	オオムラサキ						NT	C
49	アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ						NT	C
50	シロチョウ科	ヤマキチョウ						EN	A
51		ヒメシロチョウ						EN	C
52	ツトガ科	モリオカツトガ						NT	D
53		フトシロスジツトガ							D
54		ホソエダツトガ							D
55		ヒメコミズメイガ							DD
56	トリバガ科	モウセンゴケトリバ							D
57	トガリバガ科	キボシミスジトガリバ							D
58	シャクガ科	クロフカバシャク						VU	C
59		フタオレウスグロエダシャク							DD
60		エゾヤエナミシャク							B
61		モンクロキイロナミシャク							DD
62	ヤママユガ科	オナガミズアオ						NT	
63	スズメガ科	イブキスズメ							D
64	シャチホコガ科	ノヒラトビモンシャチホコ							C
65		タカオシャチホコ							D
66	ヒトリガ科	マエアカヒトリ						NT	DD
67	ヤガ科	フタイロコヤガ							D
68		ジョウザンケンモン							DD
69		ウスジロケンモン						NT	C
70		ツチイロキリガ							C
71		エゾヘリグロヨトウ							DD
72		タンポキンウワバ							D
73		シロスジツマキリヨトウ							C
74		ガマヨトウ						VU	D
75		コシロシタバ						NT	D
76		ケンモンキシタバ							D
77		ミヤマキシタバ						NT	D
78		カギモンハナオイアツバ						NT	
79		ミツモンケンモン						EN	A
80		オガサワラヒゲヨトウ						EN	A
81		シロスジキンウワバ							C
82		エゾオオバコヤガ							DD
83		ウスクモヨトウ							DD
84		ヨスジキリガ							D
85		オオシラホシヤガ							DD
86		ハイイロハガタヨトウ							D
87		ミカワキヨトウ							DD
88		ハイイロヨトウ							D
89		クロヨトウ							D
90		ノシメコヤガ						CR	A
91		ダイセツヤガ							D
92	コブガ科	ナンキンキノカワガ							D
93	アミカモドキ科	ニホンアミカモドキ						VU	C
94	クサアブ科	ネグロクサアブ						DD	D
95	オサムシ科	オオアオグロヒラタゴミムシ							B
96		ハヤチネヌレチゴミムシ							D
97		ウメヤルリミズギワゴミムシ							B
98		アオカタビロオサムシ							D
99		エゾカタビロオサムシ							C
100		マークオサムシ						VU	B
101		ヒメミヤマメダカゴミムシ							C
102	ハンミョウ科	カワラハンミョウ						EN	A
103		ホソハンミョウ						VU	B

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-34(3)　重要な動物種（昆虫類）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
104	ゲンゴロウ科	メススジゲンゴロウ							D
105		キボシケシゲンゴロウ						DD	C
106		シマケシゲンゴロウ							C
107		ゲンゴロウ				国内		VU	C
108		エゾゲンゴロウモドキ				国内		VU	C
109		マルガタゲンゴロウ				国内		VU	
110		シマゲンゴロウ						NT	
111		ナガケシゲンゴロウ							C
112		キボシツブゲンゴロウ						NT	C
113		キベリマメゲンゴロウ						NT	
114	ミズスマシ科	ミズスマシ						VU	
115	クワガタムシ科	オオクワガタ						VU	C
116	コガネムシ科	ヒメコマグソコガネ							B
117		ヒメケブカマグソコガネ							DD
118		ダイコクコガネ						VU	B
119		シナノエンマコガネ							C
120		ヤマトエンマコガネ						NT	C
121		オオチャイロハナムグリ						NT	D
122		オオトラフハナムグリ							C
123	ヒメドロムシ科	ケスジドロムシ						VU	D
124	タマムシ科	サビナカボソタマムシ							D
125		ハビロキンヘリタマムシ							B
126	コメツキムシ科	ツマグロヒラタコメツキ							D
127		イワテミヤマヒサゴコメツキ							D
128	ホタル科	ゲンジボタル							D
129		ヒメボタル							D
130	カミキリムシ科	ミチノクケマダラカミキリ						VU	C
131		アカジマトラカミキリ							D
132		フタスジカタビロハナカミキリ							B
133		トウホクトラカミキリ							C
134		シララカハナカミキリ							D
135		ヒゲジロホソコバネカミキリ							D
136		モモブトハナカミキリ							D
137		ベニバハナカミキリ							D
138		ホンドアカガネカミキリ							D
139		ヨツボシカミキリ						EN	C
140		ブチヒゲハナカミキリ							D
141	ハムシ科	クロスジカメノコハムシ							C
142		ベニカメノコハムシ							D
143		ニセセスジツツハムシ							B
144	ミツギリゾウムシ科	チャバネホソミツギリゾウムシ						DD	DD
145	アリ科	エゾアカヤマアリ						VU	
146	ミツバチ科	ニセハイイロマルハナバチ							D
147	ヒメバチ科	ミズバチ						DD	
合計	46 科	147 種	0 種	0 種	0 種	4 種	1 種	62 種	135 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑦ 底生動物

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な動物種（底生動物）は、表 3.1-35 に示すとおり、７科７種である。

河川の砂礫などの河床に生息するカワシンジュガイや水量の多い水路に生息するカラスガイなどが確認されている。

表 3.1-35　重要な動物種（底生動物）の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	タニシ科	オオタニシ						NT	
2	モノアラガイ科	モノアラガイ						NT	
3	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ						DD	
4	カワシンジュガイ科	カワシンジュガイ			滝天	国内		EN	B
5	イシガイ科	カラスガイ						EN	A
6	シジミ科	マシジミ						VU	B
7	ドブシジミ科	マメシジミ							C
合計	7 科	7 種	0 種	0 種	1 種	1 種	0 種	6 種	4 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

2. 植物

(1) 植物相

① 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲に生育する植物の情報は、表 3.1-36 に示す文献に基づいて整理した。

表 3.1-36　収集した文献及び選定項目

番号	文献名	対象とした種
1	「いわてレッドデータブック　岩手の希少な野生生物」(令和２年３月　岩手県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生植物のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種（ただし絶滅（EX）・野生絶滅（EW）とされている種は除く）
2	「盛岡市自然環境等基礎調査報告書」(平成 18 年３月　株式会社ネクサス)	調査対象とした野生植物のうち、盛岡市で確認された種
3	「岩手県産維管束植物チェックリスト(2018 年版)」(令和２年２月　岩手県植物誌調査会)	調査対象とした野生植物のうち、盛岡市及び滝沢市で確認された種
4	「農民生活変遷中心の滝沢村誌」(昭和 49 年４月　滝沢村)	調査対象とした野生植物のうち、滝沢市で確認された種

既存資料によると、対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物は、表 3.1-37 に示すとおり 161 科 1,687 種である。

表 3.1-37　植物確認種数

分類群		科数	種数
シダ植物		22	93
裸子植物		5	32
基部被子植物		7	20
	ＡＮＡグレード・モクレン類	0	0
	単子葉植物	26	482
	真正双子葉植物	101	1,060
合　計		161	1,687

注）分類群については「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」における分類を参考に整理した。

② 重要種の状況

文献調査で確認された植物種について、国、岩手県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき、重要種の指定状況を整理した。

重要種の選定基準及びカテゴリーは、表 3.1-38 に示すとおりである。

表 3.1-38 重要種の選定基準及びカテゴリー

分類	番号	重要な種の選定基準	カテゴリー
法規制等	①	「文化財保護法」(昭和 25 年　法律第 214 号)	特天：特別天然記念物 国天：国指定天然記念物
	②	「岩手県文化財保護条例」 (昭和 51 年３月 26 日　条例第 44 号)	県天：県指定天然記念物
	③	「盛岡市文化財保護条例」 (昭和 53 年３月 25 日　条例第 21 号)	盛天：盛岡市指定天然記念物
		「滝沢市文化財保護条例」 (昭和 62 年３月 14 日　条例第２号)	滝天：滝沢市指定天然記念物
	④	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法)」 (平成４年６月５日　法律第 75 号)	国内：国内希少野生動植物種 国際：国際希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
	⑤	「岩手県希少野生動植物種の保護に関する条例」(平成 14 年３月 29 日　条例第 26 号)	指希：指定希少野生動植物種 特希：特定希少野生動植物種
レッドデータブック等	⑥	「環境省レッドリスト 2020」 (令和２年３月 27 日改訂　環境省報道発表資料)	CR＋EN：絶滅危惧Ⅰ類 CR：絶滅危惧ⅠＡ類 EN：絶滅危惧ⅠＢ類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：地域個体群
	⑦	「いわてレッドデータブック　岩手の希少な野生生物」(令和２年３月　岩手県環境生活部自然保護課)	A：絶滅危惧Ⅰ類 B：絶滅危惧Ⅱ類 C：準絶滅危惧 D：C ランクに準ずる種 DD：情報不足

対象事業実施区域及びその周囲で確認されている重要な植物種は、表 3.1-39(1)～(5)に示すとおり、68 科 235 種である。

表 3.1-39(1)　重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	ミズニラ科	ミズニラ						NT	B
2	ハナヤスリ科	ヒメハナワラビ						VU	B
3	サンショウモ科	サンショウモ						VU	B
4	イノモトソウ科	リシリシノブ						NT	A
5		オオバノイノモトソウ							D
6	ナヨシダ科	ウサギシダ							A
7	ヒメシダ科	ヤワラシダ							C
8	シノブ科	シノブ							C
9	ウラボシ科	ヒメサジラン							B
10		エゾデンダ							DD
11		イワオモダカ							B
12	マツ科	モミ							D
13	ヒノキ科	ハイビャクシン							C
14	イチイ科	カヤ							D
15	スイレン科	コウホネ							C
16	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ							D
17	サトイモ科	ヒンジモ						VU	A
18		ザゼンソウ							D
19	チシマゼキショウ科	チシマゼキショウ							A
20		ヒメイワショウブ							B
21	オモダカ科	アギナシ						NT	C
22	シバナ科	ホソバノシバナ						VU	A
23	ホロムイソウ科	ホロムイソウ							B
24	ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ						VU	B
25	キンコウカ科	キンコウカ							C
26	ユリ科	ヒメアマナ						EN	A
27		ヤマスカシユリ						NT	B
28	ラン科	コアニチドリ						VU	A
29		エビネ						NT	B
30		キンセイラン						VU	A
31		サルメンエビネ						VU	A
32		ギンラン							C
33		ユウシュンラン						VU	A
34		キンラン						VU	A
35		アオチドリ							B
36		クマガイソウ						VU	A
37		アツモリソウ				国内		VU	A
38		ツチアケビ							B
39		イチヨウラン							B
40		サワラン							B
41		コイチヨウラン							B
42		カキラン							C
43		カモメラン						NT	A
44		ミズトンボ						VU	B
45		ギボウシラン						EN	A
46		フガクスズムシソウ						VU	A
47		スズムシソウ							A
48		コフタバラン							C
49		アオフタバラン							B
50		ホザキイチヨウラン							A
51		アリドオシラン							B
52		サカネラン						VU	A
53		タカネトンボ						VU	B
54		ミズチドリ							B
55		ツレサギソウ							A

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(2)　重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
56	ラン科	ヤマサギソウ							B
57		タカネサギソウ							C
58		オオヤマサギソウ							C
59		ホソバノキソチドリ							C
60		トンボソウ							C
61		トキソウ						NT	B
62		ウチョウラン						VU	A
63		ヒトツボクロ							A
64		ハクウンラン							A
65		ショウキラン							B
66	アヤメ科	ヒメシャガ						NT	C
67		カキツバタ						NT	B
68		アヤメ							B
69	ミズアオイ科	ミズアオイ						NT	A
70	ガマ科	ミクリ						NT	D
71		タマミクリ						NT	B
72		ナガエミクリ						NT	D
73		ヒメミクリ						VU	B
74	ホシクサ科	イヌノヒゲ							DD
75	イグサ科	ホソコウガイゼキショウ							C
76		ニッコウコウガイゼキショウ							DD
77		タカネスズメノヒエ							B
78	カヤツリグサ科	ヒラギシスゲ							C
79		ミヤマクロスゲ							C
80		クジュウツリスゲ						NT	A
81		ハタベスゲ						EN	B
82		イトナルコスゲ						VU	A
83		ヌマクロボスゲ						VU	B
84		ホロムイクグ						VU	B
85		カミカワスゲ							B
86		サハリンイトスゲ							B
87		チュウゼンジスゲ							C
88		エゾサワスゲ						NT	B
89		コアゼガヤツリ							C
90		アオガヤツリ							C
91		シロミノハリイ						VU	A
92		コアゼテンツキ							C
93	イネ科	ヒナザサ						NT	C
94		キダチノネズミガヤ							C
95	ケシ科	ツルケマン							A
96		コマクサ							B
97		オサバグサ							C
98	メギ科	ナンブソウ							B
99	キンポウゲ科	センウズモドキ						VU	C
100		アズマレイジンソウ							B
101		ミチノクフクジュソウ						NT	B
102		フクジュソウ							B
103		ヒメイチゲ							C
104		サンリンソウ							C
105		エンコウソウ							C
106		カザグルマ						NT	A
107		オキナグサ						VU	A
108		バイカモ							C
109		イワカラマツ						VU	DD
110	ボタン科	ヤマシャクヤク						NT	B

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(3)　重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
111	ボタン科	ベニバナヤマシャクヤク						VU	A
112	マンサク科	トサミズキ						NT	
113	スグリ科	ヤシャビシャク						NT	A
114		ヤブサンザシ							B
115		ザリコミ							B
116		トガスグリ							B
117	タコノアシ科	タコノアシ						NT	B
118	アリノトウグサ科	タチモ						NT	B
119	マメ科	イヌハギ						VU	B
120		マキエハギ							C
121	クロウメモドキ科	ホナガクマヤナギ							C
122	バラ科	チョウセンキンミズヒキ						VU	C
123		クロミサンザシ						EN	
124		キンロバイ						VU	B
125		ミヤマキンバイ							B
126		ヒロハノカワラサイコ						VU	C
127		ミチノクナシ						EN	C
128		シロヤマブキ						EN	
129		オオタカネバラ							B
130		サナギイチゴ						VU	C
131		ナガボノワレモコウ							B
132		ホザキシモツケ							A
133	カバノキ科	ネコシデ							C
134	ニシキギ科	イワウメヅル							C
135	トウダイグサ科	マルミノウルシ						NT	B
136	スミレ科	キバナノコマノツメ							C
137		タカネスミレ						NT	B
138		シロコスミレ						CR	
139		オオバタチツボスミレ						NT	A
140		ゲンジスミレ							B
141		シハイスミレ							D
142	フウロソウ科	ハクサンフウロ							C
143	ムクロジ科	クロビイタヤ						VU	A
144	アブラナ科	キバナハタザオ							B
145	タデ科	クリンユキフデ							B
146		シロバナサクラタデ							C
147		サクラタデ							C
148		ホソバイヌタデ						NT	
149		ノダイオウ						VU	C
150	ナデシコ科	カワラナデシコ							C
151		タチハコベ						VU	C
152		ナンブワチガイソウ						VU	B
153		シラオイハコベ							B
154	ヒユ科	ミドリアカザ						CR	DD
155	サクラソウ科	ヤナギトラノオ							B
156		ユキワリコザクラ							A
157		ヒメコザクラ						CR	A
158		サクラソウ						NT	B
159	イワウメ科	ヒメイワカガミ							B
160		オオイワカガミ							C
161	ツツジ科	コメバツガザクラ							C
162		ウラシマツツジ							B
163		イワヒゲ							C
164		シャクジョウソウ							C
165		ナガバツガザクラ							C

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(4)　重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
166	ツツジ科	オオバツツジ							C
167		エゾツツジ							B
168		クロマメノキ							DD
169	リンドウ科	ホソバノツルリンドウ							B
170		センブリ							C
171		ムラサキセンブリ						NT	A
172		イヌセンブリ						VU	B
173		テングノコヅチ						NT	C
174	キョウチクトウ科	フナバラソウ						VU	A
175		タチガシワ							C
176		スズサイコ						NT	B
177	ナス科	ハシリドコロ							C
178	ムラサキ科	オニルリソウ							C
179		ムラサキ						EN	A
180		ルリソウ							B
181	イワタバコ科	イワタバコ							B
182	オオバコ科	オオアブノメ						VU	B
183		イワブクロ							B
184		ヒヨクソウ							C
185		イヌノフグリ						VU	B
186	シソ科	カイジンドウ						VU	B
187		コムラサキ							DD
188		キセワタ						VU	B
189	ハマウツボ科	オオナンバンギセル							B
190		タチコゴメグサ							DD
191		ミチノクコゴメグサ							DD
192		ミヤママコナ							C
193		エゾシオガマ							C
194	タヌキモ科	ムシトリスミレ							B
195		タヌキモ						NT	
196		イヌタヌキモ						NT	D
197		ホザキノミミカキグサ							C
198		ヒメタヌキモ						NT	A
199		ムラサキミミカキグサ						NT	B
200	キキョウ科	ミヤマシャジン							A
201		シデシャジン							C
202		イワギキョウ							B
203		キキョウ						VU	B
204	ミツガシワ科	ミツガシワ							D
205	キク科	カワラハハコ							C
206		エゾノタウコギ							C
207		オオガンクビソウ							C
208		イワギク						VU	B
209		モリアザミ							C
210		ガンジュアザミ						EN	B
211		キセルアザミ							B
212		ミヤマコウゾリナ							C
213		タカサゴソウ						VU	B
214		ノニガナ							C
215		カワラニガナ						NT	B
216		メタカラコウ							C
217		オオニガナ							C
218		クルマバハグマ							B
219		ヒメヒゴタイ						VU	B
220		ヤハズトウヒレン							B

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3.1-39(5)　重要な植物種の状況

番号	科名	種名	指定状況						
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
221	キク科	クザカイタンポポ						EN	A
222		オナモミ						VU	C
223	セリ科	ハナビゼリ							C
224		ヤマナシウマノミツバ						EN	A
225		クロバナウマノミツバ							B
226		ヌマゼリ						VU	A
227	ガマズミ科	レンプクソウ							C
228		ソクズ							C
229	スイカズラ科	クロミノウグイスカグラ							B
230		キタカミヒョウタンボク				国内		EN	A
231		ヤブヒョウタンボク				国内		EN	A
232		ハナヒョウタンボク						VU	A
233		ウコンウツギ							C
234		オミナエシ							C
235		マツムシソウ							A
合計	68 科	235 種	0 種	0 種	0 種	3 種	0 種	99 種	229 種

注１）種名及び配列については原則として「令和４年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。
注２）指定状況の①～⑦は、表 3.1-28 に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

(2) 植生の状況

対象事業実施区域及びその周囲に生育する植物の情報は、「第６回、７回　自然環境保全基礎調査　植生調査」（環境省HP、調査：第６回 平成11～16年度、第７回 平成17年度～、閲覧：令和５年10月）を基に、現地状況を踏まえて整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における植生の状況は、図 3.1-24(1)、(2)に示すとおりである。

対象事業実施区域の大部分は畑雑草群落であるが、耕作放棄後20年程度が経過し、オギ等の高茎草本が繁茂しており、一部が緑の多い住宅地となっている。また、対象事業実施区域の周囲では、対象事業実施区域の南北に水田雑草群落が広く分布しているほか、畑雑草群落、緑の多い住宅地及び果樹園等が点在している。また、対象事業実施区域の南側の雫石川沿いには、ヤナギ高木群落やヤナギ低木群落等の河川植生、ニセアカシア群落、イタチ萩群落が分布しているほか、ゴルフ場、草地及び自然裸地も分布している。

対象事業実施区域北東側には、高速道路のインターチェンジが位置するなど市街地が広がっており、西側には果樹園や山地が存在し、山地にはカスミザクラ-コナラ群落や赤松群落、クリ-コナラ群衆やスギ・ヒノキ・サワラ植林が分布している。

(3) 特定植物群落の状況

対象事業実施区域及びその周囲における特定植物群落の状況は、「第５回　自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査」（環境省HP、調査：平成９～10年度、閲覧：令和５年10月）を基に整理した。

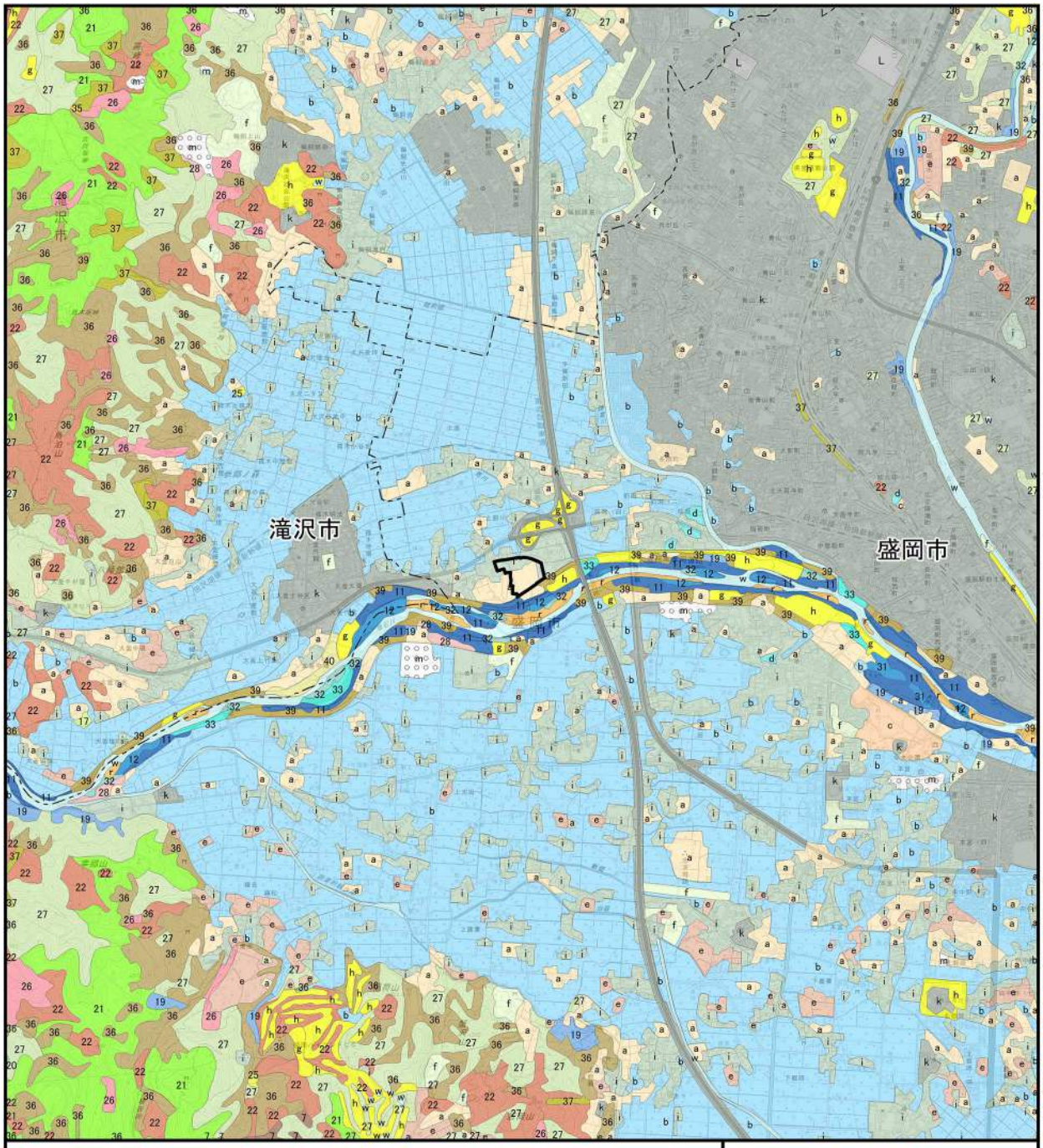
対象事業実施区域の周囲における特定植物群落の状況は表 3.1-40に、位置は図 3.1-25に示すとおりである。

対象事業実施区域内に特定植物群落は存在しない。また、対象事業実施区域から最も近い特定植物群落は、東側約1.2kmの雫石川の沼沢地である。

表 3.1-40　特定植物群落の状況

名称	相観区分	選定基準
雫石川の沼沢地	湿地植生	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
雫石川の河辺植生	河辺植生	砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの
		郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの

出典：「第５回　自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」（環境省 HP、調査：平成９～10 年度、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「第６、７回　自然環境保全基礎調査　植生調査」
（環境省 HP、調査：第６回 平成 11～16 年度、第７回 平成 17 年度～、
閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

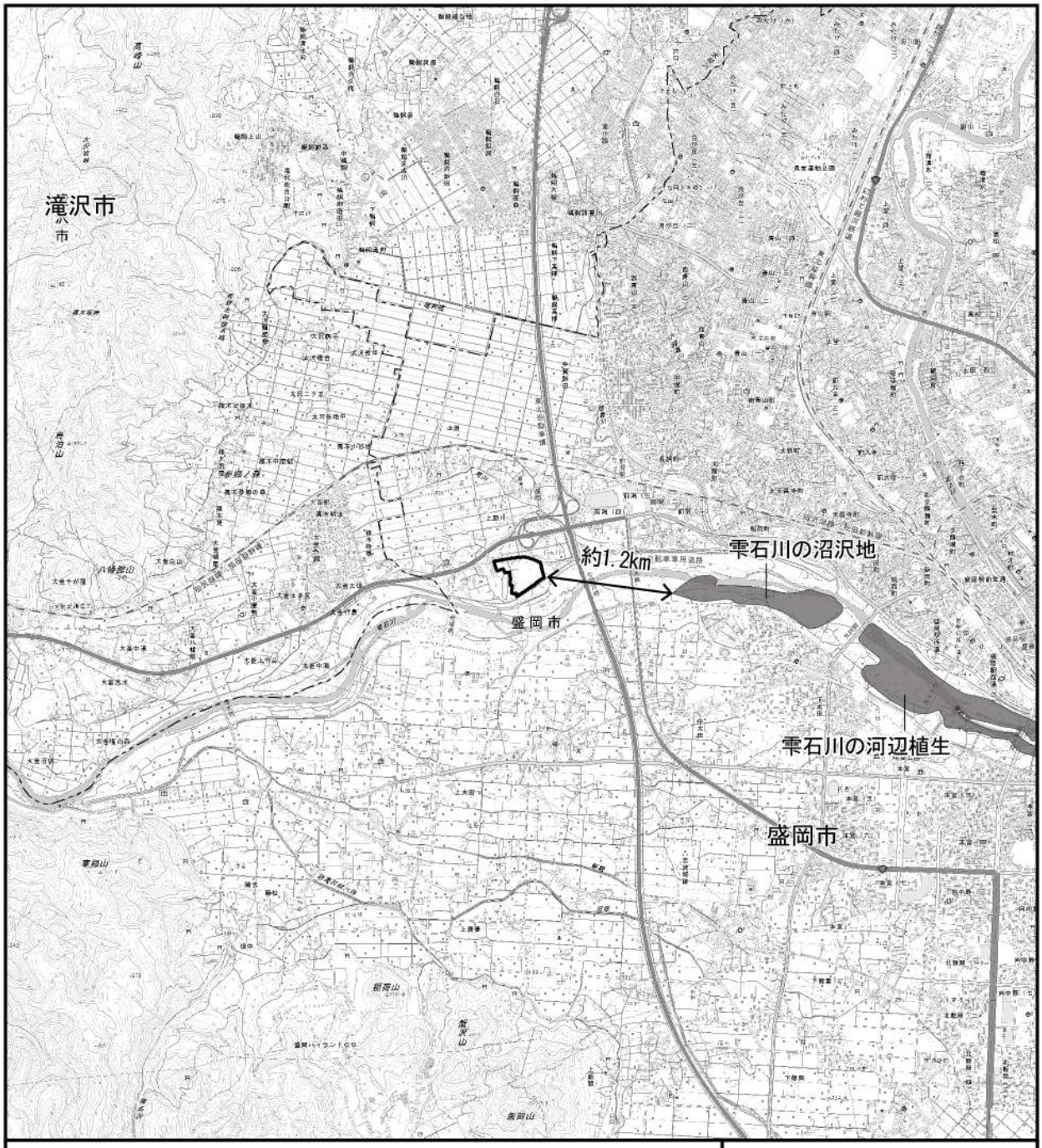
図 3.1-24(1)　植生の状況

凡　例

凡例色	統一凡例名
7	アカマツ群落（ＩＶ）
11	ヤナギ高木群落（ＩＶ）
12	ヤナギ低木群落（ＩＶ）
17	ブナ－ミズナラ群落
21	カスミザクラ－コナラ群落
19	オニグルミ群落（Ｖ）
20	ケヤキ二次林
22	アカマツ群落（Ｖ）
25	ススキ群団（Ｖ）
26	伐採跡地群落（Ｖ）
27	クリ－コナラ群集
28	クズ群落
31	ヨシクラス
32	ツルヨシ群集
33	オギ群集
35	硫気孔原植生
36	スギ・ヒノキ・サワラ植林
37	カラマツ植林
39	ニセアカシア群落
40	イタチハギ群落
h	ゴルフ場・芝地
g	牧草地
f	路傍・空地雑草群落
c	放棄畑雑草群落
e	果樹園
a	畑雑草群落
b	水田雑草群落
d	放棄水田雑草群落
k	市街地
i	緑の多い住宅地
L	工場地帯
m	造成地
w	開放水域
r	自然裸地

出典：「第６、７回　自然環境保全基礎調査　植生調査」
（環境省 HP、調査：第６回 平成 11～16 年度、第７回 平成 17 年度～、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-24(2)　植生の状況（凡例）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

特定植物群落

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「第５回　自然環境保全基礎調査　特定植物群落調査報告書」
（環境省 HP、調査：平成９～10 年度、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-25　特定植物群落位置図

(4) 巨樹・巨木の状況

対象事業実施区域及びその周囲における巨樹・巨木の状況は、「第４回、６回　自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」（環境省HP、調査：第４回 昭和63年度、第６回 平成11～12年度、閲覧：令和５年10月）及び「盛岡市の景観重要樹木」（盛岡市HP、閲覧：令和５年10月）を基に整理した。

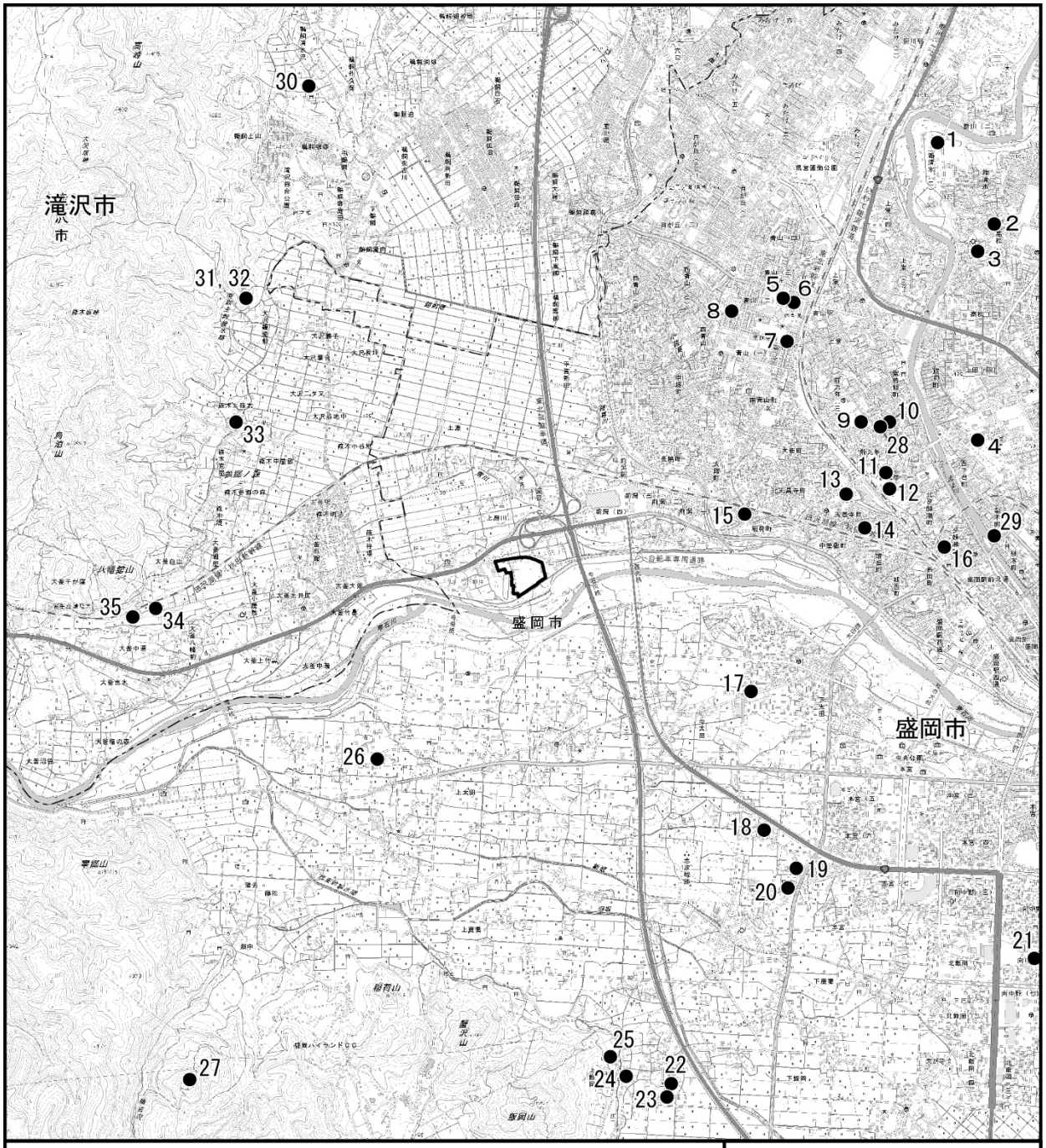
対象事業実施区域の周囲における巨樹・巨木の状況は表 3.1-41に、位置は図 3.1-26に示すとおりである。

対象事業実施区域から最も近い巨樹・巨木は、東側約1.8kmのハリギリ及び南西側約1.8kmのケヤキである。

表 3.1-41　巨樹・巨木の状況

番号	樹種名	備考
1	スギ	
2	クヌギ	
3	ケヤキ	
4	オオショウヤマナラシ	
5	シダレヤナギ	
6	セイヨウハコヤナギ	盛岡市景観重要樹木「青山のポプラ」
7	シロヤナギ	
8	セイヨウハコヤナギ	
9	ソメイヨシノ	
10	ケヤキ	
11	クリ	
12	ケヤキ	盛岡市景観重要樹木「宿田の夫婦ケヤキ」
13	スギ	盛岡市景観重要樹木「天昌寺のスギ」
14	サワラ	
15	ハリギリ	
16	ケヤキ	
17	クリ	
18	ケヤキ	
19	ケヤキ	
20	モミ	盛岡市指定天然記念物「大宮神社のモミ」
21	エゾエノキ	
22	カツラ	盛岡市景観重要樹木「柄目のカツラ」
23	スギ	
24	ケヤキ	
25	スギ	盛岡市景観重要樹木「秋葉神社のスギとモミ」
26	ケヤキ	盛岡市指定天然記念物「宰郷のケヤキ」
27	アカマツ	
28	ケヤキ	盛岡市景観重要樹木「敵見ケ森稲荷のケヤキ」
29	ケヤキ	盛岡市景観重要樹木「夕顔瀬橋際のケヤキ群」
30	スギ	
31	カツラ	
32	スギ	
33	カツラ	滝沢市指定天然記念物「田村神社のスギ・カツラ」
34	スギ	
35	スギ	

出典：「第４回、６回　自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」
（環境省 HP、調査：第４回 昭和 63 年度、第６回 平成 11～12 年度、閲覧：令和５年 10 月）
「盛岡市の景観形成重要樹木」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



注）図中の番号は、表 3.1-41 と対応する。
出典：「第４回、６回　自然環境保全基礎調査　巨樹・巨木林調査」
（環境省 HP、調査：第４回 昭和 63 年度・第６回 平成 11～12 年度、
閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-26　巨樹・巨木位置図

3. 生態系

植生自然度区分基準は表 3.1-42に、植生自然度図は図 3.1-27に示すとおりである。

対象事業実施区域は東西の山々に囲まれた平地に位置しており、その周囲には水田等耕作地及び市街地が幹線道路を境とし、東西に広がっている。

対象事業実施区域及びその周囲の植生自然度の分布は、北西側及び南西側に植生自然度６～７の山地が存在しているほか、南北に植生自然度２の水田耕作地が広がっており、一部に植生自然度１の市街地が存在している。また、北東側にも植生自然度１の市街地が広く存在しており、市街地内には南北に北上川が流れ、その河川沿いには植生自然度２の畑地及び植生自然度７の二次林等が分布している。

その他、対象事業実施区域内は植生自然度２の草地及び緑の多い住宅地となっており、対象事業実施区域の南側を流れる雫石川の河川敷には植生自然度９の高木及び低木林が分布しているほか、自然裸地が存在している。

以上のことから、対象事業実施区域及びその周囲の環境は、山地、水田等耕作地、河川・河川敷、市街地に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

(1) 山地

対象事業実施区域北西側及び南西側の山地には、主にカスミザクラーコナラ群落やクリーコナラ群落等の落葉広葉樹二次林、伐採跡地群落を含むスギ・ヒノキ・サワラ植林やアカマツ群落等の植林地が広く分布している。これらの人為的影響を受けた植生の構成種を生産者とし、セミ類やクワガタムシ類等の昆虫類、ニホンリス、ノウサギ等の哺乳類による低位消費者、タゴガエルやサンショウウオ類等の両生類、コウモリ類やヒメネズミ、ヤマネ等の小型哺乳類、コゲラやサンショウクイ、オオルリ等の小型鳥類等による中位消費者、ジムグリやマムシ等の爬虫類による上位消費者、フクロウやオオタカ等の猛禽類による高位消費者で構成されている。

(2) 水田等耕作地

対象事業実施区域内には耕作放棄後のやや湿潤な草地環境が、対象事業実施区域の南北には水田雑草群落といった湿潤な環境が広がっているほか、一部に畑雑草群落や果樹園、緑の多い住宅地等の乾性な草地環境がみられる。これらの人為的影響のある場所に成立する植生の構成種を生産者とし、バッタ目やチョウ目等の昆虫類による低位消費者、ニホンアマガエルやシュレーゲルアオガエル等の両生類やハツカネズミやハタネズミ等の小型哺乳類による中位消費者、アオダイショウやシマヘビ等の爬虫類やタヌキ等の哺乳類による上位消費者、チョウゲンボウ等の猛禽類やホンドテン等の哺乳類による高位消費者で構成されている。

なお、水田については秋季から冬季は草地や土壌を利用する小型哺乳類や鳥類の採餌環境となっているが、水田に水が入るとともに湿潤な環境に変わり、水生昆虫類や両生類の生息環境となり、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

(3) 河川・河川敷

対象事業実施区域南側を流れる雫石川の両岸には、ヤナギ高木群落及びヤナギ低木群落等の河川植生が帯状にみられるほか、ニセアカシア群集や芝地、牧草地等、河川区域内には自然裸地やツルヨシ群集、小規模な止水域が存在しており、一部人為的影響を受けた場所はあるものの、乾湿～湿潤な環境及び止水域、河川といった多様な環境がみられる。これらの河川敷に成立する植生や水域の藻、水草等の構成種を生産者とし、カワニナやモノアラガイ等の貝類、トビケラ目、ガムシ等の水生昆虫類、チョウ目やコウチュウ目等の昆虫類、モツゴ等の魚類等の低位消費者、ウグイやカマツカ等の魚類、トノサマガエルやカジカガエル等の両生類、アカネズミ等の小型哺乳類による中位消費者、アオダイショウ等の爬虫類、イカルチドリやカワウ等の鳥類による上位消費者、ゴイサギやミサゴ等の鳥類やニホンイタチ、キツネ等の哺乳類による高位消費者で構成されている。

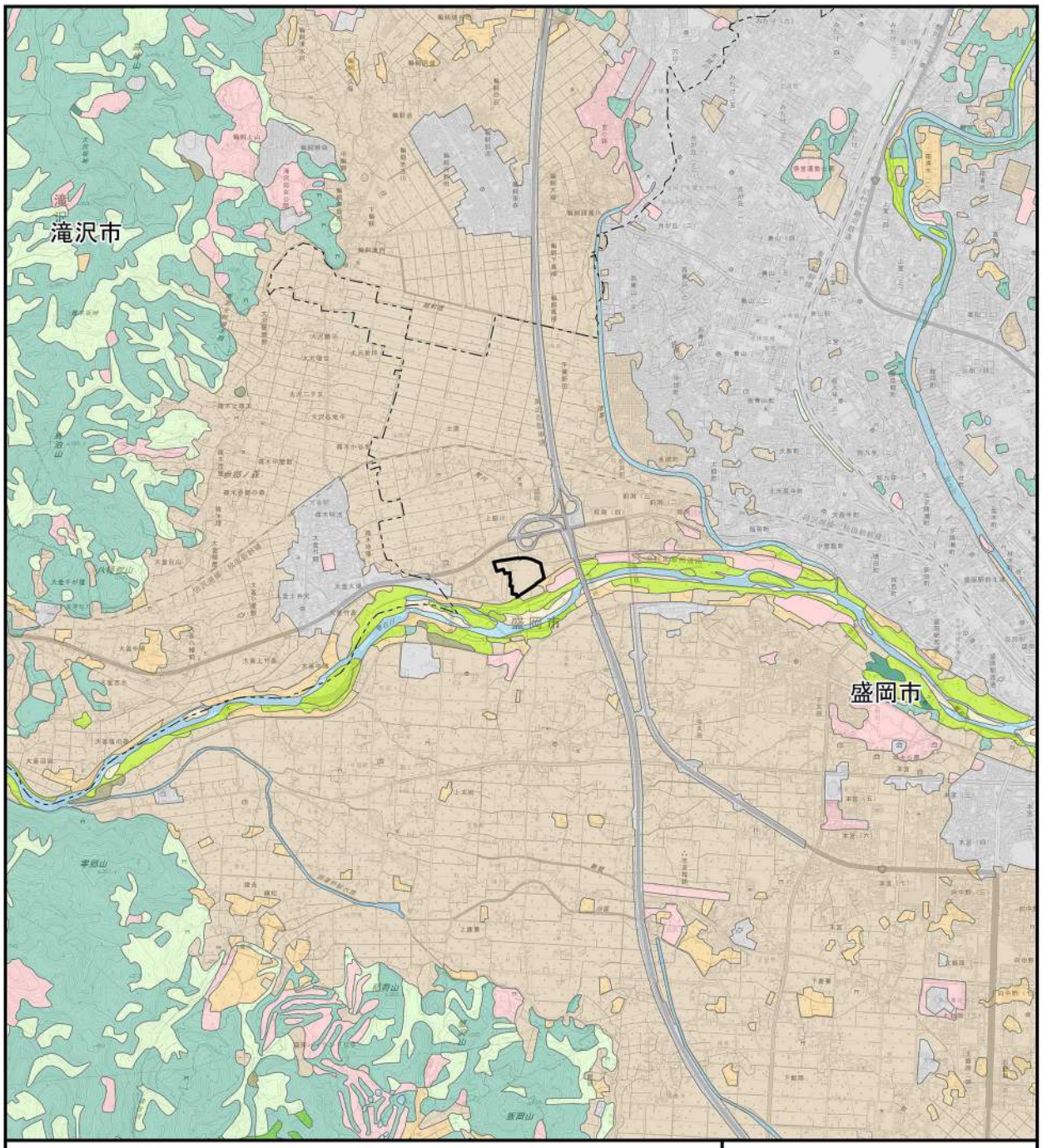
(4) 市街地

対象事業実施区域北東側には市街地が広がり、公園の敷地内にクリーコナラ群集がみられるほか、畑雑草群落や牧草地等の草地がみられる。これらの人工的な基盤の上に成立する植生の構成種を生産者とし、バッタ目やチョウ類等の昆虫類による低位消費者、ムクドリやハクセキレイ等の鳥類による上位消費者で構成されている。

表 3.1-42　植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナーミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギーコナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターHP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

植生自然度10
植生自然度9
植生自然度8
植生自然度7
植生自然度6
植生自然度5
植生自然度4
植生自然度3
植生自然度2
植生自然度1
自然裸地
開放水面

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-27　植生自然度図

3.1.6　景観及び人と自然との触れ合いの場の状況

1. 景観の状況

(1) 主要な眺望点の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な眺望点の状況は表 3.1-43に、位置は図 3.1-28に示すとおりである。

対象事業実施区域最寄りの眺望点は、対象事業実施区域南東側約3.2kmに位置する県立美術館が存在している。

表 3.1-43　主要な眺望点の状況

番号	主要な眺望点	地点の概要
1	マリオス展望台	盛岡市街地と岩手山を眺望できる。
2	県立美術館	野趣に富む環境を通しての岩手山を眺望できる。
3	県営運動公園周辺	色鮮やかなイチョウの街路樹木を眺望できる
4	舘坂橋（北上川） 右岸上流土手	北上川と河岸の緑を眺望できる。
5	夕顔瀬橋西側たもと	北上川の清流と夕顔瀬たものと桜を眺望できる。
6	夕顔瀬橋	岩手山と北上川を眺望できる。
7	旭橋	岩手山を眺望できる。
8	盛南大橋（雫石川） 右岸上流堤防	緑のカーテン（河川樹木）を眺望できる。

出典：「いわての残したい景観」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

主要な眺望点

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.1-43 と対応する。
出典：「いわての残したい景観」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-28　主要な眺望点位置図

(2) 主要な景観資源の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な景観資源（自然景観資源、景観重要建造物及び景観重要樹木）の状況は表 3.1-44に、位置は図 3.1-29示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、自然景観資源として北上川中流域河岸段丘群(1)、景観重要建造物として盛岡ふれあい覆馬場プラザなど２箇所、景観重要樹木として天昌寺のスギとケヤキなど８箇所の合計11箇所が存在している。

表 3.1-44　主要な景観資源の状況

分類	番号	主要な景観資源
自然景観資源	1	北上川中流域河岸段丘群(1)
景観重要建造物	2	盛岡ふれあい覆馬場プラザ
	3	原敬生家
景観重要樹木	4	天昌寺のスギとケヤキ
	5	下太田井上氏のドウダンツツジ
	6	宿田の夫婦ケヤキ
	7	敵見ケ森稲荷のケヤキ
	8	青山のポプラ
	9	夕顔瀬橋際のケヤキ群
	10	秋葉神社のスギとモミ
	11	柄目のカツラ

出典：「第３回　自然環境基保全基礎調査」（環境省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「盛岡市景観計画」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



注）図中の番号は、表 3.1-44 と対応する。
出典：「第３回　自然環境基保全基礎調査」（環境省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「盛岡市景観計画」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-29　主要な景観資源位置図

2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は表 3.1-45に、位置は図 3.1-30に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として中央公園、県営総合運動公園、志波城古代公園など９箇所が分布している。

なお、対象事業実施区域南側の雫石川沿いには、一般県道盛岡矢巾自転車道が存在している。

表 3.1-45　主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地点の概要	参考資料
1	中央公園	既成市街地と盛岡南新都市などの新市街地との中間にあり、「杜－文化と緑あふれるセントラルパーク」として、盛岡の独特な文化を継承し、盛岡市の文化の拠点となる公園を目指し、整備が進められている。	盛岡の公園・緑地一覧
2	県営総合運動公園	昭和 45 年の岩手国体の会場にもなった市民のスポーツの拠点である。陸上競技場やテニスコート、サッカー場、野球場、テニスコートなど数々の運動施設のほかに、児童遊園や交通公園もあり、ファミリーで楽しめる。陸上競技場に隣接した庭園はすばらしく、多くの市民に利用されている。	盛岡の公園・緑地一覧
3	志波城古代公園	平安時代初め(803 年)に築城された志波城跡の外郭南門や築地塀を復元して公開されている。	盛岡の公園・緑地一覧
4	盛岡市保護庭園「一ノ倉邸」	奥州藤原氏に縁の深い安倍舘に建つ一ノ倉邸には中尊寺ハスが株分けされており、７月下旬から８月上旬に美しいハスが楽しめる。	いわての旅
5	りんごと山桜のみち	「都南集いの森」から飯岡山の登り口までは、緩やかな下り坂が続きリンゴ畑や山桜を楽しみながら歩くことができ、飯岡山山頂からは盛岡市内を一望できる。	東北自然歩道（新・奥の細道）
6	太田薬師コース	奥羽山脈の箱ヶ森山麓を流れる猪去沢沿いの道から太田薬師を巡るコース。途中、猪去沢地層で化石を観察し、渓流の先でオガセ滝を訪ねることができる。小さなブナ林を抜けると山頂の薬師神社で、市の天然記念物「薬師神社のクロビ」やスギの巨木と対面できる。約２時間で回れるハイキングコースである。	もりおか近郊自然歩道ガイドマップ
7	滝沢総合公園	ロックガーデン、自由広場（芝生広場）、日本庭園などの修景施設も一体となって整備されており、スポーツ（動）の場と憩い（静）の場が調和する公園として、滝沢にお住まいの皆さんを始めとした市町村の皆さんからも親しまれ、潤いの空間を提供している。	滝沢総合公園・滝沢市内の公園
8	諸葛川河川公園	滝沢市北部から盛岡市にかけて流れる「諸葛川（もろくずがわ)」、県による諸葛川流域整備事業にあわせ、地域の皆さんの憩いの場をめざして整備された。諸葛川に面した住宅地の中にあり、駐車スペースも少ないことから、主に地区の皆さんの公園として利用されている。	滝沢総合公園・滝沢市内の公園
9	一般県道盛岡矢巾自転車道	盛岡市と雫石町境の御所湖畔を起点とし、終点の矢巾町までをつなぐ延長約 30km の自転車道。主に雫石川や北上川沿いを進んでいく快適なサイクリングルートである。	道路環境の整備

出典：「盛岡の公園・緑地一覧」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「いわての旅」（岩手県観光ポータルサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「東北自然歩道（新・奥の細道)」（環境省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「もりおか近郊自然歩道ガイドマップ」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢総合公園・滝沢市内の公園」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「道路環境の整備」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

主要な人と自然との触れ合い活動の場

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.1-44 と対応する。

出典：「盛岡の公園・緑地一覧」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「いわての旅」（岩手県観光ポータルサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「東北自然歩道（新・奥の細道）」（環境省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「もりおか近郊自然歩道ガイドマップ」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢総合公園・滝沢市内の公園」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「道路環境の整備」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-30　主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図

3.1.7　温室効果ガスの排出の状況

対象事業実施区域が位置する盛岡市における温室効果ガス排出量の推移は、表 3.1-46及び図 3.1-31に示すとおりである。

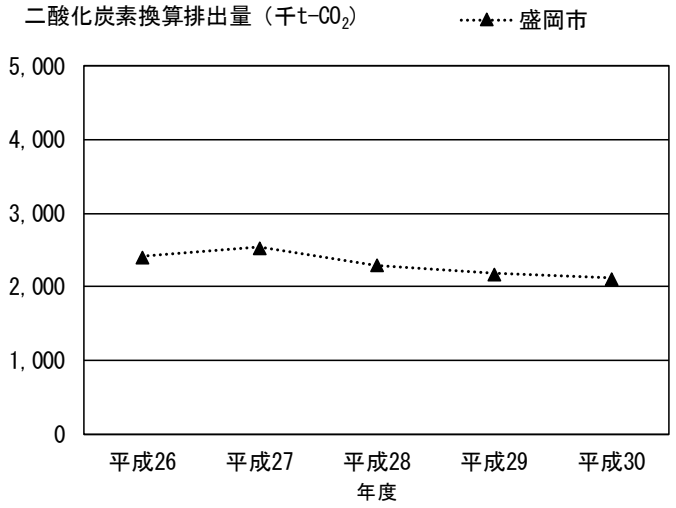
平成30年度の二酸化炭素換算排出量は2,120千t-CO_2となっており、平成27年度をピークに減少傾向にある。

表 3.1-46　温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算排出量)

単位：千 t-CO_2

温室効果ガスの種類	二酸化炭素換算排出量				
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
二酸化炭素	2,245	2,377	2,124	1,998	1,930
メタン	35	30	29	31	32
一酸化二窒素	22	19	19	25	25
フロン等	100	112	120	126	133
合　　計	2,412	2,537	2,292	2,181	2,120

注）四捨五入の関係上、合計が一致していない場合がある。
出典：「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン 2050～」
（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-31　温室効果ガス排出量の推移(二酸化炭素換算排出量)

3.1.8　放射性物質の分布状況

対象事業実施区域及びその周囲における放射性物質の測定結果推移は表 3.1-47に、測定地点は図 3.1-32に示すとおりである。

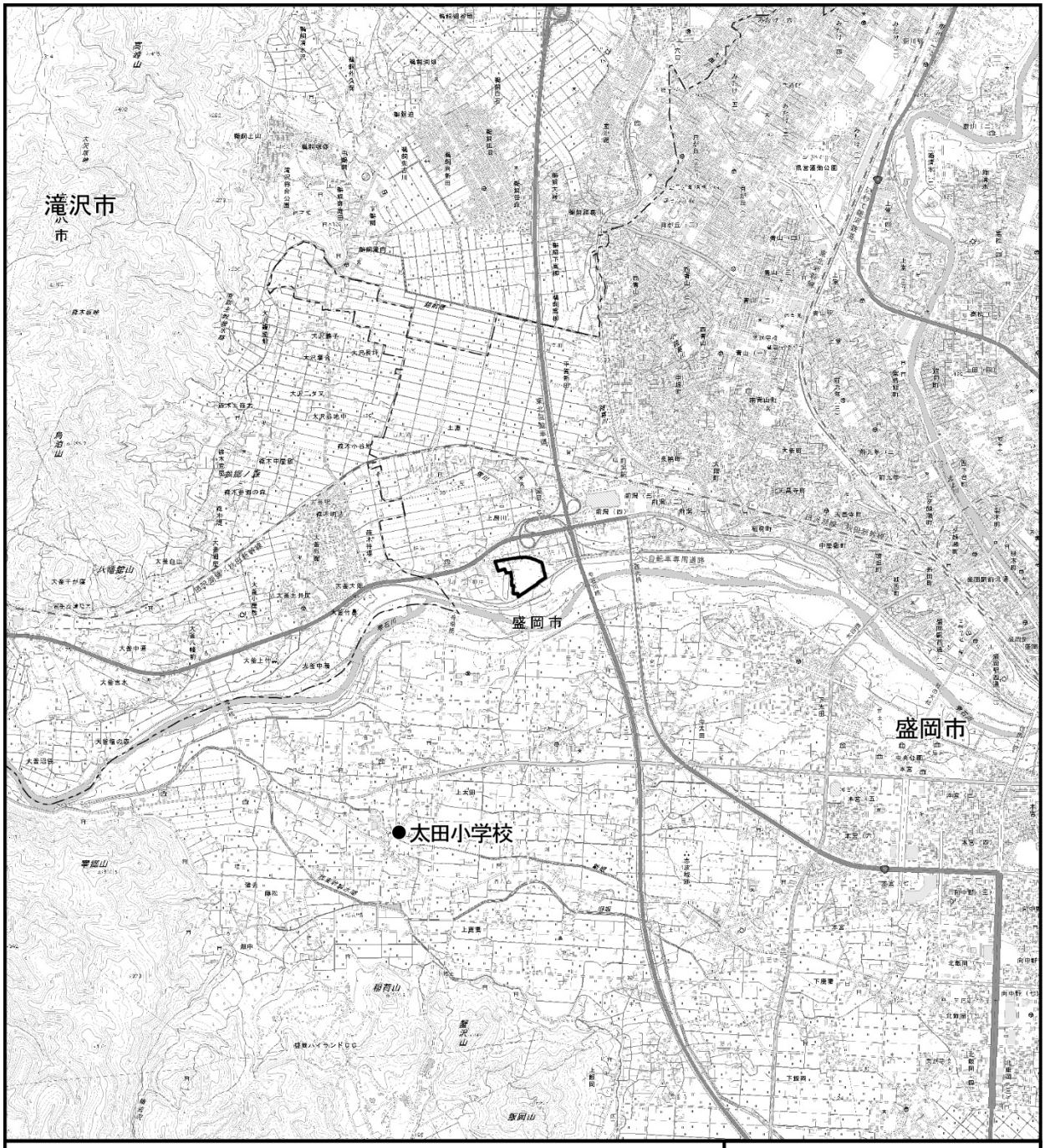
対象事業実施区域の周囲では、太田小学校で測定が行われており、過去５回の測定結果は概ね横ばいで推移している。

表 3.1-47　放射性物質の測定結果推移

単位：μSv/h

測定箇所	所在地	令和２年９月	令和２年 12 月	令和３年３月	令和３年 11 月	令和４年 10 月
太田小学校	上太田上吉本１－１	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04

出典：「盛岡市域の空間放射線量の測定結果」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

● 放射性物質測定地点

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「盛岡市域の空間放射線量の測定結果」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.1-32　放射性物質の測定地点位置図

3.1.9　公害苦情の状況

対象事業実施区域が位置する盛岡市における過去５年間(平成28年度～令和２年度)の公害苦情発生状況の推移は、表 3.1-48及び図 3.1-33に示すとおりである。

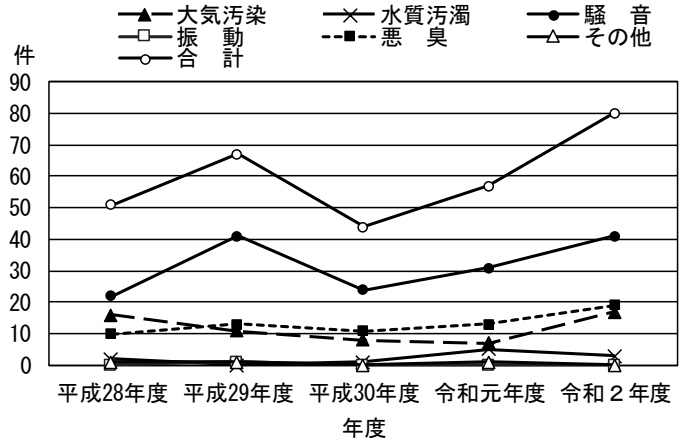
公害苦情の発生件数は、平成30年度以後増加している。また、公害苦情の種類はすべての年度で騒音、大気汚染、悪臭によるものが多くを占めている。

表 3.1-48　公害苦情発生状況の推移（平成 28 年度～令和２年度）

単位：件

公害の種類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
大気汚染	16	11	8	7	17
水質汚濁	2	0	1	5	3
騒　音	22	41	24	31	41
振　動	0	1	0	0	0
悪　臭	10	13	11	13	19
その他	1	1	0	1	0
合　計	51	67	44	57	80

出典：「公害に関する苦情について」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「公害に関する苦情について」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.1-33　公害苦情発生状況の推移（平成 28 年度～令和２年度）

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

1. 人口の状況

盛岡市及び滝沢市における過去５年間（平成30年～令和４年）の人口及び世帯数の推移は、表 3.2-1及び図 3.2-1に示すとおりである。

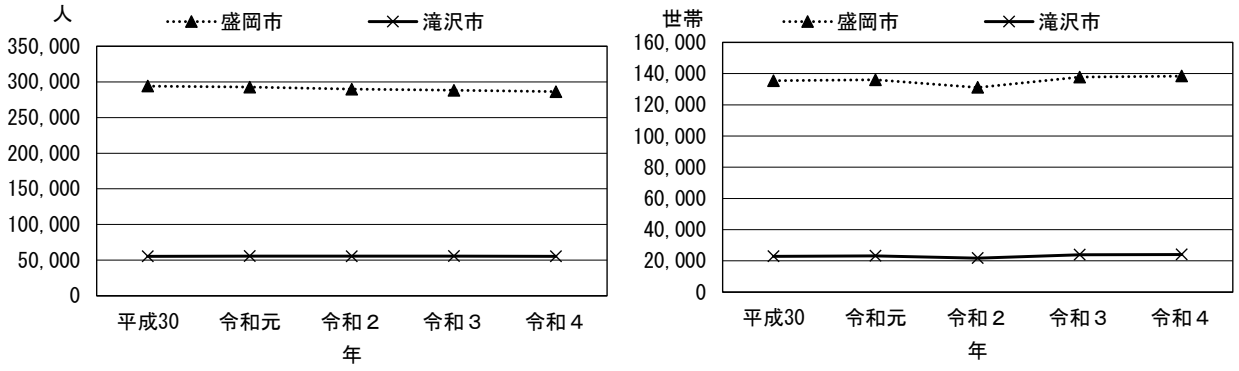
盛岡市の人口は過去５年間で減少傾向にあり、世帯数は平成30年から令和元年にやや増加するが、令和２年に減少し、令和３年以降は再び増加している。

また、滝沢市の人口は平成30年以降、増加と減少を交互に繰り返し、令和３年から令和４年では減少している。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移（平成 30 年～令和４年）

市名	年	人口			世帯数
		総数	男	女	
盛岡市	平成30年	294,047	139,344	154,703	135,425
	令和元年	292,554	138,603	153,951	135,981
	令和２年	289,731	136,919	152,812	131,110
	令和３年	288,222	136,101	152,121	137,726
	令和４年	286,219	135,122	151,097	138,362
滝沢市	平成30年	55,507	27,127	28,380	22,940
	令和元年	55,746	27,308	28,438	23,228
	令和２年	55,579	27,146	28,433	21,709
	令和３年	55,742	27,268	28,474	23,930
	令和４年	55,467	27,161	28,306	24,082

注）各年 10 月１日現在
出典：「岩手県累年統計書　令和４年」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「岩手県累年統計書　令和４年」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移（平成 30 年～令和４年）

2. 産業の状況

(1) 産業構造及び産業配置

盛岡市及び滝沢市における令和２年の産業別就業者数は、表 3.2-2に示すとおりである。

盛岡市の就業者総数は141,690人で、部門別にみると第３次産業の就業者数が最も多く、全体の81.0%を占めている。分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、次いで医療、福祉、建設業、サービス業が多くなっている。

また、滝沢市の就業者総数は28,003人で、部門別にみると第３次産業の就業者数が最も多く、全体の73.5%を占めている。分類別にみると、卸売業、小売業が最も多く、次いで医療、福祉、建設業、製造業が多くなっている。

表 3.2-2　産業別就業者数（令和２年）

部門	大分類	盛岡市		滝沢市	
		(人)	(%)	(人)	(%)
第１次産業	農業、林業	4,258	3.0	1,329	4.7
	（うち農業）	(4,027)	(2.8)	(1,243)	(4.3)
	漁業	22	0.0	7	0.0
	小計	4,280	3.0	1,336	4.8
第２次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	46	0.0	9	0.0
	建設業	10,546	7.4	3,231	11.5
	製造業	8,310	5.9	2,835	10.1
	小計	18,902	13.3	6,075	21.7
第３次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	962	0.7	112	0.4
	情報通信業	3,754	2.6	408	1.5
	運輸業、郵便業	7,456	5.3	1,569	5.6
	卸売業、小売業	26,397	18.6	4,916	17.6
	金融業、保険業	4,388	3.1	479	1.7
	不動産業、物品賃貸業	3,242	2.3	439	1.6
	学術研究、専門・技術サービス業	4,869	3.4	802	2.9
	宿泊業、飲食サービス業	8,702	6.1	1,518	5.4
	生活関連サービス業、娯楽業	5,397	3.8	940	3.4
	教育、学習支援業	9,173	6.5	1,309	4.7
	医療、福祉	23,297	16.4	4,359	15.6
	複合サービス事業	905	0.6	237	0.8
	サービス業（他に分類されないもの）	9,189	6.5	1,725	6.2
	公務（他に分類されるものを除く）	7,061	5.0	1,779	6.4
	小計	114,792	81.0	20,592	73.5
分類不能の産業		3,716	2.6	618	2.2
総数		141,690	100	28,003	100

注１）令和２年 10 月１日現在
注２）構成比（%）は、小数第２位以下を四捨五入しているため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「令和２年国勢調査　就業状態等基本集計」（e-Stat 総務省統計局、閲覧：令和５年 10 月）

(2) 生産品目、生産量及び生産額

① 農業

盛岡市及び滝沢市における平成 17 年から平成 27 年の農家数の推移は、表 3.2-3 に示すとおりである。

いずれの市においても総農家数は減少傾向であるが、専業農家のみ増加傾向である。

また、盛岡市及び滝沢市における令和３年の農業産出額は、表 3.2-4 に示すとおりである。

盛岡市の農業産出額は鶏が最も多く、次いで米、果実が多くなっており、滝沢市の農業産出額は乳用牛が最も多く、次いで肉用牛、野菜が多くなっている。

表 3.2-3 農家数の推移

項目（戸）			盛岡市			滝沢市		
			平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総農家数			2,786	2,227	1,880	943	878	765
	専業農家		434	461	503	174	185	188
	兼業農家		2,352	1,766	1,377	769	693	577
		第１種兼業農家	534	389	296	171	161	118
		第２種兼業農家	1,818	1,377	1,081	598	532	459

出典：「盛岡市統計書（令和３年版）」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市 市勢統計書（令和３年度版）」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

表 3.2-4 農業産出額（令和３年）

種別			農業産出額（千万円）	
			盛岡市	滝沢市
耕種	米		258	70
	麦類		1	0
	雑穀		2	1
	豆類		6	1
	いも類		9	5
	野菜		192	79
	果実		247	36
	花き		14	x
	工芸農作物		5	0
		茶	－	－
	その他作物		8	x
畜産	肉用牛		106	95
	乳用牛		145	189
		生乳	133	172
	豚		x	x
	鶏		1,345	0
		鶏卵	x	0
		ブロイラー	411	－
	その他畜産物		x	x
加工農産物			－	－
農業生産額合計			2,416	521

注 1)「x」は非公開のものを示す。
注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
出典等：「令和３年 市町村別農業産出額（推計）」（農林水産省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

② 商業

盛岡市及び滝沢市における平成 19 年から平成 28 年の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移は、表 3.2-5 に示すとおりである。

いずれの市においても平成 26 年は、事業所数、従業者数、年間商品販売額のすべての区分で減少しているが、平成 28 年は事業所数、従業者数、年間商品販売額のすべての区分で増加に転じている。

表 3.2-5 商業の推移

市名	区分	平成19年	平成26年	平成28年
盛岡市	事業所数	3,896	3,025	3,269
	従業者数（人）	32,088	28,233	28,335
	年間商品販売額（百万円）	1,313,925	1,022,050	1,266,407
滝沢市	事業所数	306	243	249
	従業者数（人）	2,920	2,065	2,253
	年間商品販売額（百万円）	100,167	65,616	71,111

出典：「盛岡市統計書（令和３年版）」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市 市勢統計書（令和４年度版）」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

③ 工業

盛岡市及び滝沢市における平成 28 年から令和２年の事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移は、表 3.2-6 に示すとおりである。

盛岡市の事業所数、従業者数は減少傾向であり、製造品出荷額については、令和元年度まで増加傾向にあったが、令和２年度には減少に転じている。

また、滝沢市では事業所数は減少しているものの、従業者数は増加しており、製造品出荷額については、増加と減少を交互に繰り返している。

表 3.2-6 工業の推移（従業者４人以上）

市名	区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和２年
盛岡市	事業所数	155	157	154	146	146
	従業者数（人）	5,858	5,945	5,898	5,565	5,191
	製造品出荷額（万円）	11,929,948	11,962,691	12,288,756	12,554,456	11,040,705
滝沢市	事業所数	50	47	45	45	45
	従業者数（人）	1,623	1,798	1,971	1,945	1,993
	製造品出荷額（万円）	2,957,019	4,184,860	3,612,962	4,010,042	3,854,630

出典：「盛岡市統計書（令和３年版）」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市 市勢統計書（令和４年度版）」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

3.2.2 土地利用の状況

1. 地目別土地面積

盛岡市及び滝沢市における令和元年の地目別土地面積は、表 3.2-7に示すとおりである。

いずれの市においても山林が最も多く、盛岡市では全体の59.2%、滝沢市では全体の31.2%を占めている。

表 3.2-7 地目別土地面積（令和元年）

区分	盛岡市		滝沢市	
	面積（m^2）	割合（%）	面積（m^2）	割合（%）
田	45,563,224	5.1	13,996,328	7.7
畑	42,609,809	4.8	23,381,361	12.8
宅地	43,130,906	4.9	10,259,268	5.6
鉱泉地	1,243	0.0	744	0.0
池・沼	539,285	0.1	48,710	0.0
山林	524,403,377	59.2	57,017,398	31.2
牧場	23,590,040	2.7	7,741,760	4.2
原野	25,919,388	2.9	9,276,370	5.1
雑種地	16,337,143	1.8	4,769,825	2.6
その他	164,375,585	18.5	55,968,236	30.7
総地籍	886,470,000	－	182,460,000	－

注１）平成 31 年１月１日現在
注２）割合（%）については、表示単位未満を四捨五入したため合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
出典：「岩手県統計年鑑土地地目別地積　令和元年」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

2. 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

対象事業実施区域及びその周囲では、「国土利用計画法」（昭和49年６月　法律第92号）に基づく土地利用基本計画の農業地域及び森林地域が指定されている。

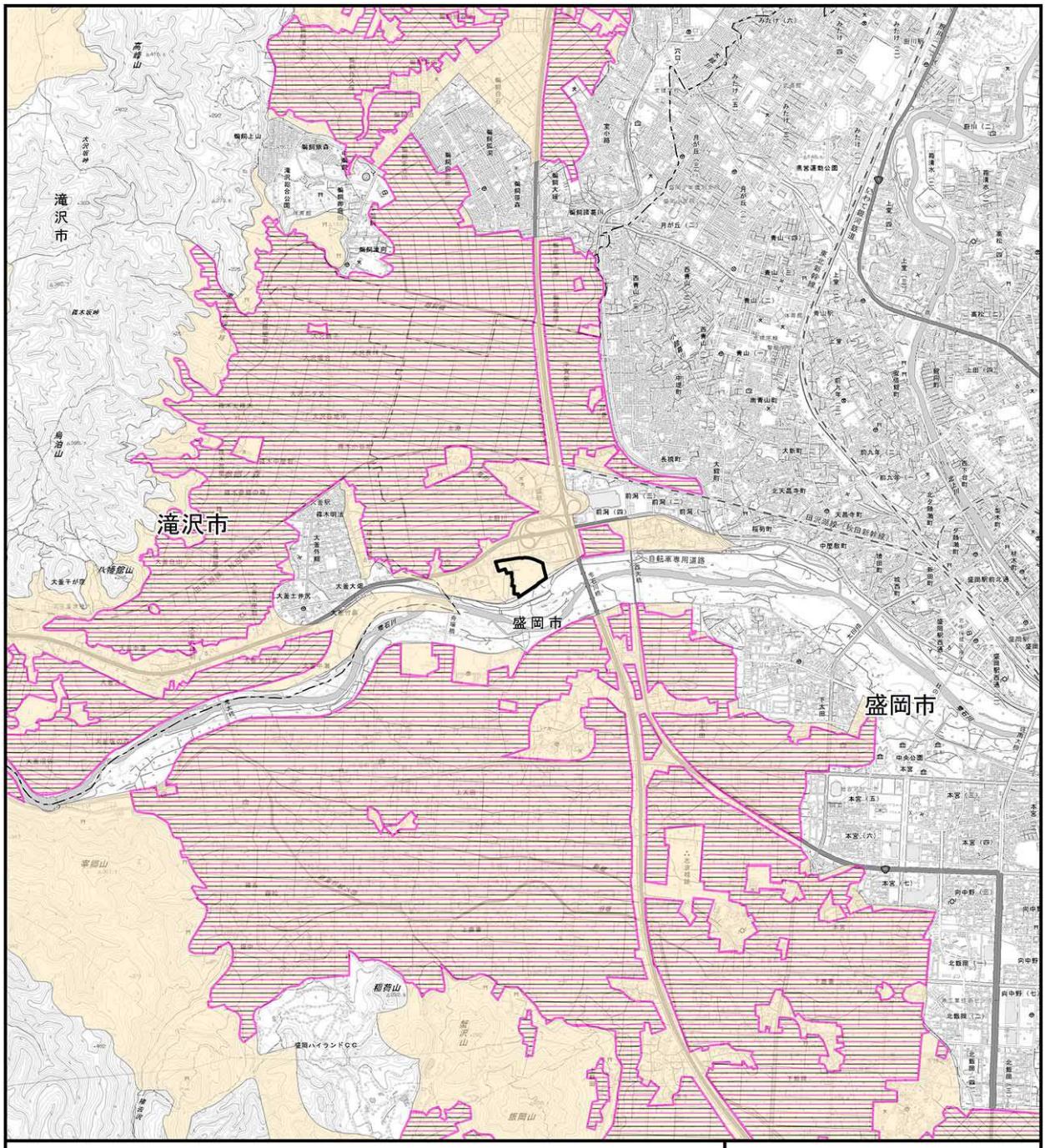
農業地域とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年７月　法律第58号）により市町村ごとに指定された農用地として利用すべき土地である。また、農業振興地域とは農地の振興を図る地域であり、農用地区域とその指定を受けていない区域（白地地域）に分かれている。森林地域とは、「森林法」（昭和26年６月　法律第249号）により指定された森林の土地として利用すべき土地と、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、国有林の区域または地域森林計画対象民有林の区域を示す。

土地利用基本計画の農業地域は図 3.2-2に、森林地域は図 3.2-3に示すとおりである。

3. 都市計画法に基づく用途地域

対象事業実施区域及びその周囲における「都市計画法」（昭和43年６月　法律第100号）に基づく用途地域の指定状況は、図 3.2-4に示すとおりである。

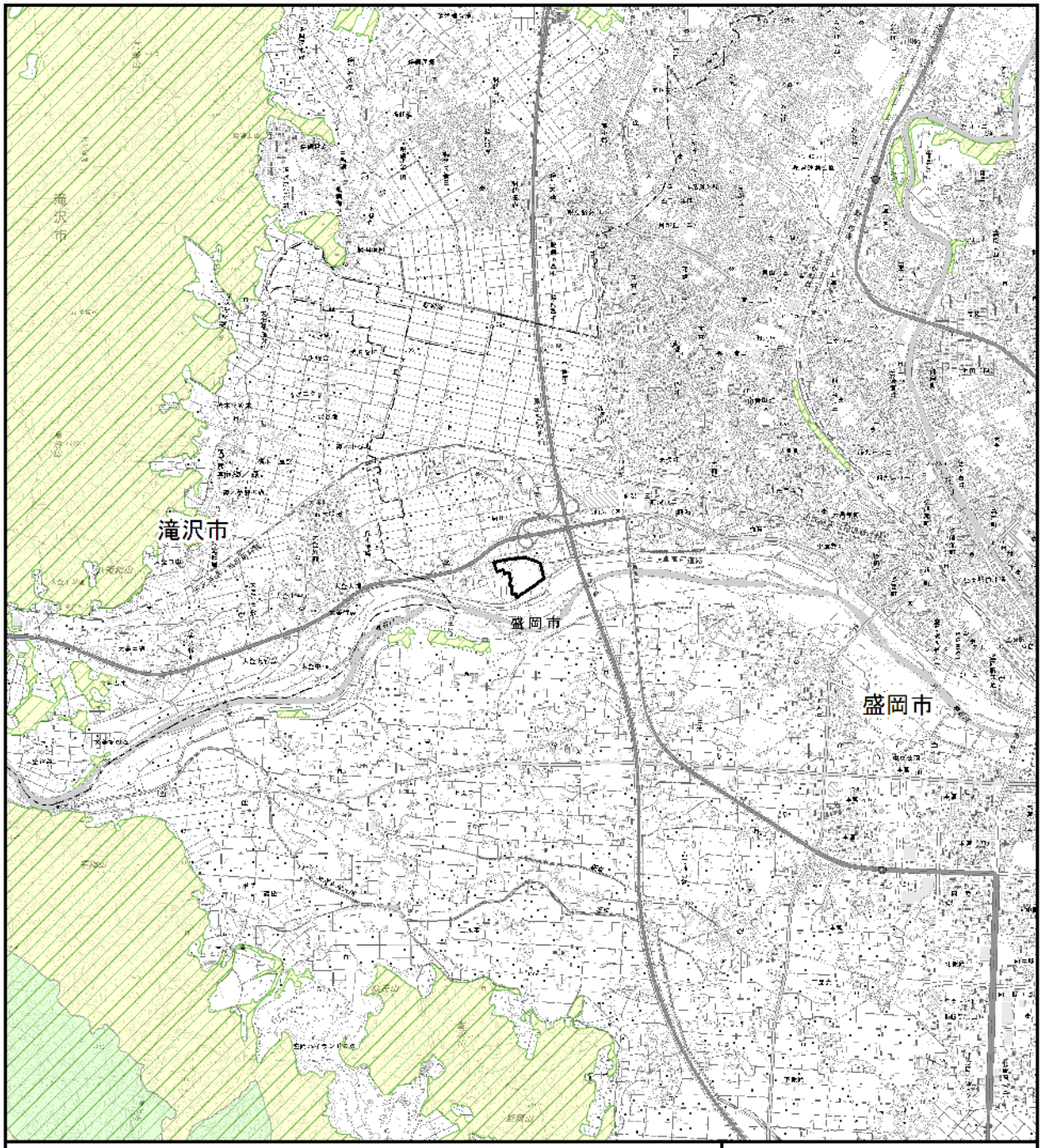
対象事業実施区域は、市街化調整区域となっている。



出典：「国土数値情報　農業地域」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-2　土地利用基本計画の指定状況（農業地域）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林

N

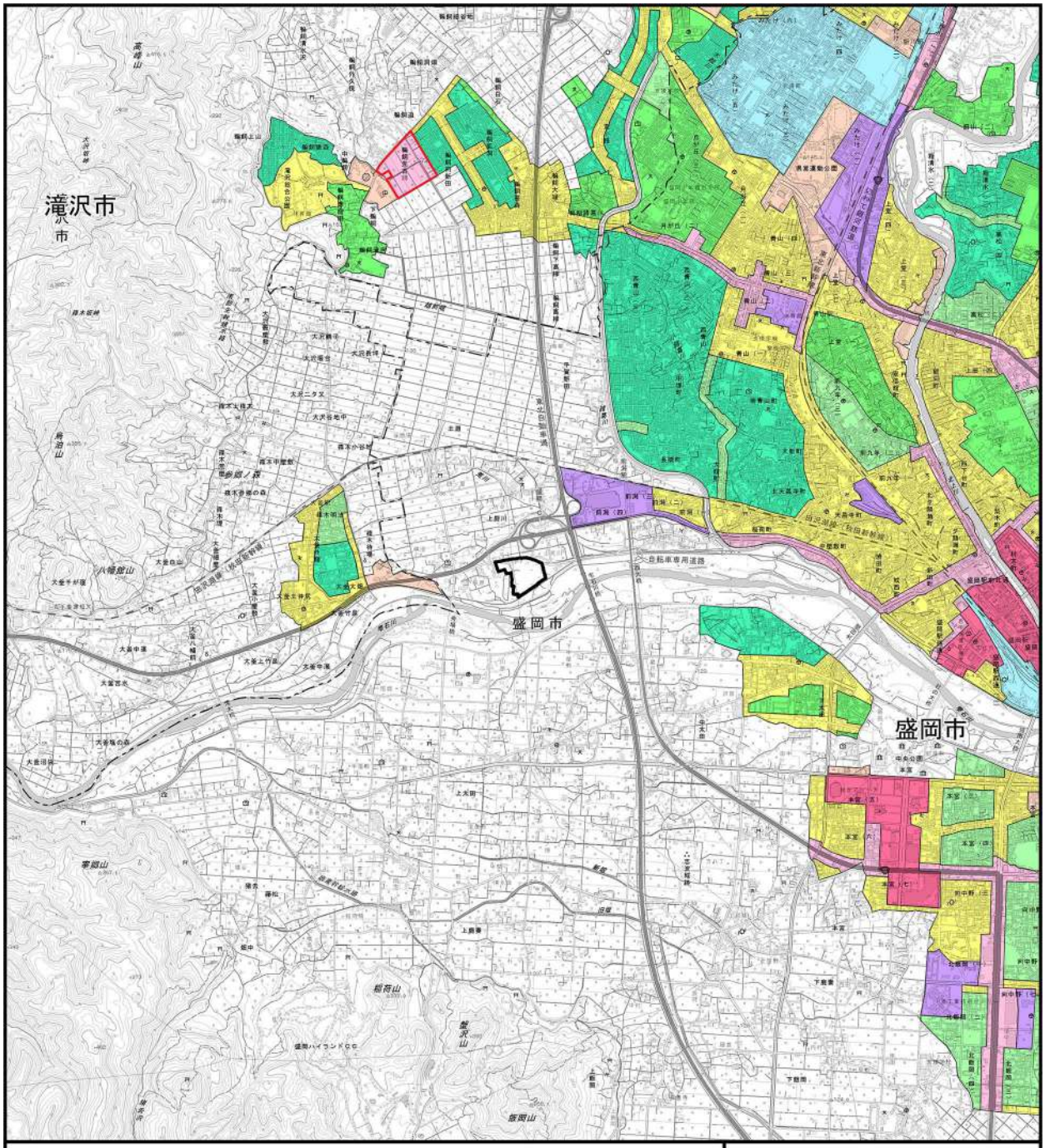
1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「国土数値情報　森林地域」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-3　土地利用基本計画の指定状況（森林地域）



出典：「もりおか便利マップ」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「用途地域図」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-4　用途地域の指定状況

3.2.3　河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

対象事業実施区域の周囲における河川・農業用ため池の分布状況は、図 3.2-5に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には河川・農業用ため池が分布しており、農業用水として利用されている。なお湖沼は分布していない。

2. 地下水の利用状況

盛岡市及び滝沢市における地下水を水源とする浄水場の概要は、表 3.2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲には、地下水を水源とする浄水場は存在しない。

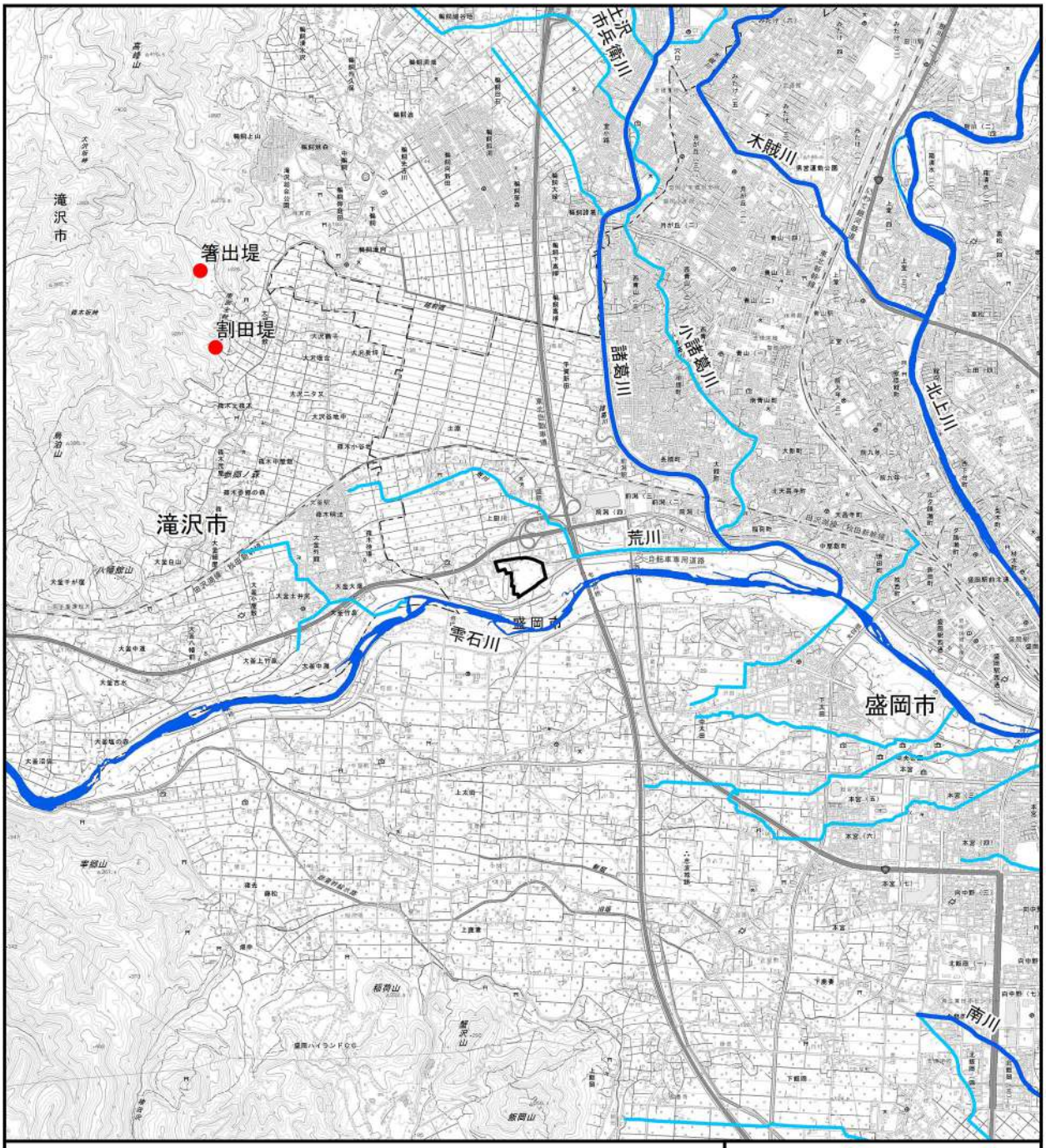
表 3.2-8　浄水場の概要（令和３年度）

市名	浄水場名	原水の種類	計画浄水量（m^3/日）
盛岡市	生出浄水場	地下水（湧水）	3,314
	刈屋浄水場	地下水（深井戸）	281
滝沢市	滝沢浄水場	地下水（深井戸・湧水）	2,700
	柳沢低区浄水場	地下水（深井戸）	2,700
	柳沢取水ポンプ場～柳沢高区配水池	地下水（深井戸）	4,000
	小岩井第２配水池	地下水（深井戸・湧水）	2,188
	駒形配水池	地下水（深井戸・湧水）	4,000
	姥屋敷配水池	地下水（深井戸・湧水）	52
	岩手山浄水場	地下水（深井戸）	3,000
	一本木浄水場	地下水（深井戸・湧水）	920

出典：「令和５年度水質検査計画」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「第３次滝沢市水道事業ビジョン」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

3. 海域の利用状況

対象事業実施区域の周囲に海域は分布していない。



出典：「国土数値情報　河川」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「第３次滝沢市水道事業ビジョン」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-5　河川・農業用ため池の分布状況

4. 漁業による利用状況

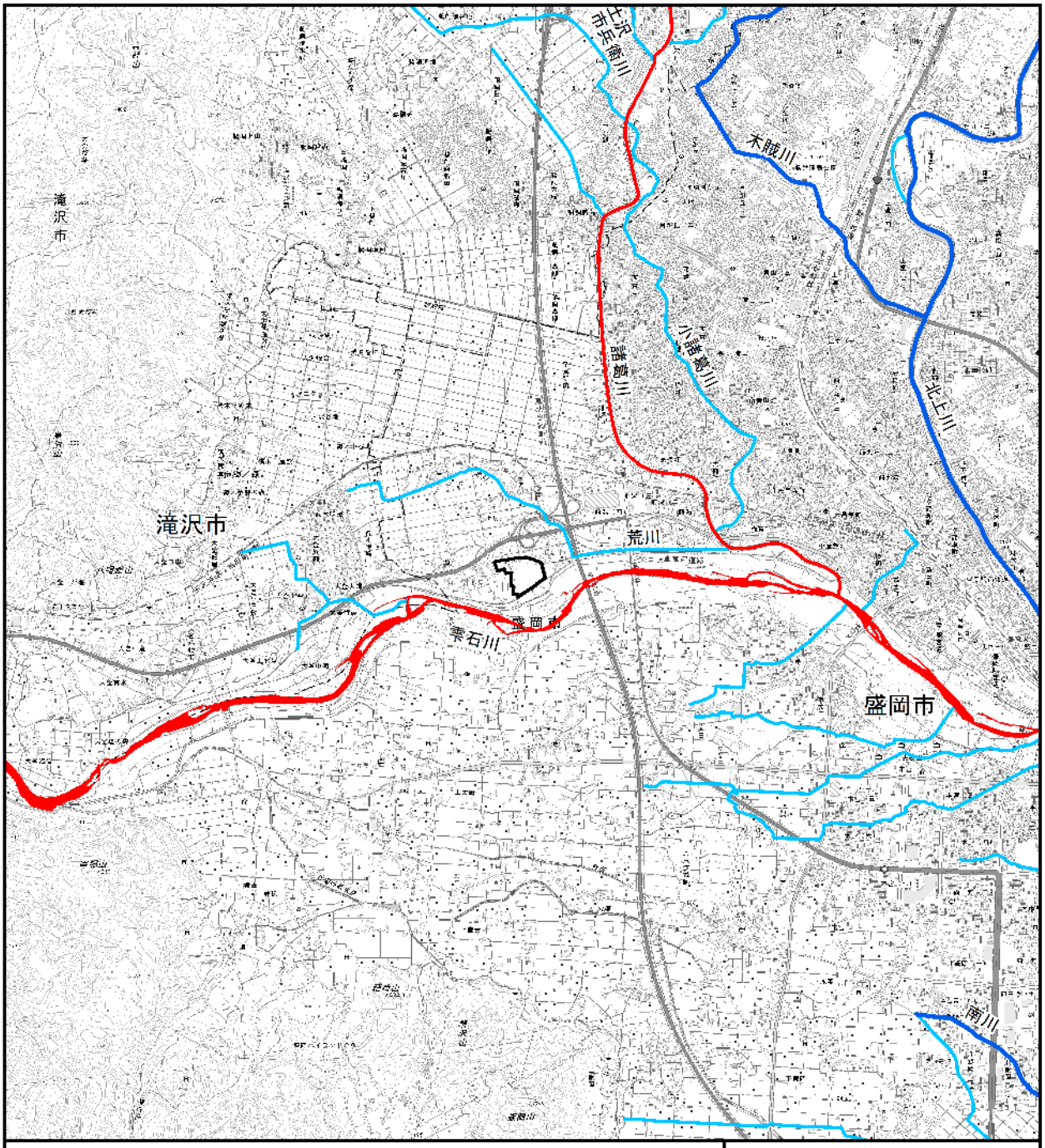
対象事業実施区域の周囲における漁業権の設定状況は、表 3.2-9及び図 3.2-6に示すとおりである。

対象事業実施区域の周囲では、雫石川及び諸葛川に雫石川漁業協同組合により漁業権が設定されている。

表 3.2-9 漁業権の設定状況

漁業権番号	免許漁協名	漁場の区域	対象魚
内共第22号	雫石川	盛岡市ＪＲ東北本線雫石川鉄橋上流端の線から上流の雫石川本流及びその支流の区域（柳沢林道交差点から上流の諸葛川本流及びその支流並びに葛根田第二発電所えん堤から上流の葛根田川本流及びその支流の区域を除く。）	アユ、ヤマメ、サクラマス、イワナ、ウグイ、コイ、フナ、カジカ

出典：「内水面漁場計画の公示について」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 漁業権の設定河川
- 一級河川区間
- その他の河川

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「国土数値情報　河川」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「第五種共同漁業権漁場図・遊漁規則」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-6　漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

対象事業実施区域の周囲における主要な道路の状況は図 3.2-7に、令和３年度の交通量調査結果は表 3.2-10に、鉄道の状況は図 3.2-8に示すとおりである。

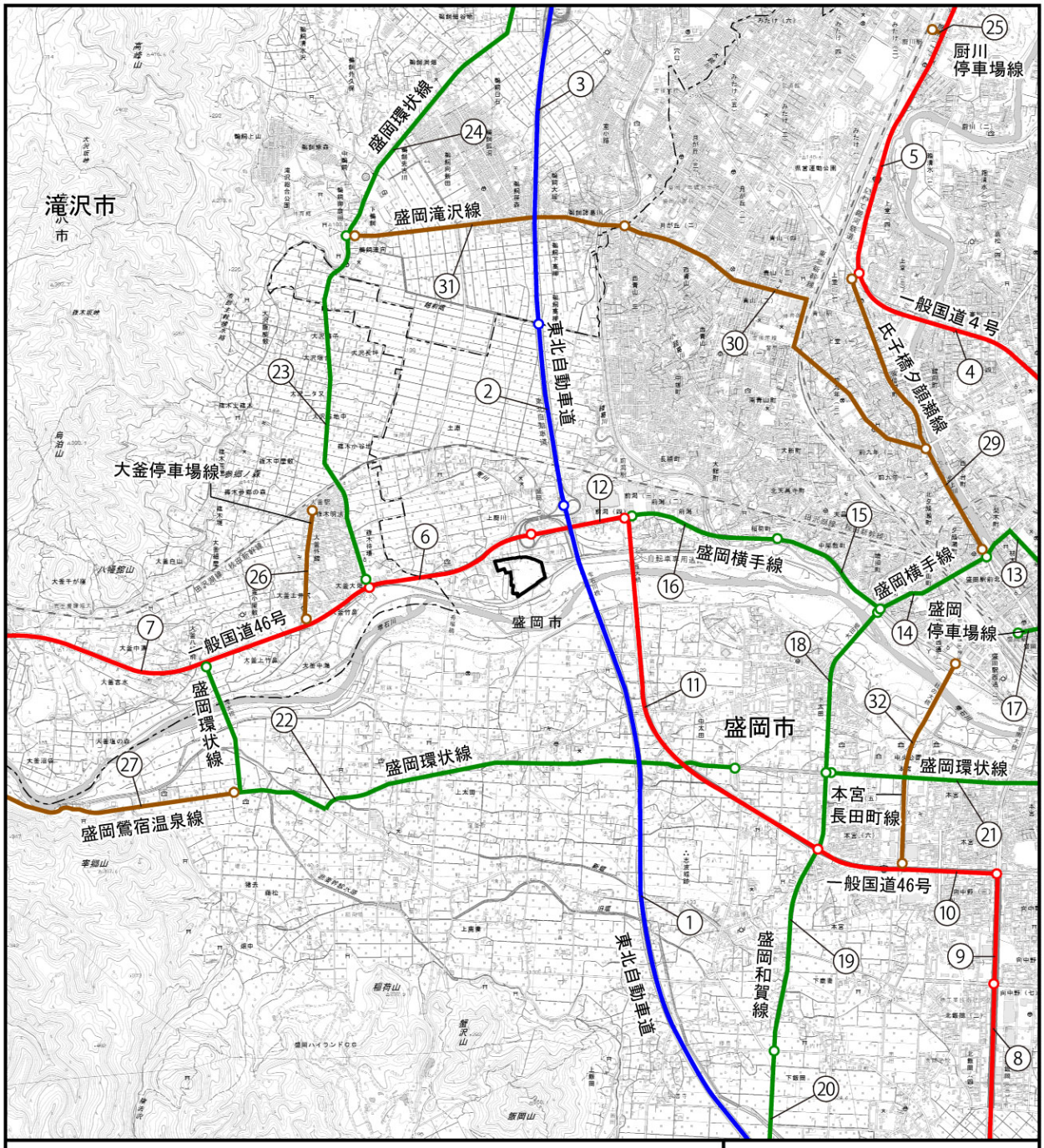
対象事業実施区域の周囲の主要な道路として、対象事業実施区域の東側に東北自動車道、北側に一般国道46号が走っており、対象事業実施区域北側の一般国道46号における令和３年度の24時間自動車交通量調査結果では、19,386～27,665台となっている。

また、対象事業実施区域の周囲の鉄道は、対象事業実施区域の北側にJR田沢湖線、秋田新幹線が通っており、最寄りの駅は「前潟駅」となっている。

表 3.2-10　主要な交通量の状況（令和３年度）

番号	路線名	区間番号	昼間12時間[注1)] 自動車交通量（台）			24時間[注2)] 自動車交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1	東北自動車道	130	9,440	4,774	14,214	11,337	8,170	19,507
2		140	9,364	4,680	14,044	11,259	8,038	19,297
3		170	9,364	4,680	14,044	11,259	8,038	19,297
4	一般国道４号	10290	27,358	782	28,140	33,335	1,054	34,389
5		10300	*23,017*	*2,001*	*25,018*	*28,279*	*2,243*	*30,522*
6	一般国道46号	12070	13,765	1,996	15,761	16,785	2,601	19,386
7		12080	17,358	2,331	19,689	21,097	3,081	24,178
8		14430	*21,345*	*1,147*	*22,492*	*25,654*	*2,011*	*27,665*
9		14440	*18,804*	*1,058*	*19,862*	*22,609*	*1,821*	*24,430*
10		14445	*16,145*	*814*	*16,959*	*19,395*	*1,465*	*20,860*
11		14450	*14,991*	*872*	*15,863*	*18,030*	*1,481*	*19,511*
12		14460	*17,194*	*1,215*	*18,409*	*20,721*	*1,922*	*22,643*
13	県道盛岡横手線	40030	10,883	1,630	12,513	13,360	2,281	15,641
14		40040	14,228	1,060	15,288	17,251	1,859	19,110
15		40050	20,220	907	21,127	24,795	2,036	26,831
16		40060	20,906	1,430	22,336	26,010	1,687	27,697
17	県道盛岡停車場線	40100	5,840	1,568	7,408	7,229	1,957	9,186
18	県道盛岡和賀線	40430	15,387	1,280	16,667	18,683	2,151	20,834
19		40440	13,218	1,384	14,602	15,899	2,207	18,106
20		40450	14,212	2,442	16,654	17,510	3,308	20,818
21	県道盛岡環状線	40610	9,976	374	10,350	11,896	938	12,834
22		40620	6,514	444	6,958	7,708	850	8,558
23		40630	8,418	1,396	9,814	10,234	1,935	12,169
24		40640	11,074	2,644	13,718	13,791	3,357	17,148
25	県道厨川停車場線	60360	*2,133*	*139*	*2,272*	*2,475*	*297*	*2,772*
26	県道大釜停車場線	60380	*423*	*53*	*476*	*510*	*80*	*590*
27	県道盛岡鶯宿温泉線	60870	982	88	1,070	1,130	122	1,252
28	県道氏子橋夕顔瀬線	61460	12,663	1,170	13,833	15,402	1,889	17,291
29		61470	18,803	1,441	20,244	23,772	1,876	25,648
30	県道盛岡滝沢線	61500	5,310	371	5,681	6,181	750	6,931
31		61510	9,805	676	10,481	11,752	1,244	12,996
32	県道本宮長田町線	62440	11,115	170	11,285	13,252	741	13,993

注１）12 時間：７時～19 時
注２）24 時間：７時～翌７時
注３）斜体字は推定値
出典：「令和３年度　全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 高速自動車国道
- 一般国道（直轄）
- 主要地方道（都道府県道・指定市道）
- 一般都道府県道・指定市の一般市道

N

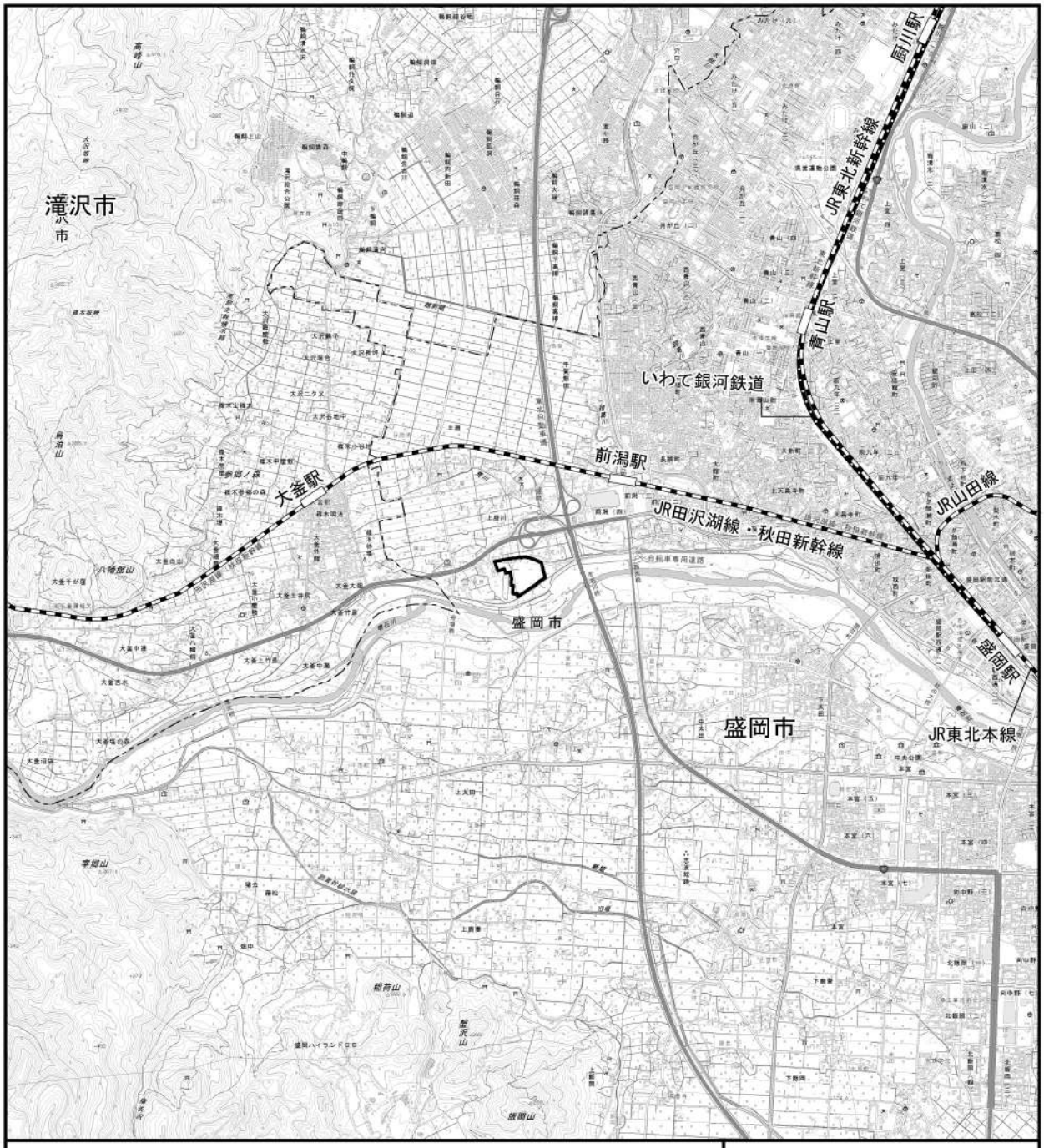
1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.2-10 と対応する。
出典：「令和３年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果（可視化ツール）」
（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-7　主要な道路の状況



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- JR線
- いわて銀河鉄道

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「国土数値情報　鉄道」（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-8　主要な鉄道の状況

3.2.5　学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

1. 学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設の一覧は表 3.2-11(1)～(5)に、施設の配置状況は図 3.2-9(1)～(3)に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、教育施設、病院、福祉施設及び保育施設が存在しており、対象事業実施区域最寄りの施設としては、北側に土淵小学校、土淵中学校、ケアハウスおでんせ等が存在している。

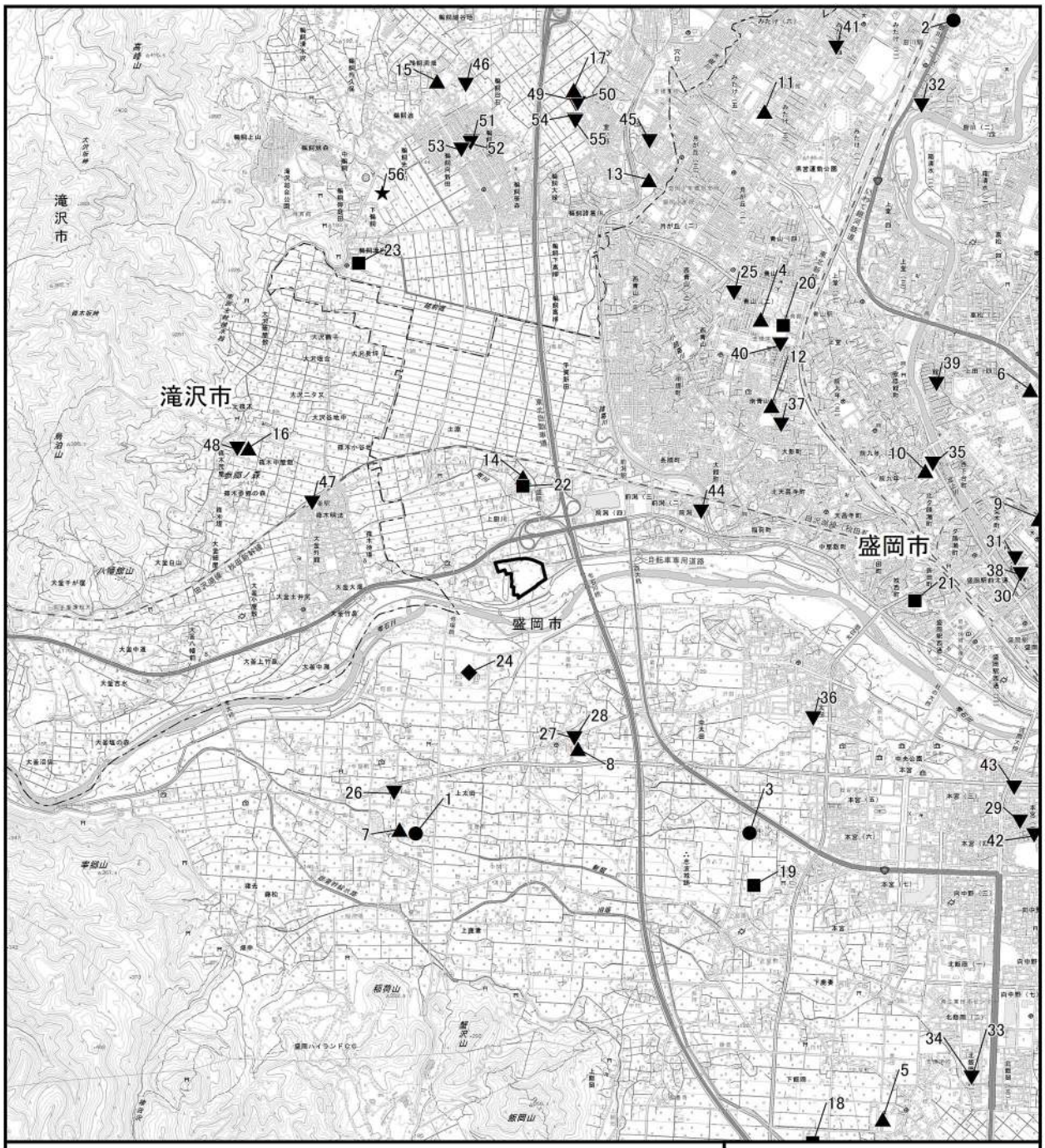
表 3.2-11(1)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

区分	市名	番号	施設名	住　所
●幼稚園	盛岡市	1	太田幼稚園	上太田吉本９
		2	聖パウロ幼稚園	厨川１-14-６
		3	ふじみ幼稚園	下太田林崎 24-４
▲小学校	盛岡市	4	青山小学校	青山２－７－２
		5	飯岡小学校	下飯岡８-48
		6	上田小学校	上田３-16-45
		7	太田小学校	上太田上吉本１－１
		8	太田東小学校	上太田上野屋敷８－１
		9	河北小学校	長田町 16-１
		10	厨川小学校	前九年１－２－１
		11	城北小学校	みたけ３-12-１
		12	大新小学校	南青山町６-10
		13	月が丘小学校	穴口 328
		14	土淵小学校	土淵字幅２－３
	滝沢市	15	鵜飼小学校	鵜飼洞畑 87-１
		16	篠木小学校	篠木中屋敷 60
		17	滝沢中央小学校	室小路 275
■中学校	盛岡市	18	飯岡中学校	下飯岡６-51-１
		19	大宮中学校	本宮字大宮５－１
		20	厨川中学校	青山２－７－１
		21	城西中学校	城西町４－１
		22	土淵中学校	土淵字幅２－３
	滝沢市	23	滝沢南中学校	鵜飼滝向 11-１
◆高等学校	盛岡市	24	盛岡市立高等学校	上太田上川原 96
▼その他の教育施設	盛岡市	25	ＭＪあおやま学童保育クラブ	青山２-23-11
		26	太田児童クラブ	上太田小細工 14
		27	太田東学童クラブ	上太田八千刈 54-２
		28	太田東学童クラブ（２）	上太田八千刈 54-２
		29	おべんとうばこ	本宮２-20-16
		30	くるみ子ども会	材木町７-42
		31	くるみ子ども会リスハウス	材木町６-12
		32	クレヨン	厨川１－２-20
		33	Cocoa 児童クラブ第一	北飯岡４－８-45
		34	Cocoa 児童クラブ第二	北飯岡４－８-45
		35	さっこらくらぶ	前九年１－１-11
		36	誠文館学童クラブ	下太田榊 13-１
		37	大新どんぐり学童くらぶ	大新町 21-27
		38	第２くるみ子ども会	材木町７-42
		39	のぞみ学童保育クラブ	館向町 19-９
		40	ひよこ学童クラブ	青山１-16-１
		41	みたけ学童保育クラブ	みたけ４-12-10
		42	本宮学童保育クラブ	本宮２-26-６
		43	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ　盛南校	本宮２－３-25
		44	盛岡 YMCA ぷらいむ・たいむ　前潟校	前潟１－５-31

表 3.2-11(2)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（教育施設）

区分	市名	番号	施設名	住　所
▼その他の教育施設	滝沢市	45	あいうえお学童クラブ	穴口 264-16
		46	うかいっこ学童保育クラブ	鵜飼狐洞 344
		47	第１篠木なかよしクラブ	篠木明法 22-16
		48	第２篠木なかよしクラブ	篠木中屋敷 60
		49	滝沢中央学童保育クラブ第一	室小路 275
		50	滝沢中央学童保育クラブ第二	室小路 275
		51	撫子学童クラブそら	鵜飼狐洞１-102
		52	撫子学童クラブほし	鵜飼狐洞１-102
		53	放課後キッズクラブにじいろ	鵜飼向新田７-67
		54	室小路学童クラブうみ	室小路 251-２
		55	室小路学童クラブやま	室小路 251-２
★図書館	滝沢市	56	滝沢市立湖山図書館	下鵜飼１-15

出典：「公共施設（学校関係）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「子育て施設一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市立小中学校案内」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市の放課後児童クラブ一覧」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- ● 幼稚園
- ▲ 小学校
- ■ 中学校
- ◆ 高等学校
- ▼ 放課後児童クラブ
- ★ 図書館

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.2-11(1)、(2)と対応する。
出典：「公共施設（学校関係）一覧」
（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「子育て施設一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市立小中学校案内」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市の放課後児童クラブ一覧」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-9(1)　環境保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況（教育施設）

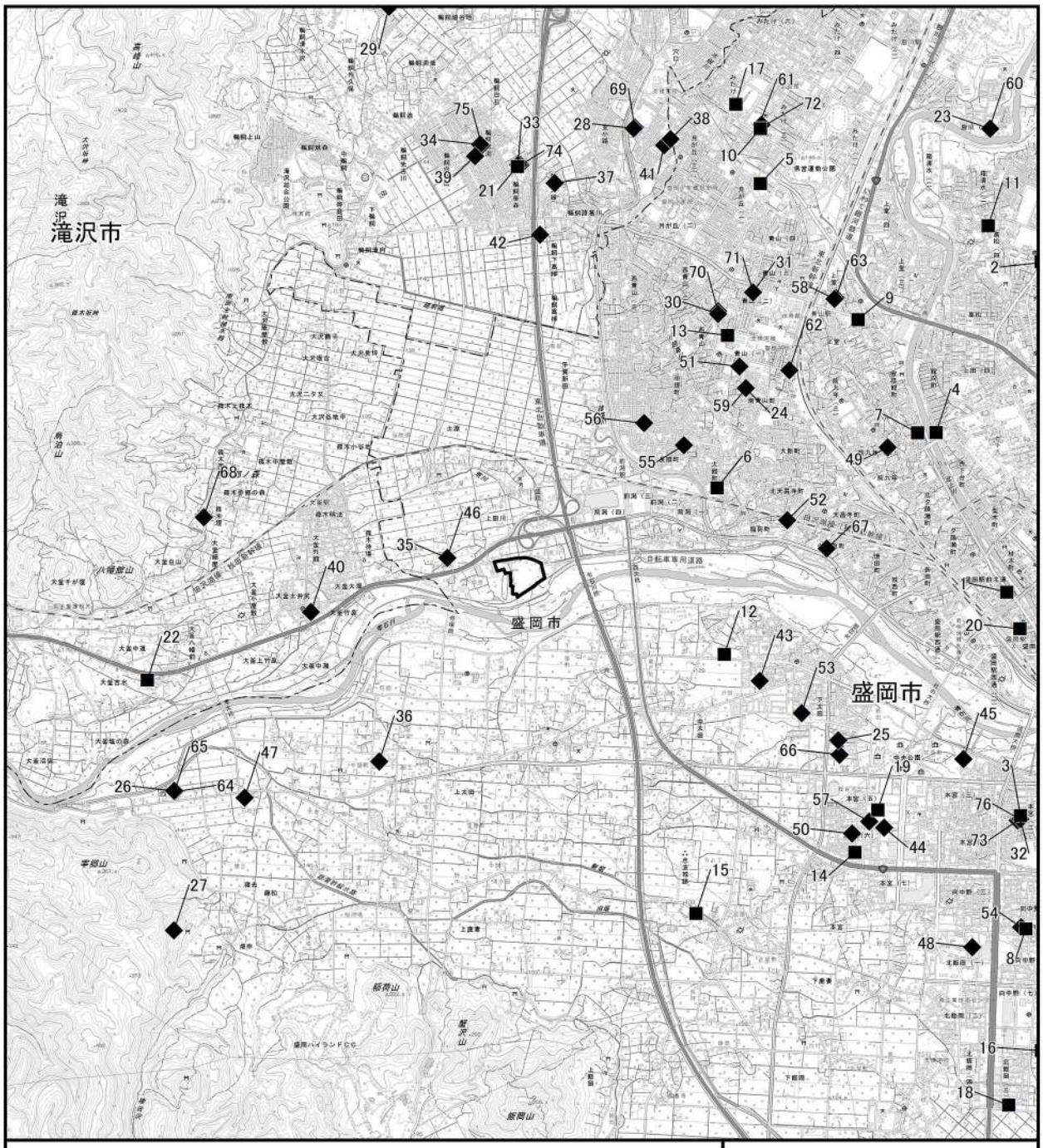
表 3.2-11(3)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（病院、福祉施設）

区分	市名	番号	施設名	住　所
■病院	盛岡市	1	医療法人　さいとうレディスクリニック	盛岡駅前北通３-33
		2	医療法人小笠原眼科クリニック	高松３-10-12
		3	医療法人久遠会　鎌田内科クリニック	本宮２-20-１
		4	医療法人社団　高松病院	館向町４-８
		5	医療法人社団恵仁会三愛病院	月が丘１-29-15
		6	医療法人千藤了会　久保田医院	大館町 26-３
		7	医療法人泰明会　谷藤眼科医院	前九年２-２-38
		8	医療法人ゆいの杜　ゆい内科呼吸器科クリニック	向中野２-54-18
		9	かなざわ内科クリニック	上堂１-18-24
		10	児島内科医院	みたけ３-11-36
		11	社会医療法人　みやま会　盛岡観山荘病院	高松４-20-40
		12	社団医療法人　啓愛会　孝仁病院	中太田泉田 28
		13	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	青山１-25-１
		14	ブレスト齊藤外科クリニック	本宮６-17-６
		15	みうら産婦人科医院	上鹿妻田貝 11-１
		16	村井産婦人科・小児歯科医院	向中野字道明 55
		17	むらた眼科クリニック	みたけ５-８-30
		18	もりおか往診ホームケアクリニック	北飯岡３-20-３
		19	盛岡市立病院	本宮５-15-１
		20	もりおか静眠堂医院	盛岡駅前通９-５
	滝沢市	21	滝沢中央病院	鵜飼笹森 42-２
		22	栃内第二病院	大釜吉水 103-１
◆福祉施設	介護老人福祉施設			
	盛岡市	23	特別養護老人ホーム　コアトレース厨川	厨川２-７-20
		24	特別養護老人ホーム青山和敬荘	南青山町 13-30
		25	特別養護老人ホームおでんせ本宮	本宮字小板小瀬 20-１
		26	特別養護老人ホーム千年苑（新館）	上太田穴口 53
		27	特別養護老人ホーム千年苑（本館）	上太田穴口 53
	滝沢市	28	特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち	穴口 221-２
		29	特別養護老人ホームたきざわの家	鵜飼細谷地 22-１
	介護老人保健施設			
	盛岡市	30	介護老人保健施設　ケアコートもりおか	青山１-25-25
		31	介護老人保健施設アルテンハイム青山	青山２-12-33
		32	老人保健施設銀楊	本宮２-20-10
	滝沢市	33	医療法人社団松誠会　介護老人保健施設たきざわ	鵜飼笹森 42-２
		34	介護老人保健施設ホスピー滝沢	鵜飼狐洞１-139
	軽費老人ホーム			
	盛岡市	35	ケアハウスおでんせ	上厨川字横長根 76-１
		36	けやき荘	上太田細工４
	有料老人ホーム			
	滝沢市	37	サン・ホーム	鵜飼大緩 47-28
		38	住宅型有料老人ホーム　ナイスハウス	穴口 271-８
		39	住宅型有料老人ホーム　ピースフル滝沢	鵜飼狐洞１-162
		40	ナーシングホーム夢咲	大釜竹鼻 163-11
		41	みんなの家　穴口	穴口 275-15
		42	有料老人ホーム　楓	鵜飼下滝柳 15-１

表 3.2-11(4)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（病院、福祉施設）

区分	市名	番号	施設名	住　所
◆福祉施設	特定施設入居者生活介護			
	盛岡市	43	エイジングホーム　健寿庵	下太田沢田 22-15
		44	介護付住宅福寿の森	本宮６－１-47
		45	介護付き有料老人ホーム「百万石」	本宮３－９－２
		46	ケアハウスおでんせ特定施設入居者生活介護	上厨川字横長根 76-１
		47	軽費老人ホームケアハウス麗沢	猪去三枚橋 21
		48	サービス付き高齢者向け住宅ゆうあいの街	北飯岡１－２-25
	看護小規模多機能型居宅介護			
	盛岡市	49	ゆきのいろ　THE　はうす	前九年２－９-16
	認知症対応型共同生活介護			
	盛岡市	50	岩手高齢協　ほっともとみや	本宮６-14-12
		51	グループホーム　愛の手	青山１-19-51
		52	グループホームたんぽぽ	稲荷町２－５
		53	グループホーム田園	下太田榊 14-２
		54	グループホームみんなのいえ	向中野２-55-６
		55	グループホームメルシー長橋	長橋町５-15
	小規模多機能型居宅介護			
	盛岡市	56	小規模多機能型居宅介護あい長橋町	長橋町 17-35
		57	小規模多機能型居宅介護事業所　かまどっこ	本宮６－２-18
		58	小規模多機能ホームやちだもの家青山駅前	上堂２－３-13
	短期入所生活介護			
	盛岡市	59	青山和敬荘	南青山町 13-30
		60	指定短期入所生活介護事業所　コアトレース厨川	厨川２－７-20
		61	ショートステイ・フォーユー	みたけ３-11-36
		62	ショートステイにこトピア青山	青山１－２-13
		63	ショートステイやちだもの家青山駅前	上堂２－３-16
		64	千年苑（新館）指定短期入所生活介護	上太田穴口 53
		65	千年苑（本館）指定短期入所生活介護	上太田穴口 53
		66	特別養護老人ホームおでんせ本宮指定短期入所生活介護事業所	本宮字小板小瀬 20-１
		67	中屋敷ケアセンターそよ風	中屋敷町６-17
	滝沢市	68	ショートステイ　わ	大釜白山 48-２
		69	特別養護老人ホームいこいの麓・滝沢あなぐち	穴口 221-２
	短期入所療養介護			
	盛岡市	70	介護老人保健施設　ケアコートもりおか	青山１-25-25
		71	介護老人保健施設アルテンハイム青山	青山２-12-33
		72	児島内科小児科医院	みたけ３-11-36
		73	老人保健施設銀楊	本宮２-20-10
	滝沢市	74	医療法人社団松誠会　介護老人保健施設たきざわ	鵜飼笹森 42-２
		75	介護老人保健施設ホスピー滝沢	鵜飼狐洞１-139
	介護療養型医療施設			
	盛岡市	76	鎌田内科クリニック	本宮２-20-１

出典：「医療機関一覧（病院・一般診療所）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「医療機関一覧（歯科診療所）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「介護サービス事業所一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「医療機関一覧」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「岩手県内の病院一覧」（いわて医療ネット HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

病院

福祉施設

注）図中の番号は、表 3.2-11(3)、(4)と対応する。

出典：「医療機関一覧（病院・一般診療所）一覧」
（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「医療機関一覧（歯科診療所）一覧」
（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「介護サービス事業所一覧」
（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「医療機関一覧」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「岩手県内の病院一覧」（いわて医療ネット HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

N

1:50,000

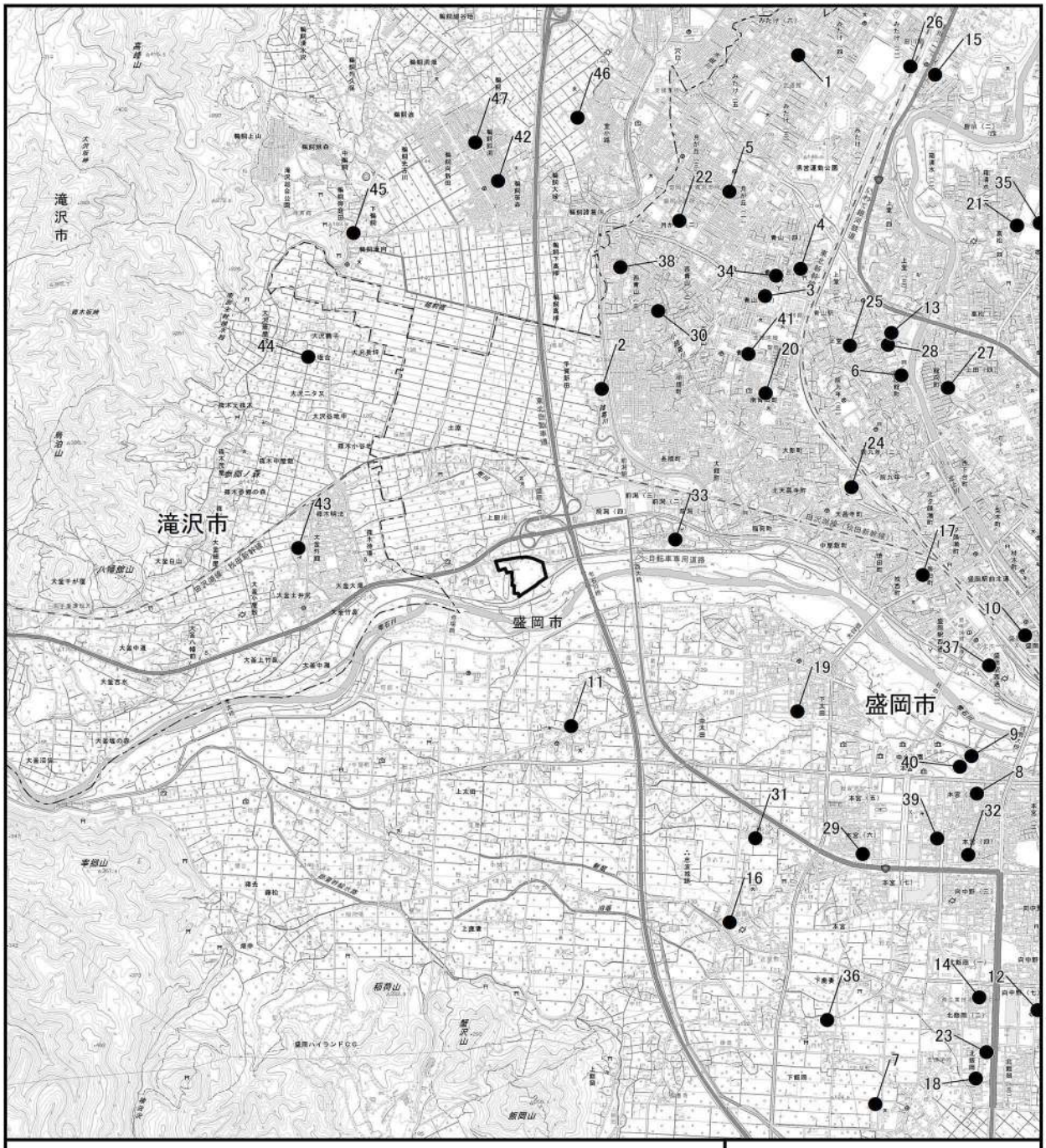
0　0.5　1　2km

図 3.2-9(2)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況（病院・福祉施設）

表 3.2-11(5)　環境保全についての配慮が特に必要な施設（保育施設）

区分	市名	番号	施設名	住　所
●保育施設	盛岡市	1	愛育ホーム	みたけ４－６-10
		2	青空こども園	平賀新田字高柳２－４
		3	青山保育園	青山２－６-18
		4	青山幼稚園	青山３－６-27
		5	あさひ保育園	月が丘１-23-１
		6	あべたて保育園	安倍館町 14-40
		7	飯岡こども園	下飯岡８-99
		8	いちご保育園	本宮３-15-22
		9	いちごみるく保育園	本宮３－９-38
		10	MH ナーサリー	盛岡駅前通８-12
		11	太田保育園	上太田松ノ木 84-３
		12	おほしさま保育園	向中野７-10-42
		13	上堂ホサナ保育園	上堂１－４-10
		14	北飯岡保育園	北飯岡２－７－６
		15	きたくり保育園	厨川１－７－１
		16	ぎんがの里保育園	本宮字林崎１－２
		17	くりやがわ保育園	新田町９-33
		18	Ｃｏｃｏａ	北飯岡４－８-45
		19	下太田保育園	下太田榊 14-21
		20	大新保育園	南青山町 13-３
		21	高松保育園	高松４-18-40
		22	月が丘幼稚園・保育園	月が丘２－７－５
		23	Daisy 保育園	北飯岡４－１-36
		24	天昌寺保育園	天昌寺町６-43
		25	なでしここども園	上堂１-10-23
		26	ニチイキッズみたけ保育園	厨川１-17-55
		27	のぞみこども園(認定こども園)	館向町 21-７
		28	はくちょう保育園	上堂１－６－５
		29	ピーターパン盛岡本宮園	本宮６-10-15
		30	ひかり保育園	西青山３-14-19
		31	ふじみ保育園	本宮字大宮 117-２
		32	ぽかぽか保育園	本宮４-17-29
		33	前潟保育園	上厨川字杉原 55
		34	みたけ保育園	青山３-14-５
		35	緑が丘ひかり保育園	緑が丘２－１-20
		36	みどりこども園	下飯岡２-319-１
		37	みらい KIDS 盛岡駅前保育園わらしこハウス	盛岡駅西通２-13-17
		38	みんなのみらい青山園	西青山３-36-36
		39	本宮保育園	本宮４-38-10
		40	モリオカえほんの森保育園	本宮字荒屋 101
		41	和光学園	青山１-25-２
	滝沢市	42	鵜飼保育園	鵜飼笹森１－２
		43	大釜幼稚園保育園	大釜外館 117-５
		44	大沢保育園	大沢堰合 32-２
		45	つぼみ園（りんごの森保育園分園）	下鵜飼 100-１
		46	なでしこ保育園	室小路 251-２
		47	ふじなでしここども園	鵜飼狐洞１-102

出典：「子育て施設一覧（保育園・認定こども園）一覧」（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「市内の保育施設」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「子育て関連施設」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



注）図中の番号は、表 3.2-11(5)と対応する。
出典：「子育て施設一覧（保育園・認定こども園）一覧」
（盛岡市オープンデータサイト、閲覧：令和５年 10 月）
「市内の保育施設」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「子育て関連施設」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

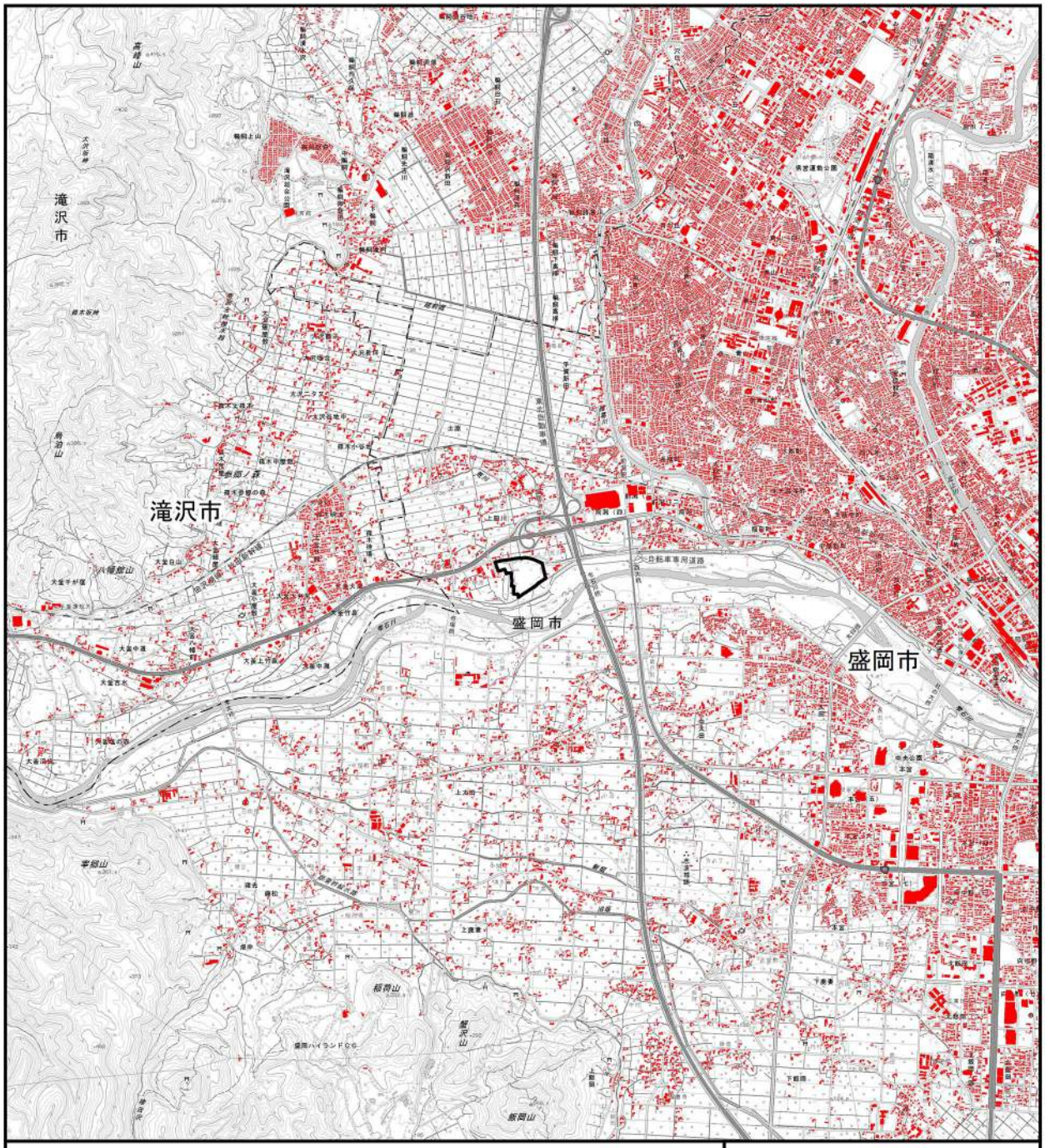
図 3.2-9(3)　環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置状況（保育施設）

2. 住宅の配置の概況

対象事業実施区域及びその周囲における住宅等の施設の配置状況は、図 3.2-10に示すとおりである。

対象事業実施区域内には住宅等は存在していない。

また、対象事業実施区域に最も近い住宅は、北側約30ｍに立地している。



凡　例

対象事業実施区域

行政界

住宅等

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「基盤地図情報（基本項目、建築物の外周線）」
（国土交通省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-10　住宅等の施設の配置状況

3.2.6　下水道の整備状況

盛岡市及び滝沢市における令和４年度の下水道の整備状況は、表 3.2-12に示すとおりである。

盛岡市の処理人口普及率は96.7%、水洗化率は94.9%であり、滝沢市の処理人口普及率は89.2%、水洗化率は88.5%となっている。

表 3.2-12　下水道の整備状況（令和４年度）

市名	行政区域人口 （人） [A]	処理区域人口 （人） [B]	水洗化人口 （人） [C]	処理人口普及率 （%） [B]/[A] ×100	水洗化率 （%） [C]/[B] ×100
盛岡市	281,607	272,234	267,216	96.7	94.9
滝沢市	54,961	49,035	48,651	89.2	88.5

出典：「令和４年度末汚水処理人口普及状況」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

3.2.7　環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

公害の防止に係る基準としては、「環境基本法」（平成５年11月　法律第91号）に基づく環境基準、「大気汚染防止法」（昭和43年６月　法律第97号）及び「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」（平成13年12月　岩手県条例第71号（以下、「生活環境保全条例」という。））に基づく規制基準等がある。

公害防止関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、表 3.2-13に示すとおりである。

表 3.2-13　公害防止関係の主な法令等

区分	法令名		定められている事項	本事業との関連性
大気汚染	環境基本法		環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、規制基準	有
	大気汚染防止法		規制地域 排出基準（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀）	有
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		規制基準	無
騒音	環境基本法		環境基準	無
	騒音規制法		規制地域 規制基準（特定工場等、特定建設作業）	無
			自動車騒音の要請限度	有
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		規制地域 規制基準（騒音関係施設、特定建設作業）	無
振動	振動規制法		規制地域 規制基準（特定工場等、特定建設作業）	無
			自動車振動の要請限度	有
悪臭	悪臭防止法		規制地域 規制基準（敷地境界線、排出口、排出水中）	無
水質	環境基本法	公共用水域水質	環境基準	有
		地下水水質	環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準、排水基準	有
	水質汚染防止法		排水基準	無
	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例		排水基準	無
	水質汚濁防止法第３条第３項の規定に基づく排水基準を定める条例		排水基準（上乗せ基準）	無
底質	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	有
土壌汚染	環境基本法		環境基準	有
	ダイオキシン類対策特別措置法		環境基準	有
	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律		農用地土壌汚染対策地域	無
	土壌汚染対策法		指定区域、届出	有

注）本事業との関連性の有無は今後変わる可能性がある。

(1) 大気汚染

① 環境基準等

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年７月 法律第 105 号）に基づき設定された大気汚染に係る環境基準は、表 3.2-14～表 3.2-17 に示すとおりである。

環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類、微小粒子状物質の 11 物質について設定されている。また、環境基準以外の指針値等は、表 3.2-18 に示すとおりである。

なお、環境基準は、工業専用地域及び車道その他一般公衆が通常生活しない地域又は場所には適用されない。

表 3.2-14 大気汚染物質に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
二酸化硫黄	１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、１時間値が0.1ppm以下であること。	－
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が10ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が20ppm以下であること。	－
浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
光化学オキシダント	１時間値が0.06ppm以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年５月 環境庁告示第 25 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年７月 環境庁告示第 38 号）

表 3.2-15 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件	備 考
ベンゼン	年平均値が0.003mg/m^{3}以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	年平均値が0.13mg/m^{3}以下であること。	
テトラクロロエチレン	年平均値が0.2mg/m^{3}以下であること。	
ジクロロメタン	年平均値が0.15mg/m^{3}以下であること。	

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成９年２月 環境庁告示第４号）

表 3.2-16　大気質のダイオキシン類に係る環境基準

物　質	環境上の条件	備　考
ダイオキシン類	１年平均値が0.6pg-TEQ/m^3以下であること。	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月　環境庁告示第 68 号）

表 3.2-17　微小粒子状物質に係る環境基準

物　質	環境上の条件	備　考
微小粒子状物質	１年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、１日平均値が35μg/m^3以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年９月　環境省告示第 33 号）

表 3.2-18　その他の指針値等

物　質	指　針　値・目　標　値	根拠
非メタン炭化水素	午前６時から９時までの非メタン炭化水素の３時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲以下	①
塩化水素	目標環境濃度0.02ppm以下	②
アクリロニトリル	年平均値２μg/m^3以下であること。	③
塩化ビニルモノマー	年平均値10μg/m^3以下であること。	
水銀	年平均値0.04μgHg/m^3以下であること。	
ニッケル化合物	年平均値0.025μgNi/m^3以下であること。	
クロロホルム	年平均値18μg/m^3以下であること。	④
1,2-ジクロロエタン	年平均値1.6μg/m^3以下であること。	
1,3-ブタジエン	年平均値2.5μg/m^3以下であること。	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値６ng-As/m^3以下であること。	⑤
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値0.14μgMn/m^3以下であること。	⑥
塩化メチル	年平均値94μg/m^3以下であること。	⑦
アセトアルデヒド	年平均値120μg/m^3以下であること。	

注）表中の根拠は以下に示すとおりである。
①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」
（昭和 51 年８月　中央公害対策審議会）
②：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年６月　環大規第 136 号）
③：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年７月　中央環境審議会）
④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成 18 年 11 月　中央環境審議会）
⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成 22 年 10 月　中央環境審議会）
⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成 26 年４月　中央環境審議会）
⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」（令和２年８月　中央環境審議会）

② 規制基準

工場や事業場から排出される大気汚染物質は、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「生活環境保全条例」により規制されている。

a. 大気汚染防止法による排出基準

「大気汚染防止法」では、大気汚染物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、規制対象物質には硫黄酸化物、ばいじん、有害物質（カドミウム、塩素、塩化水素、ふっ素、鉛、窒素酸化物など）が指定されている。本事業で整備するごみ処理施設は、同法のばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）に該当し、表 3.2-19 に示す基準が適用される。

表 3.2-19 大気汚染防止法に基づく規制基準（廃棄物焼却炉）

物質	排出基準	処理能力
硫黄酸化物	K値[注)] 14.5	－
ばいじん	0.04g/m^3_N	焼却能力が１時間当たり4,000kg以上
	0.08g/m^3_N	焼却能力が１時間当たり2,000kg以上4,000kg未満
	0.15g/m^3_N	焼却能力が１時間当たり2,000kg未満
塩化水素	700mg/m^3_N	－
窒素酸化物	250ppm	－
水銀	30μg/m^3_N	－

注）K値：大気汚染防止法に基づく固定発生源の硫黄酸化物排出規制における規制式に用いられている値。煙突からの大気中での拡散を考慮して、地上への影響に着目して排出量を規制するという考え方に基づく。煙突が低いほど、硫黄酸化物の排出量を少なくしなければならないこととなる。

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和 43 年 11 月　政令第 329 号）
「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年６月　厚生省・通商産業省令第１号）

b. ダイオキシン類対策特別措置法による排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、特定施設の排出ガスに関して、規制基準が定められている。本事業で整備するごみ処理施設は、同法の特定施設（廃棄物焼却炉）に該当し、表 3.2-20 に示す規制基準が適用される。

表 3.2-20 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準（廃棄物焼却炉）

物質	排出基準[注)]	処理能力
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m^3_N	焼却能力が１時間当たり4,000kg以上
	1ng-TEQ/m^3_N	焼却能力が１時間当たり2,000kg以上4,000kg未満
	5ng-TEQ/m^3_N	焼却能力が１時間当たり2,000kg未満

注）ng-TEQ/m^3：単位の「ng(ﾅﾉｸﾞﾗﾑ)」は 10 億分の１ｇを意味し、「TEQ」は毒性の強さを加味したダイオキシン量の単位を示す。
「m^3_N」は排出ガス量などの堆積を表す単位で、温度０℃、１気圧に換算した気体の体積である。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成 11 年 12 月　政令第 433 号）
「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成 11 年 12 月　総理府令第 67 号）

c．生活環境保全条例による規制対象施設

「生活環境保全条例」では、表 3.2-21 に示すばい煙発生施設、表 3.2-22 に示す粉じん発生施設を規制対象としている。

表 3.2-21　生活環境保全条例に基づくばい煙発生施設

番号	施設名	規模
1	廃棄物焼却炉	火格子面積が1.5平方メートル以上2平方メートル未満であるか、又は焼却能力が1時間当たり150キログラム以上(廃油焼却炉にあっては1時間当たり50キログラム以上)200キログラム未満であること。
2	オガライトの製造の用に供する乾燥炉	火格子面積が0.5平方メートル以上1平方メートル未満であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上50リットル未満であること。

出典：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」（平成 13 年 12 月　規則第 140 号）

表 3.2-22　生活環境保全条例に基づく粉じん発生施設

番号	施設名	規模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）、土石、チップ又は木くずの堆積場	面積が鉱物又は土石にあっては500平方メートル以上1,000平方メートル未満、チップ又は木くずにあっては500平方メートル以上であること。
2	破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が37.5キロワット以上75キロワット未満であること。
3	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
4	動力打綿機及び動力混打綿機	すべてのもの
5	木材、木製品の製造の用に供する切断施設、研削施設、研摩施設及び粉砕施設（家具製造の用に供するものを除く。）	原動機の定格出力が切断施設、研削施設又は研摩施設にあっては2.25キロワット以上、粉砕施設にあっては7.5キロワット以上であること。

出典：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」（平成 13 年 12 月　規則第 140 号）

(2) 騒音

① 環境基準

騒音に係る環境基準は、地域の類型区分及び時間の区分ごとに定められている。

「環境基本法」に基づく地域の類型区分ごとの環境基準は、表 3.2-23 に示すとおりである。

ただし、道路に面する地域については、表 3.2-23 によらず、表 3.2-24 に示す基準が適用され、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間は、表 3.2-25 に示す特例基準値が適用される。また、新幹線鉄道の沿線区域は表 3.2-26 に示す基準が適用される。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-23 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		該当地域
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)	
AA	50dB以下	40dB以下	特に静穏を要する地域
A	55dB以下	45dB以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
B			第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
C	60dB以下	50dB以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月　環境庁告示第 64 号）
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年３月　岩手県告示第 246 号）

表 3.2-24 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
A地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注）車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月　環境庁告示第 64 号）
「騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」（平成 24 年３月　岩手県告示第 246 号）

表 3.2-25 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準値

基準値	
昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
70dB以下	65dB以下

注１）個別の住居等において騒音の影響の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては、40dB 以下）によることができる。
注２）「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、４車線以上の市町村道をいう。
注３）「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。
(1) ２車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　15 メートル
(2) ２車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路　20 メートル
出典:「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年９月　環境庁告示第 64 号）

表 3.2-26　新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	該当地域（沿線区域[注1)]に限る）
Ⅰ	70dB 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域
Ⅱ	75dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 用途地域の定めのない地域であって住居等[注2)]が存在する地域

注１）「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に 500 メートルごとに軌道中心線から 300 メートルの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
注２）「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
出典：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和 50 年７月　環境庁告示第 46 号）
「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定」（昭和 52 年９月　岩手県告示第 1221 号）

② 規制基準

「騒音規制法」（昭和 43 年６月　法律第 98 号）では、住民の生活環境を保全する地域を市長が指定し、指定地域内の工場・事業場と建設工事に伴って発生する騒音を規制するとともに、自動車から発生する騒音についての許容限度を定めている。

また、「生活環境保全条例」では、「騒音規制法」の規制対象外の７種 10 施設に対して必要な規制を行っている。

a. 騒音規制法による規制基準等

ア. 特定工場の規制基準

「騒音規制法」に規定される特定施設は表 3.2-27 に、特定施設を設置する特定工場等における規制基準は表 3.2-28 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-27　騒音規制法に基づく特定施設の種類

番号	特定施設の種類
1	金属加工機械 イ.圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。） ロ.製管機械 ハ.ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。） ニ.液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ.機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ.せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。） ト.鍛造機 チ.ワイヤーフォーミングマシン リ.ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ.タンブラー ル.切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ.コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m以上のものに限る。） ロ.アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機 （ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ.ドラムバーカー ロ.チッパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。） ハ.砕木機 ニ.帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。） ホ.丸のこ盤（帯のこ盤と同様。） ヘ.かんな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成型機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月　政令第 324 号）

表 3.2-28　特定工場等の騒音に係る規制基準

区域の区分	指定地域	基準値			
		朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～18:00)	夕 (18:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第１種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	45dB	50dB	45dB	40dB
第２種区域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	50dB	55dB	50dB	45dB
第３種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60dB	65dB	60dB	50dB
第４種区域	工業地域	65dB	70dB	65dB	55dB

注）下記施設敷地の周囲 50m区域内は同表の各欄（第１種区域は除く。）の値から５dB を減じた値とする。
(1)学校教育法第１条に規定する学校
(2)児童福祉法第７条第１項に規定する保育所
(3)医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
(4)図書館法第２条第１項に規定する図書館
(5)老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園
出典：「騒音規制法第３条第１項の規定による規制する地域及び同法第４条第１項の規定による規制基準」
（平成 17 年 12 月　盛岡市告示第 448 号）

イ．特定建設作業の規制基準

「騒音規制法」に規定される特定建設作業の種類は表 3.2-29 に、特定建設作業に係る規制基準は表 3.2-30 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-29　騒音規制法に基づく特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜き機又はくい打くい抜き機（圧入式くい打ちくい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びよう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のもに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m^3以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音の発生しないものとして、環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のもに限る。）を使用する作業

注）当該作業は、その作業を開始した日に終わるものを除く。
出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月　政令第 324 号）

表 3.2-30　特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	指定地域	基準値	夜間作業 禁止時間	1日の作業 限度時間	連続作業 限度期間	作業 禁止日
第1号区域	第1種区域 第2種区域 第3種区域 第4種区域の一部	85dB	19時～翌日7時	10時間	6日	日曜日その他の休日
第2号区域	指定区域のうち、上に掲げる区域以外の区域		22時～翌日6時	14時間		

注1）上表における第1種区域～第4種区域の区分は、表 3.2-28 における指定地域と同様である。
注2）第4種区域の一部とは、工業地域に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m区域内
注3）基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
注4）基準値を超えている場合、騒音の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記限度時間未満4時間以上の間をおいて短縮させることを勧告又は命令できる。
注5）作業禁止時間、1日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。
出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月　厚生省・建設省告示1号）
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域の指定」
（平成 17 年 12 月　盛岡市告示第 449 号）

ウ．自動車騒音の限度（要請限度）

「騒音規制法」に規定される自動車騒音における要請限度は、表 3.2-31 に示すとおりである。

表 3.2-31 自動車騒音の要請限度

区域の区分	指定地域	車線数	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	1車線	65dB以下	55dB以下
		2車線以上	70dB以下	65dB以下
b区域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	1車線	65dB以下	55dB以下
		2車線以上	75dB以下	70dB以下
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路	75dB以下	70dB以下
特例	高速自動車国道 一般道路県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	75dB以下	70dB以下

出典：「騒音規制法第 17 条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
（平成 12 年3月　総理府令第 15 号）
「騒音規制法第 17 条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考の区域」
（平成 17 年3月　盛岡市告示第 214 号）
「騒音規制法第3条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに第4条第1項の規定による特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第1号に該当する区域及び騒音規制法第 17 条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考の区域を定めることについて」（平成 26 年1月　滝沢市告示第1号）

b. 生活環境保全条例による規制基準等

「生活環境保全条例」に規定される騒音発生施設は、表 3.2-32 に示すとおりである。

また、規制基準は表 3.2-28 に示した値と同様となる。

表 3.2-32　生活環境保全条例に基づく騒音発生施設

番号	施設名	規模
1	金属加工用の旋盤 （ベルト駆動式のものであること。）	すべてのもの
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満であること。
3	コンクリート製品製造用のコンクリートプラント	気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満であること。
4	木材加工機械 (1)チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット未満であること。
	(2)製材用帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が7.5キロワット以上15キロワット未満であること。
	(3)木工用の帯のこ盤及び丸のこ盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満であること。
	(4)かんな盤	原動機の定格出力が1.5キロワット以上2.25キロワット未満であること。
5	冷凍機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。
6	冷却塔	原動機の定格出力が0.75キロワット以上であること。
7	バーナー	燃料の消費能力が１時間当たり50リットル以上であること。

出典：「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」（平成 13 年 12 月　規則第 140 号）

(3) 振動

① 規制基準

「振動規制法」(昭和 51 年６月　法律第 64 号) では、住民の生活環境を保全する地域を市長が指定し、指定地域内の工場・事業場と建設工事に伴って発生する振動を規制するとともに、自動車から発生する振動についての許容限度を定めている。

a. 特定工場等の規制基準等

「振動規制法」に規定されている特定施設の種類は表 3.2-33 に、特定施設を設置する特定工場等の規制基準は表 3.2-34 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-33　振動規制法に規定する特定施設の種類

番号	特定施設の種類
1	金属加工機械 イ.液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ.機械プレス ハ.せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。） ニ.鍛造機 ホ.ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ.ドラムバーカー ロ.チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

出典：「振動規制法施行令」(昭和 51 年 10 月　政令第 280 号)

表 3.2-34　特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	指定地域	基準値	
		昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第１種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60dB	55dB
第２種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65dB	60dB

注）下記施設敷地の周囲 50m区域内は同表の各欄の値から５dB を減じた値とする。
(1)学校教育法第１条に規定する学校
(2)児童福祉法第７条第１項に規定する保育所
(3)医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの。
(4)図書館法第２条第１項に規定する図書館
(5)老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホーム
(6)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園
出典：「振動規制法第３条第１項の規定による地域及び同法第４条第１項の規定による規制基準」
（平成 17 年 12 月　盛岡市告示第 451 号）

b. 特定建設作業の規制基準等

「振動規制法」に規定される特定建設作業の種類は表 3.2-35 に、特定建設作業における規制基準は表 3.2-36 に示すとおりである。

対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

表 3.2-35　振動規制法に基づく特定建設作業の種類

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい打機（油圧式くい打機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、１日における当該作業に係る２地点間の最大距離が50mを超えない

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月　政令第 280 号）

表 3.2-36　特定建設作業に係る振動の規制基準

区域の区分	指定地域	基準値	夜間作業 禁止時間	1日の作業 限度時間	連続作業 限度期間	作業 禁止日
第1号区域	第1種区域 第2種区域の一部	75dB	19時～翌日7時	10時間	6日	日曜日その他の休日
第2号区域	指定区域のうち、上に掲げる区域以外の区域		22時～翌日6時	14時間		

注1）上表における第1種区域、第2種区域の区分は、表 3.2-34 における指定地域と同様である。
注2）第2種区域の一部とは、工業地域に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m 区域内
注3）基準値は特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。
注4）基準値を超えている場合、振動の防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記限度時間未満4時間以上の間をおいて短縮させることを勧告又は命令できる。
注5）作業禁止時間、1日の作業限度時間、連続作業限度時間、作業禁止日については、災害等非常事態発生の場合、人命身体の危険防止の場合はこの限りではないこと。
出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月　総理府令第 58 号）
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に該当する区域並びに同規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間」（平成 17 年 12 月　盛岡市告示第 452 号）

c．道路交通振動の限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3.2-37 に示すとおりである。

表 3.2-37　道路交通振動の要請限度

区域の区分	指定地域	昼間 (7:00～20:00)	夜間 (20:00～7:00)
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域[注)]	65dB	60dB
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

注）田園住居地域は、滝沢市のみ指定されている。
出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月　総理府令第 58 号）
「振動規制法施行規則別表第1付表第1号に該当する区域並びに同規則別表第2備考1の区域及び同表備考2の時間」（平成 17 年 12 月　盛岡市告示第 452 号）
「振動規制法第3条第1項の規定による地域の指定及び第4条第1項の規定による規制基準の設定並びに振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に該当する区域、別第2の備考1の区域及び備考2の時間を定めることについて」（平成 26 年1月　滝沢市告示第2号）

(4) 悪臭

① 規制基準

「悪臭防止法」（昭和 46 年６月　法律第 91 号）に基づく悪臭の規制は、規制地域内における工場・事業場に対して設定され、規制基準は敷地境界上における濃度、排出口における排出量、排出水中における濃度について定められている。

令和５年 10 月現在、岩手県では９市町について規制地域が指定されており、対象事業実施区域が位置する盛岡市は特定悪臭物質による規制地域に指定されている。

なお、対象事業実施区域は市街化調整区域となっており、基準は適用されない。

a. 敷地境界線上における規制基準

敷地境界線上における基準は、表 3.2-38 に示すとおりである。

表 3.2-38　敷地境界線上における悪臭物質の規制基準

悪臭物質名		規制基準（ppm）	
		規制地域のうち工場地域	規制地域のうち 工場地域以外の地域
1	アンモニア	2ppm	1ppm
2	メチルメルカプタン	0.004ppm	0.002ppm
3	硫化水素	0.06ppm	0.02ppm
4	硫化メチル	0.05ppm	0.01ppm
5	二硫化メチル	0.03ppm	0.009ppm
6	トリメチルアミン	0.02ppm	0.005ppm
7	アセトアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.1ppm	0.05ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.03ppm	0.009ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.07ppm	0.02ppm
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.02ppm	0.009ppm
12	イソバレルアルデヒド	0.006ppm	0.003ppm
13	イソブタノール	4ppm	0.9ppm
14	酢酸エチル	7ppm	3ppm
15	メチルイソブチルケトン	3ppm	1ppm
16	トルエン	30ppm	10ppm
17	スチレン	0.8ppm	0.4ppm
18	キシレン	2ppm	1ppm
19	プロピオン酸	0.07ppm	0.03ppm
20	ノルマル酪酸	0.002ppm	0.001ppm
21	ノルマル吉草酸	0.002ppm	0.0009ppm
22	イソ吉草酸	0.004ppm	0.001ppm

出典：「悪臭防止法第３条の規定による規制する地域及び同法第４条第１項の規定による規制基準」
（平成 17 年 12 月　盛岡市告示第 453 号）

b．排出口における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場の煙突その他の気体排出施設から排出する悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は除く。）の規制基準は、次式により算出した悪臭物資の種類ごとの流量となる。

$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$

ここにおいて、q ：流量（Nm^3/h）

He：補正された排出口の高さ（m）

Cm：当該事業場の敷地境界線上における規制基準値（ppm）

ただし、He が５m未満となる場合については、この式は適用されない。

c．排出水中における規制基準

「悪臭防止法」に基づく事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチルに限る。）の排出基準は、次式により算出した排出水中の濃度が適用される。

$CLm = k \times Cm$

ここにおいて、CLm：排出水中の濃度（mg/L）

k ：表 3.2-39 に示す値

Cm：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

表 3.2-39　排出水中の悪臭物質に係るｋの値

悪臭物質名	流量Q（m^3/s）		
	Q≦0.001	0.001＜Q≦0.1	0.1＜Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

注）流量（Q）は当該事業場から敷地外に排出される排出水の量（m^3/s）を表す。

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年５月　総理府令第 39 号）

「悪臭防止法第３条の規定による規制する地域及び同法第４条第１項の規定による規制基準」

（平成 17 年 12 月　盛岡市告示第 453 号）

(5) 水質汚濁

① 環境基準

公共用水域の水質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準が設定されている。

また、地下水の水質汚濁に係る環境基準についても、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められている。

人の健康の保護に関する公共用水域の環境基準は表 3.2-40 に、地下水の環境基準は表 3.2-41 に示すとおりである。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じて指定された水域類型別に定められている。河川の環境基準は表 3.2-42 に示すとおりである。

ダイオキシン類に関する環境基準は表 3.2-43 に示すとおりであり、公共用水域について一律に定められている。

対象事業実施区域の周囲を流れる河川には、図 3.2-11 に示すとおり、北上川、雫石川及び諸葛川に河川Ａ類型及び生物Ａ類型があてはめられている。

表 3.2-40　人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注１）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注２）「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月　環境庁告示第 59 号）

表 3.2-41　地下水の水質汚濁に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

注１）基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
注２）「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成９年３月　環境庁告示第 10 号）

表 3.2-42(1)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	１mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	２mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道３級 水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	３mg/L以下	25mg/L以下	５mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産３級 工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	５mg/L以下	50mg/L以下	５mg/L以上	－
D	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	８mg/L以下	100mg/L以下	２mg/L以上	－
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－

備考
1　基準値は、日間平均値とする。
2　農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする。
3　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
4　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　2　水道１級　　：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　水道２級　　：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　水道３級　　：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
　　3　水産１級　　：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　水産２級　　：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　　水産３級　　：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
　　4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　工業用水３級：特殊の浄水操作を行うもの
　　5　環境保全　　：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月　環境庁告示第 59 号）

表 3.2-42(2)　生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

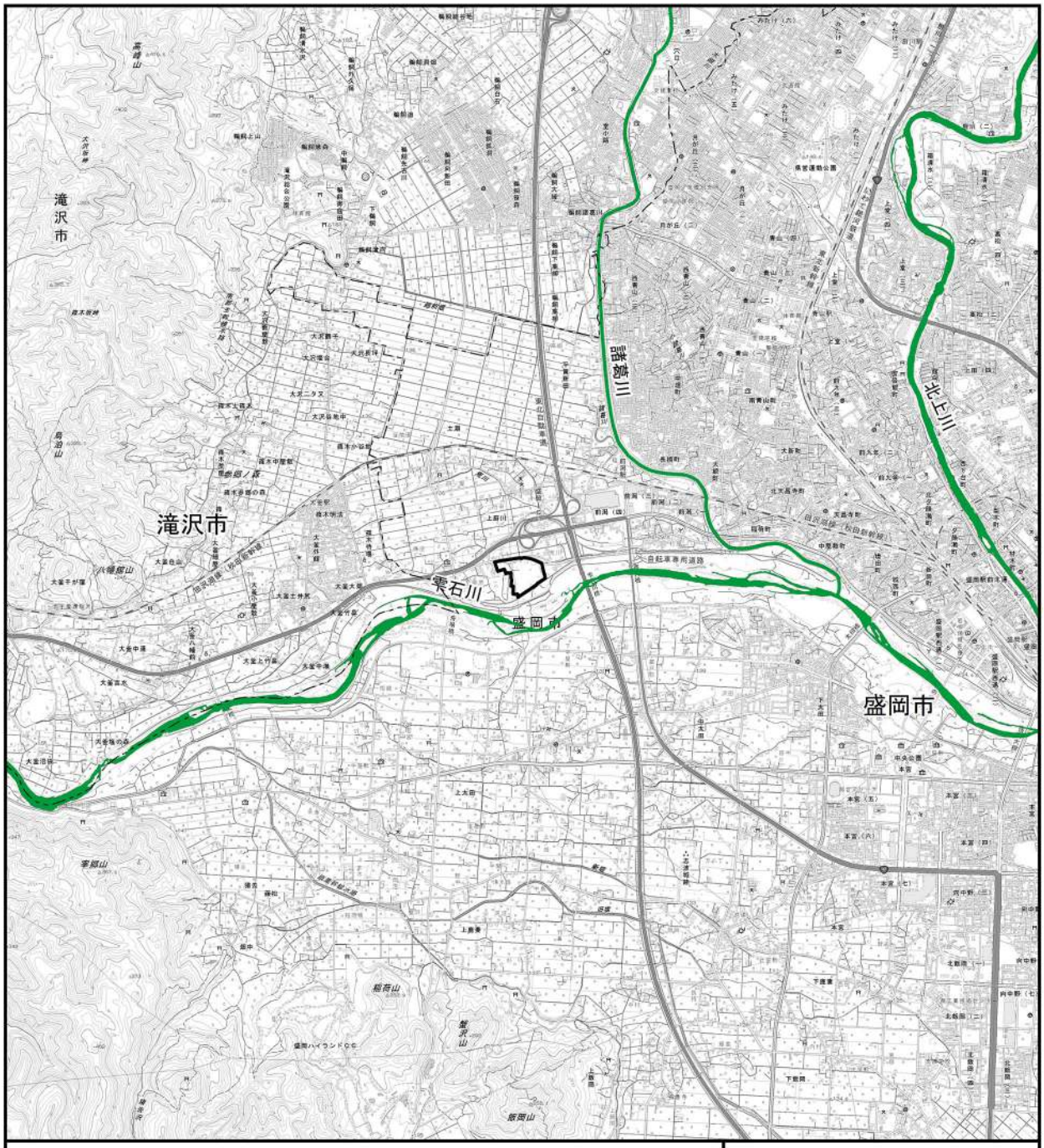
項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

注）基準値は、年間平均値とする。
出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月　環境庁告示第 59 号）

表 3.2-43　水質のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下

注１）基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
注２）水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月　環境庁告示第 68 号）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

A類型

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「令和３年度公共用水域水質測定計画」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「国土数値情報(河川データ)」（国土地理院 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-11　水域に係る環境基準の類型区分

② 規制基準

工場や事業所からの排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月　法律第 138 号）、「生活環境保全条例」、「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 48 年 3 月岩手県条例第 31 号）により規制されている。

なお、湖沼を含む公共用水域の水質汚濁防止のため「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年７月　法律第 61 号）に基づき指定湖沼が指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には、同法に基づく湖沼の指定はない。

a. 水質汚濁防止法による規制基準

「水質汚濁防止法」では、すべての工場・事業場に適用される有害物質に係る排水基準、排水量が 50m^3/日以上の特定事業場に適用される有害物質以外に係る排水基準が定められている。

有害物質に係る排水基準は表 3.2-44 に、有害物質以外に係る排水基準は表 3.2-45 に示すとおりである。

表 3.2-44　有害物質に係る排水基準

一律排水基準		
種類又は項目		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg/L
シアン化合物		1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）		1 mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg/L
六価クロム化合物		0.5mg/L
砒素及びその化合物		0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005mg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域	230mg/L
	その他	10mg/L
ふっ素及びその化合物	海域	15mg/L
	その他	8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）		100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

注１）「検出されないこと」とは、府令第２条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注２）砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年６月　総理府令第 35 号）

表 3.2-45　有害物質以外に係る排水基準

一律排水基準		
種類又は項目		許容限度
水素イオン濃度（pH）	海域	5.0～9.0
	その他	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質量（SS）		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（油分）	鉱油類含有量	5mg/L
	動植物油脂類含有量	30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日平均3,000個/cm^3
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
りん含有量		16mg/L（日間平均8mg/L）

注１）「日間平均」による許容限度は、１日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
注２）この表に掲げる排水基準は、１日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
注３）水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
注４）水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
注５）生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
注６）窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が１リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
注７）燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
注８）許容限度の数値は、水素イオン濃度については表に示した数値を含む範囲内、その他の項目については表に示した数値以下を許容限度とする。
出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年６月　総理府令第 35 号）

b．生活環境保全条例による規制基準

「生活環境保全条例」では、「湿式集じん施設」又は「廃ガス洗浄施設」を汚水等排出施設として指定し、排水基準が定められている。

排水基準は、表 3.2-44 及び表 3.2-45 に示したとおりである。

c．水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例による排水基準

「水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」では、「水質汚濁防止法」で定められている排出基準より厳しい基準を設定しているが、対象事業実施区域及びその周囲の水域は対象外である。

(6) 底質

① 環境基準

水底の底質については、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、表 3.2-46 に示すダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

表 3.2-46 底質のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	150pg-TEQ/L以下

注）基準値は、2,3,7,8 四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月　環境庁告示第 68 号）

(7) 土壌汚染

① 環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき全国一律に定められている。

「環境基本法」に基づく環境基準は表 3.2-47 に、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は表 3.2-48 に示すとおりである。

表 3.2-47　土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液１Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米１kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液１Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液１Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液１Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌１kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液１Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌１kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液１Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液１Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液１Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液１Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液１Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液１Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液１Lにつき１mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液１Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液１Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液１Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液１Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液１Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液１Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液１Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液１Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液１Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液１Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液１Lにつき１mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液１Lにつき0.05mg以下であること。

注１）環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

注２）カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Lにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１Lにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。

注３）「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注４）有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

注５）1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌環境基準」（平成３年８月　環境庁告示第 46 号）

表 3.2-48　土壌のダイオキシン類に係る環境基準

物質	環境上の条件
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/L以下

注１）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
注２）土壌中に含まれるダイオキシン類をソックレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重形質分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に２を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
注３）土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。
出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成 11 年 12 月　環境庁告示第 68 号）

② 規制基準

土壌汚染対策に関する規制は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年５月　法律第 53 号)及び「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月　法律第 139 号）により、地域指定等の措置が取られている。

a. 土壌汚染対策法による規制

「土壌汚染対策法」では、土壌が汚染されている地域について都道府県知事が要措置区域及び形質変更時要届出区域として指定し、その情報を公開することが定められている。指定区域の要件は表 3.2-49 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、「土壌汚染対策法」に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定された地域はない（令和５年 10 月現在)。

b. 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律による規制

対象事業実施区域及びその周囲には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づく対象地域の指定はない。

表 3.2-49　土壌汚染対策法に基づく指定区域の要件

特定有害物質	地下水の摂取等によるリスク 土壌溶出量基準 (mg/L以下)	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準 (mg/kg以下)
カドミウム及びその化合物	0.003	45
六価クロム化合物	0.05	250
クロロエチレン	0.002	-
シマジン	0.003	-
シアン化合物	検出されないこと	50（遊離シアンとして）
チオベンカルブ	0.02	-
四塩化炭素	0.002	-
1.2-ジクロロエタン	0.004	-
1.1-ジクロロエチレン	0.1	-
1.2-ジクロロエチレン	0.04	-
1.3-ジクロロプロペン	0.002	-
ジクロロメタン	0.02	-
水銀及びその化合物	水銀/0.0005 アルキル水銀/検出されないこと	水銀/15
セレン及びその化合物	0.01	150
テトラクロロエチレン	0.01	-
チウラム	0.006	-
1.1.1-トリクロロエタン	1	-
1.1.2-トリクロロエタン	0.006	-
トリクロロエチレン	0.01	-
鉛及びその化合物	0.01	150
砒素及びその化合物	0.01	150
ふっ素及びその化合物	0.8	4,000
ベンゼン	0.01	-
ほう素及びその化合物	1	4,000
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-
有機りん化合物	検出されないこと	-

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年 12 月　環境省令第 29 号）

2. 自然環境保全関係法令等

自然環境の保全に関する法令では、「自然公園法」（昭和32年６月　法律第161号）に基づく国立・国定公園、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年７月　法律第88号）に基づく鳥獣保護区等を指定し、各種行為を規制している。

自然環境保全関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、表 3.2-50に示すとおりである。

表 3.2-50　自然環境保全関係の主な法令等

法令名	定められている事項	本事業との関連性
自然公園法	国立公園、国定公園	無
県立自然公園条例	県立自然公園	無
自然環境保全法	自然環境保全地域	無
岩手県自然環境保全条例	自然環境保全地域、環境緑地保全地域	無
	自然環境保全指針（優れた自然、身近な自然）	有
都市緑地法	緑地保全地域、特別緑地保全地区	無
生産緑地法	生産緑地地区	無
鳥獣の保護並びに管理及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域	有
絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律	生息地等保護区	無
岩手県希少野生動植物の保護に関する条例	指定希少野生動植物、特定希少野生動植物	無
景観法	景観計画区域	有
都市計画法	風致地区	無
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	条約湿地	無

(1) 自然公園の指定状況

岩手県には、「自然公園法」に基づく国立公園２箇所及び国定公園２箇所が、「県立自然公園条例」（昭和33年12月　岩手県条例第53号）に基づく県立自然公園が７箇所指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然公園法」及び「県立自然公園条例」に基づく自然公園に指定されている地域はない。

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

岩手県には、「自然環境保全法」（昭和47年６月　法律第85号）に基づく国指定自然環境保全地域が２箇所指定されている。

また、「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月　岩手県条例第62号）に基づき、自然環境保全地域が12箇所、環境緑地保全地域が11箇所指定されている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「自然環境保全法」及び「岩手県自然環境保全条例」に基づく、自然環境保全地域、環境緑地保全地域に指定されている地域はない。

(3) 緑地地区等の指定状況

岩手県には、「都市緑地法」（昭和48年９月　法律第72号）に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区、「生産緑地法」（昭和49年６月　法律第68号）に基づく生産緑地地区に指定されている地域はない。

(4) 鳥獣保護区等の指定状況

岩手県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則」（平成15年３月　岩手県規則第25号）に基づき、鳥獣保護区、鳥獣保護特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域、猟区、指定猟法禁止区域を設定している。

対象事業実施区域及びその周囲における鳥獣保護区等の指定状況は、表 3.2-51及び図 3.2-12に示すとおりである。

表 3.2-51　鳥獣保護区等の指定状況

番号	区分	名称	面積 (ha)	期間
1	鳥獣保護区	雫石川東部	104	令和９年10月31日
2		滝沢市滝沢	1,707	令和11年10月31日
3	特定猟具使用禁止区域（銃器）	盛岡市街地	15,255	令和14年10月31日

出典：「岩手県鳥獣保護区等位置図」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

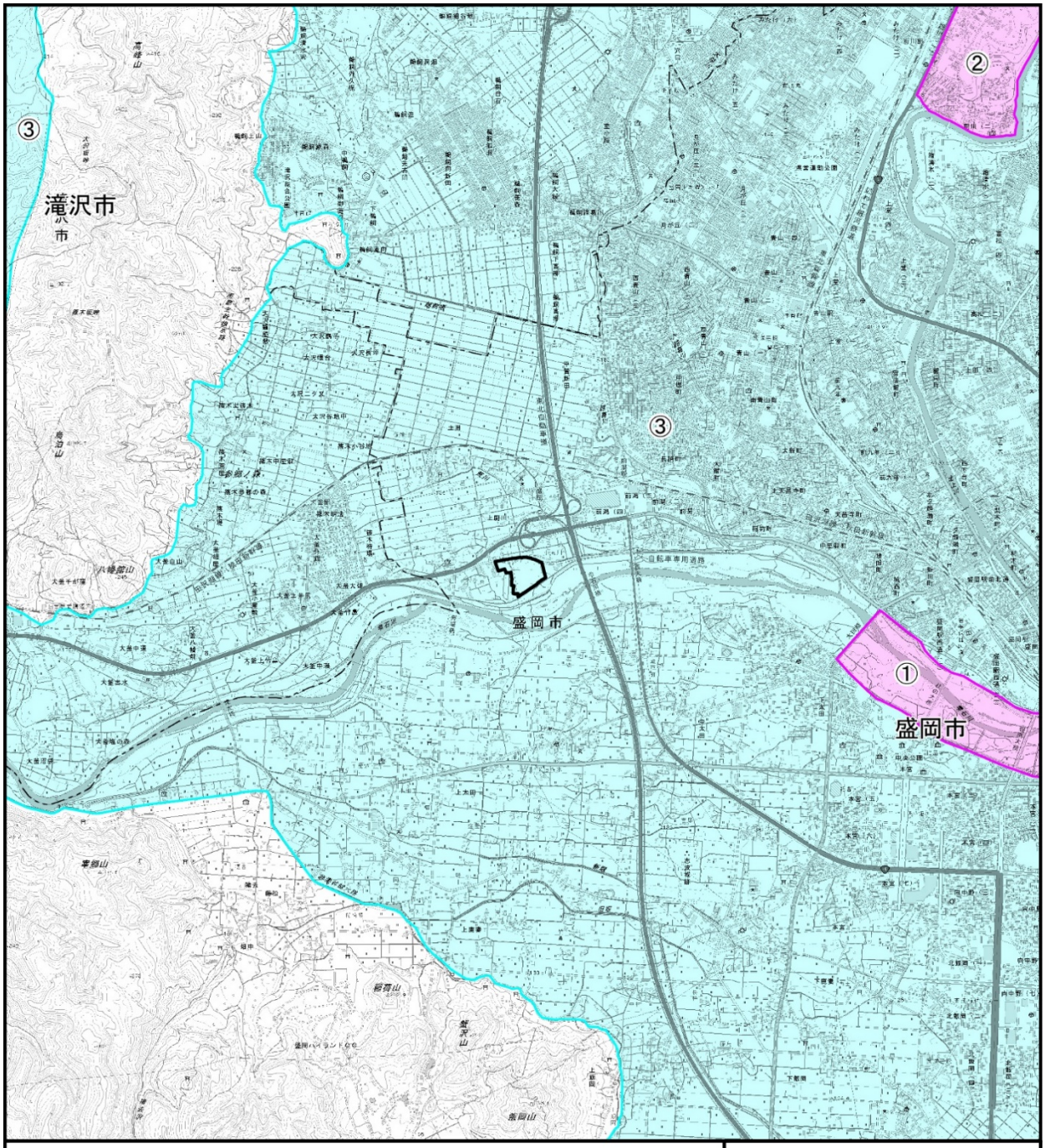
(5) 生息地等保護区の指定状況

岩手県には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成４年６月　法律第75号）に基づく生息地等保護区に指定されている地域はない。

(6) 希少野生動植物保護対策

岩手県では、「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」（平成14年3月　岩手県条例第26号）に基づき、指定希少野生動植物（捕獲、採取等を禁止する種）として16種、特定希少野生動植物（流通を監視する種）として10種を指定している。

対象事業実施区域及びその周囲には、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物種の分布は確認されていない。



凡　例

- 対象事業実施区域
- 行政界
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.2-51 と対応する。
出典：「岩手県鳥獣保護区等位置図」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-12　鳥獣保護区等の状況

(7) 景観計画区域の指定状況

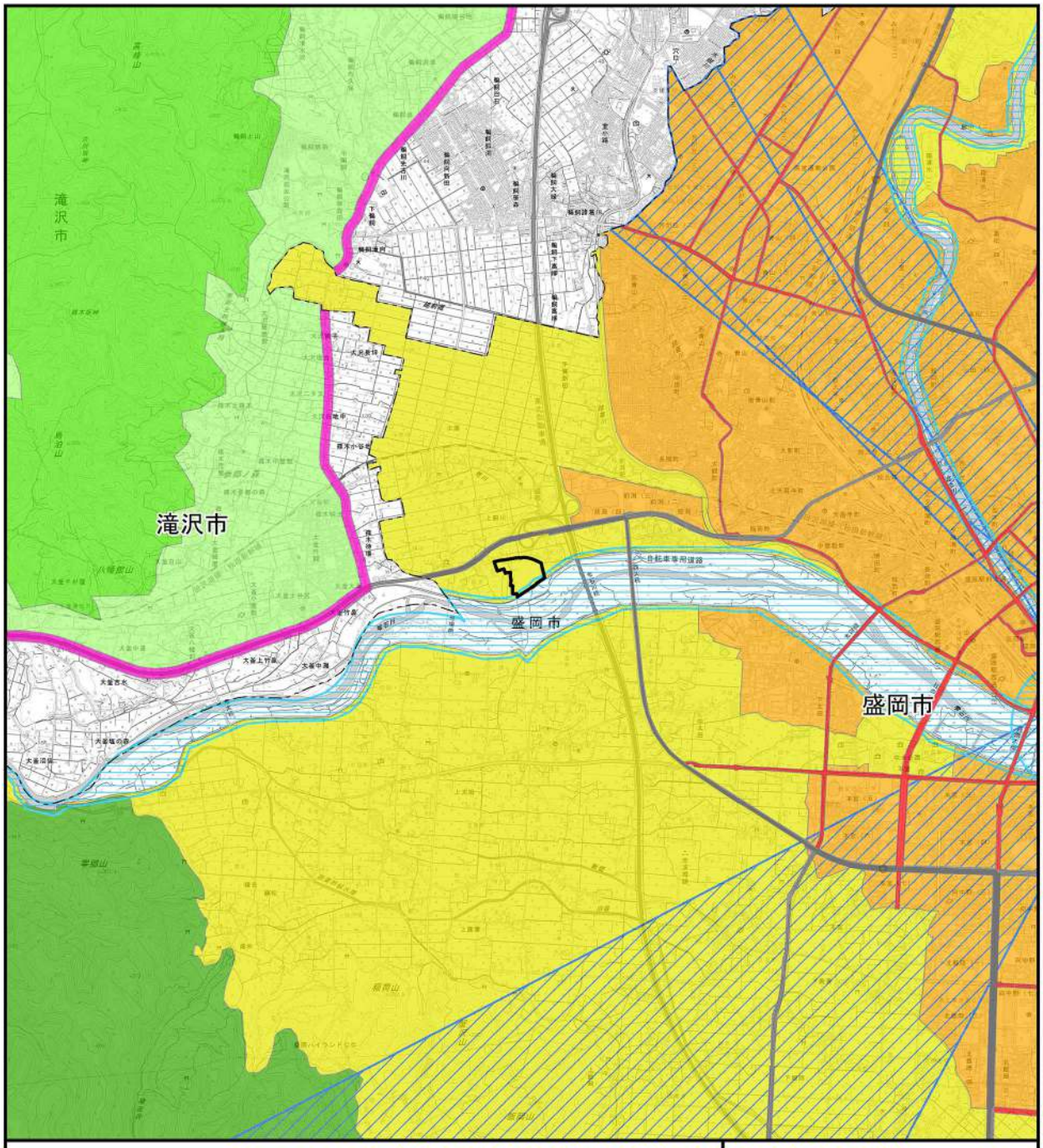
岩手県では、「岩手の景観の保全と創造に関する条例」（平成５年10月　岩手県条例第35号）を公布し、地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図り、県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現が示されている。

また、平成22年には、「景観法」（平成16年６月　法律第110号）に基づき、「岩手県景観計画」（平成22年10月　岩手県）が策定され、市町村、事業者、県民と連携・協働し、美しく風格ある県土の形成の実現を図ること等が示されている。

盛岡市は、「景観法」に基づく景観行政団体として、市全域を景観計画区域と定めた「盛岡市景観計画」（平成21年３月　盛岡市）を策定し、良好な景観形成の方針や行為の制限等をまとめている。

対象事業実施区域及びその周囲の景観計画区域の位置は、図 3.2-13に示すとおりである。

対象事業実施区域は、田園・丘陵景観地域（景観形成地域）及び河川景観保全地域（景観形成重点地域）に指定されている。



凡　例

対象事業実施区域

行政界

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

盛岡市景観計画区域

- 市街地景観地域(景観形成地域)
- 田園・丘陵景観地域(景観形成地域)
- 山地景観地域(景観形成地域)
- 眺望景観保全地域(景観形成重点地域)
- 河川景観保全地域(景観形成重点地域)
- 街路景観地域_広域(景観形成重点地域)
- 街路景観地域_市街地(景観形成重点地域)

岩手県景観計画区域

- 山麓景観形成地区
- 田園景観形成地区
- 沿道景観形成地区

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「もりおか便利マップ」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「岩手県景観計画」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.2-13 景観計画区域

(8) 岩手県自然環境保全指針

岩手県では、「岩手県自然環境保全条例」に基づき、岩手県の自然の現状を正確に把握するとともに、それぞれの自然の状況に即して計画的に保全施策を講じていくことを目的として、「岩手県自然環境保全指針」（平成11年３月　岩手県（以下、「環境指針」という。））を策定している。

環境指針は、平成11年の策定後、「いわてレッドデータブック」や環境省の現存植生図が改訂・公表される等、新たな調査資料や情報、知見が蓄積されたことから、令和３年３月に見直されている。

環境指針では、自然環境を学術的な重要性、希少性、貴重性という視点で捉えた「優れた自然」と、親しみやすさ、ふれあいという視点で捉えた「身近な自然」の２つに区分して取りまとめている。

① 優れた自然

優れた自然については、学術的に重要な植物群落、絶滅の危険性が指摘される動植物種の繁殖地や生息・生育地、貴重な地形・地質・自然景観等を対象とし、それぞれ５段階の保全区分にまとめられている。

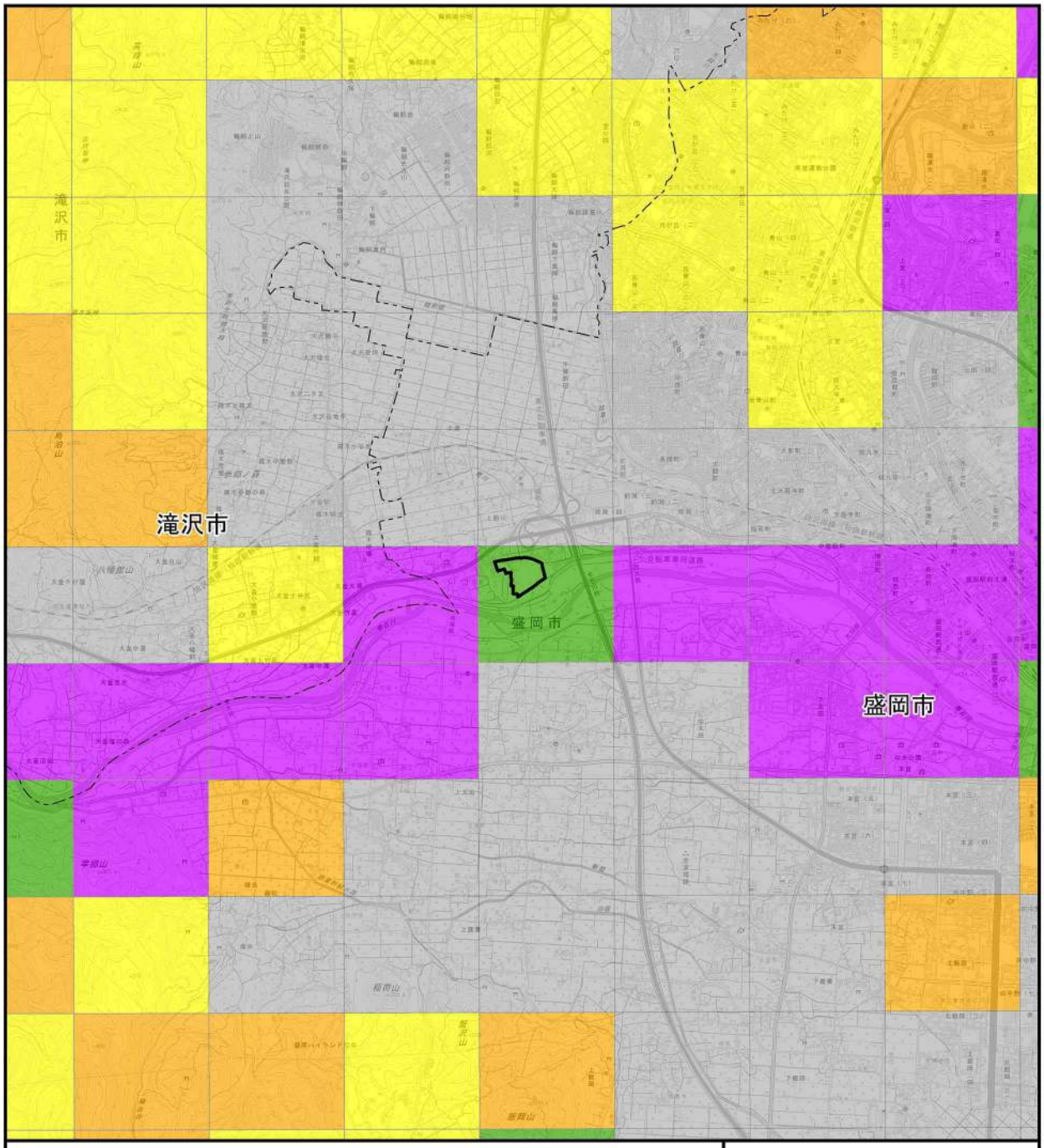
優れた自然の保全区分に応じた内容、保全目標及び保全方向は表 3.2-52 に、対象事業実施区域及びその周囲における優れた自然の保全区分図は図 3.2-14 に示すとおりである。

対象事業実施区域の保全区分は「A」となっており、自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む環境となっている。

表 3.2-52　優れた自然の内容及び保全目標・保全方向

保全区分	内容	保全目標	保全方向
A	・自然度が高く、かつ偏在する特に重要な植生を含む地域 ・特に重要な動植物種が生息・生育する地域	・特に重要な植生について、保護・保全を図る。 ・特に重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて保護・保全を図る。	・植生や動植物の生息・生育環境の改変は、原則として避ける。 ・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
B	・自然度の高い重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・特に重要な地形・地質・自然景観が存在する地域 ・二次的自然環境の中でも、特に自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域	・重要な植生について、最大限の保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて最大限の保全を図る。 ・特に重要な地形・地質・自然景観について最大限の保全を図る。	・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、保全に万全を期する。
C	・二次的自然環境の中でも、比較的自然度が高いと判断される重要な植生を含む地域 ・重要な動植物種が生息・生育する地域 ・重要な地形・地質・自然景観が存在する地域	・重要な植生について、適正な保全を図る。 ・重要な動植物種について、その生息・生育環境も含めて適正な保全を図る。 ・重要な地形・地質・自然景観について適正な保全を図る。	・事業の実施に当たっては、調査等により現況を把握し、積極的な保全に努める。
D	・二次的自然環境の中でも、比較的人為性が強いと判断される環境を含む地域	・自然環境と十分に調和した社会活動が営まれるよう配慮しながら、自然環境の保全を図る。	・事業の実施に当たっては、自然環境の保全に配慮する。
E	・自然環境が強度に改変され、又はほとんど欠くことにより、おおむね人為的環境となっている地域	・残された自然の保全を図るとともに、自然環境と調和した生活空間の創出を図る。	・自然環境に留意しながら適正な利用に努めるとともに、緑地等の自然環境の修復、育成に努める。

出典:「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

優れた自然

A

B

C

D

E

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-14 優れた自然の保全区分

② 身近な自然

身近な自然については、身近な緑地や水辺、文化や信仰等を育んだ環境、自然の中のレクリエーションの場等を対象とし、それぞれの区分に応じた環境保全上の配慮事項が掲げられている。

身近な自然の内容及び配慮事項は表 3.2-53 に、対象事業実施区域及びその周囲における身近な自然の一覧は表 3.2-54(1)、(2)に、身近な自然の位置図は図 3.2-15 に示すとおりである。

対象事業実施区域には、身近な自然は存在しない。

表 3.2-53 身近な自然の内容及び配慮事項

区分	内容	配慮事項
身近なみどり	街角や建物周りのみどり、公園、田園、山林原野等で、並木や街路樹、社寺林や屋敷林、庭園や生け垣、まちはずれの一本杉、樹林と混在した田畑、丘陵地、野生生物の生息地、海岸林、河畔林等を含む。	街角や建物周りのみどりは、街並みを景観的に和らげ緑陰の形成や緑のネットワーク形成等の機能を有することから、その保全、育成及び整備が望ましい。 社寺林や屋敷林等のまとまりのある緑は線的な緑の多い市街地に景観的な核を形成すること、樹林と混在した田園等は原風景を感じさせる要素であること、丘陵地や自然草地等は豊かな自然との接点ともなることから、その維持が望ましい。 都市公園、緑地、広場等は、緑陰、散策、休憩等憩いの場としての拠点となることから、更なる整備・充実が望ましい。
身近な水辺	池や湖沼、河川、湧水、海岸等で、水鳥の集まる湖沼や干潟、鮭の遡る川、ホタルの飛ぶせせらぎ、湿地、渓谷、滝、浜辺等を含む。	野生生物の生息・生育の場であり、自然とふれあえる場であることから、周辺も含めた環境の保全と再生及び適切な活用が望ましい。 湖沼、溜池、湿原等については、周辺の樹林地の保全による水質の保全及び水量の確保が望ましい。 河川や水路等においては、緑の保全とともに野生生物の生息・生育環境の再生等が望ましい。 海岸部の中でも干潟については、野鳥をはじめ多様な野生生物が生息する場所であることから、積極的な保全が望ましい。
身近な文化	信仰の場や歴史的地区、伝説地、誇れる自然物等で、由緒ある寺社や街並み、遺跡、街角の小さな祠、伝説・伝承・文学作品等の舞台となっている場所、巨木、名木、巨岩、特異な地形等を含む。	日々の信仰、遊び、祭り、行事等を通じ、地域の誇りや一体感の醸成、精神的潤い等に大きな役割を持つことから、周辺環境も含めた保全、存続を図ることが望ましい。
身近な野外レクリエーション空間	散策地、休憩地、景勝地、保養地、自然探勝地、野外活動地等で、花見や紅葉狩りの場、湯治場や森林浴の森、昆虫採集・野鳥観察・野草観察等の場、キャンプ場等を含む。	地域での交流や家族・友人とのふれあい、自然とのふれあい等の場として重要であることから、基盤となる自然環境の維持と修復及び安全快適な諸活動を行うための整備が望ましい。 また、活動の場と自然環境を保全する場の明確な区分が望ましい。

表 3.2-54(1)　身近な自然一覧表

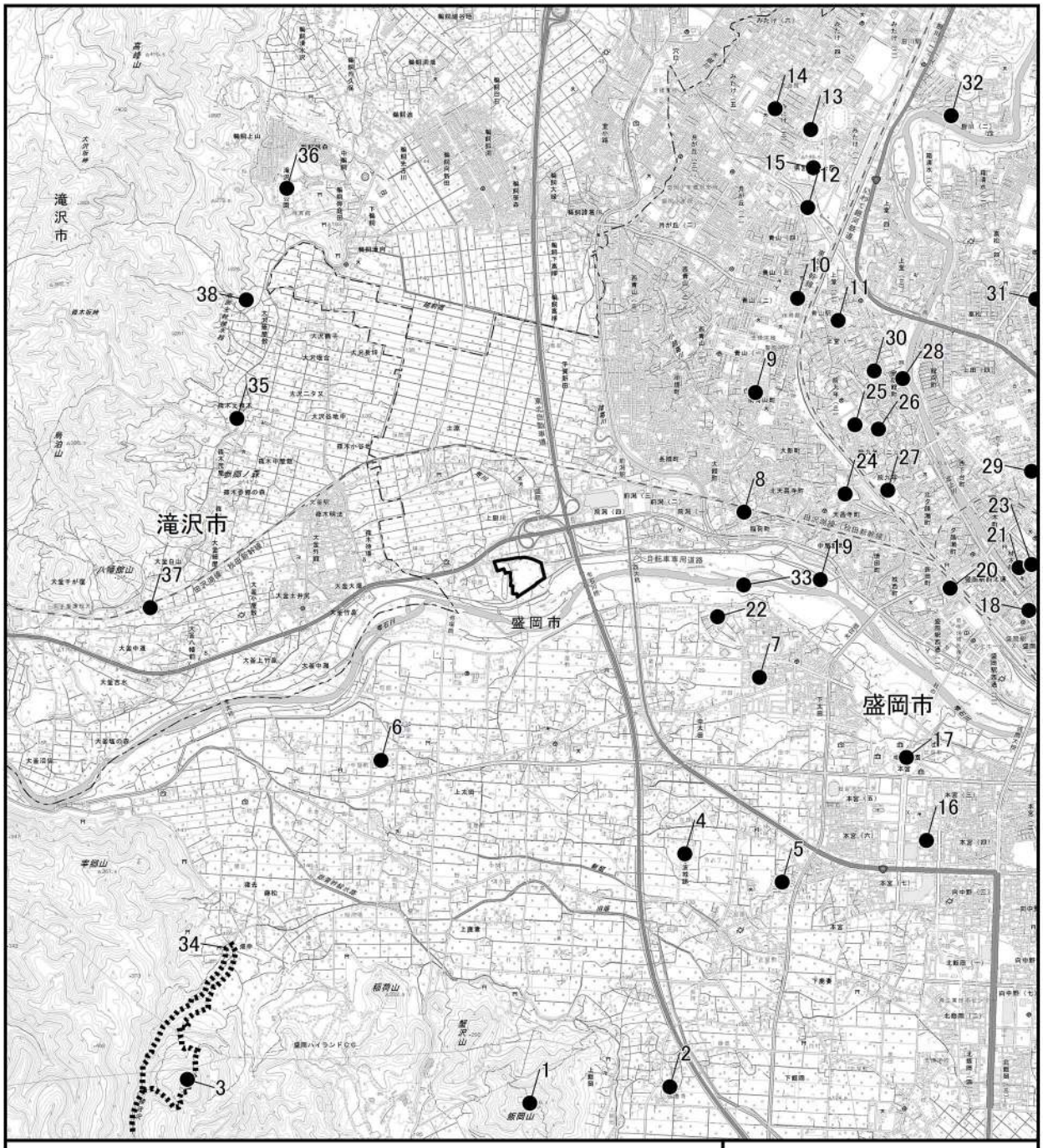
番号	市名	名称	みどり	水辺	文化	レク	法令指定等
1	盛岡市	飯岡山一帯	④⑤		①②③④	①②④	景観重要樹木あり（秋葉神社のスギとモミ）
2		柄目のカツラ	⑤		③④	①②④	景観重要樹木
3		太田薬師神社のクロビ	⑤		④		市指定天然記念物
4		志波城跡			②		国指定記念物（史跡）
5		大宮神社とモミ	②		①②④	①	盛岡市環境保護地区 市指定天然記念物
6		宰郷のケヤキ	②		④		市指定天然記念物
7		下太田井上氏のドウダンツツジ生垣	①		④		景観重要樹木
8		稲荷神社地区	②		①②	①	盛岡市環境保護地区
9		大新児童遊園				①	
10		青山町のポプラ	①		④		景観重要樹木
11		上堂一丁目緑地	①				
12		上堂二丁目青山四丁目線ケヤキ並木	①				
13		稲荷町谷地頭線イチョウ・オオヤマザクラ	①				
14		みたけ緑道	①				
15		岩手県営運動公園	①③	①		①⑤	
16		原敬生家			②		景観重要建造物 市指定有形文化財
17		中央公園	③			⑤	
18		開運橋から旭橋に至る緑道・花の回廊	①③	②		①	
19		夕顔瀬堂前のケヤキ	②		①②④		景観重要樹木
20		パレロワイヤル盛岡中庭	②				（平成６年 都市景観緑賞受賞）
21		夕顔瀬橋際のケヤキ群	①		④		景観重要樹木
22		材木町の街並み		②	④	①④	保存建造物 （材木町裏石組）
23		水養山永祥院	②		①②③	①	盛岡市環境保護地区 市指定有形文化財あり
24		巖鷲山天昌寺	②		①③		景観重要樹木 市指定有形文化財あり
25		前九年公園	③			①	
26		敵見ヶ森稲荷のケヤキ	②		①②③④	①	景観重要樹木
27		下田邸・宿田の夫婦ケヤキ	②⑤				保護庭園・景観重要樹木
28		安倍館遺跡（厨川城跡）	③	②	②③	②	盛岡市環境保護地区 埋蔵文化財包蔵地
29		岩手大学農学部（旧盛岡高等農林学校）	②		②③		国指定重要文化財
30		一ノ倉邸庭園	②		②	①	保護庭園
31		高松神社地区	②		①	①	盛岡市環境保護地区
32		三馬橋地区	④⑤	②			盛岡市環境保護地区
33		雫石川(船場橋から盛南大橋間の河川敷)	⑤	②	③④	①②	
34		近郊自然歩道「太田薬師コース」	⑤	②	①④	①②④	
35	滝沢市	田村神社のスギ・カツラ	②		④		市指定天然記念物
36		滝沢総合公園	③	①		①	滝沢市都市公園条例
37		大釜八幡神社のスギ			④		
38		大沢熊野神社の樹林	②		④		

注）表中の①～⑤は、表 3.2-54(2)に示すとおりである。
出典:「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

表 3.2-54(2)　身近な自然一覧表（凡例）

区分	項目	主な内容
みどり （身近なみどり）	①：街角のみどり	並木、街路樹、街角の小公園や広場、沿道の大きな樹木など
	②：建物周りのみどり	身近な社寺林、屋敷林、庭園、生け垣、建物周りの大きな樹木など
	③：緑豊かな公園等	都市公園・緑地、自然公園、緑豊かな遊園地、緑に囲まれた広場など
	④：緑豊かな田園	樹林と混在した田畑、耕地防風林、樹林の中の人工草地など
	⑤：緑豊かな山林・原野等	身近な丘陵地、野生生物の生息地、自然草地、特徴のある人工植生、特徴ある景観を形成する樹林、身近な湿原、身近な海岸林・河畔林など
水辺 （身近な水辺）	①：池、湖沼、湧水地などの水辺	身近な天然湖沼、身近な人工湖・溜池、水鳥の集まる湖沼、野生生物の生息する湖沼、身近な湧水地、身近な湿原・湿地、その他の身近な湖沼景観地など
	②：河川、水路などの水辺	身近な河川、生物豊かな流れ、身近な疎水・水路、ホタル等の棲む水辺、身近な滝、身近な渓谷、その他の身近な河川景観地など
	③：海辺	身近な浜辺・干潟、身近な岩礁、水鳥の集まる浜辺、身近な岬や島、その他の身近な海岸景観地など
文化 （身近な文化）	①：身近な信仰地	身近な境内地、街角の小さな祠、信仰対象となっている樹木・樹林、その他の身近な信仰地など
	②：身近な歴史地区	由緒・由来のある神社・仏閣、身近な遺跡、古い街並、歴史的建造物、その他の身近な歴史地区など
	③：身近な伝説地	伝説・伝承の舞台となった水辺や緑、文学作品の対象となった水辺や緑、伝説・伝承や文学作品に登場する構造物、その他の身近な伝説地など
	④：自慢できる自然物	巨木・名木（林）、巨石（岩）、地形・景観、洞穴（鍾乳洞）
レク （身近な野外レクリエーション空間）	①：身近な散策休憩地	身近な広場・公園、花見の場、遊歩道、散策路、ハイキングの場、遠足の場など
	②：身近な景勝地	郷土の展望地、身近な名勝・地形など
	③：身近な保養地	身近な湯治場、地域住民が日常的に利用する温泉など、森林浴の場
	④：身近な自然探勝地	身近な昆虫採集の場、野鳥観察の場、野草等植物観察の場、山菜採りの場、きのこ採りの場、魚釣りの場、潮干狩りの場など
	⑤：身近な野外活動地	地域住民が日常的に利用するスキーの場、キャンプ場、身近な広場、サイクリングロード、ボート遊びの場など

出典:「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



注）図中の番号は、表 3.2-53(1)と対応する。
出典:「岩手県自然環境保全指針」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-15　身近な自然の位置図

(9) 風致地区

「都市計画法」では、都市の風致を維持するため、風致地区内における建築物の建築等の行為に対して、市町村長等の許可を受けなければならないものとしている。

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市計画法」に基づく風致地区に指定されている地域はない。

(10) ラムサール条約湿地

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和55年９月　条約第28号）により指定された湿地の区域はない。

3. 災害防止関係法令等

災害防止関係に関する法令では、「森林法」に基づく各種保安林、「地すべり等防止法」（昭和47年７月　法律第57号）に基づく地すべり防止区域等を指定し、各種行為を規制している。

災害防止関係の主な法令等と本事業との関連性の有無は、表 3.2-55に示すとおりである。

表 3.2-55　災害防止関係の主な法令

法令名	定められている事項	本事業との関連性
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	無
砂防法	砂防指定地	無
地すべり等防止法	地すべり防止区域	無
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	無
森林法	保安林	無
河川法	河川区域	無
水防法	洪水浸水想定区域	無

(1) 土砂災害警戒区域等

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年５月　法律第57号）に基づく、土砂災害警戒区域等の指定状況は図 3.2-16に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、土砂災害警戒区域等の指定はない。

(2) 砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲には、「砂防法」（明治30年３月　法律第29号）に基づく、砂防指定地の指定はない。

(3) 地すべり防止区域

「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域の指定状況は図　3.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、地すべり防止区域の指定はない。

(4) 急傾斜地崩壊危険区域

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年７月　法律第57号）に基づく、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況は図 3.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(5) 保安林

「森林法」に基づく、保安林の指定状況は図 3.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、保安林の指定はない。

(6) 河川区域

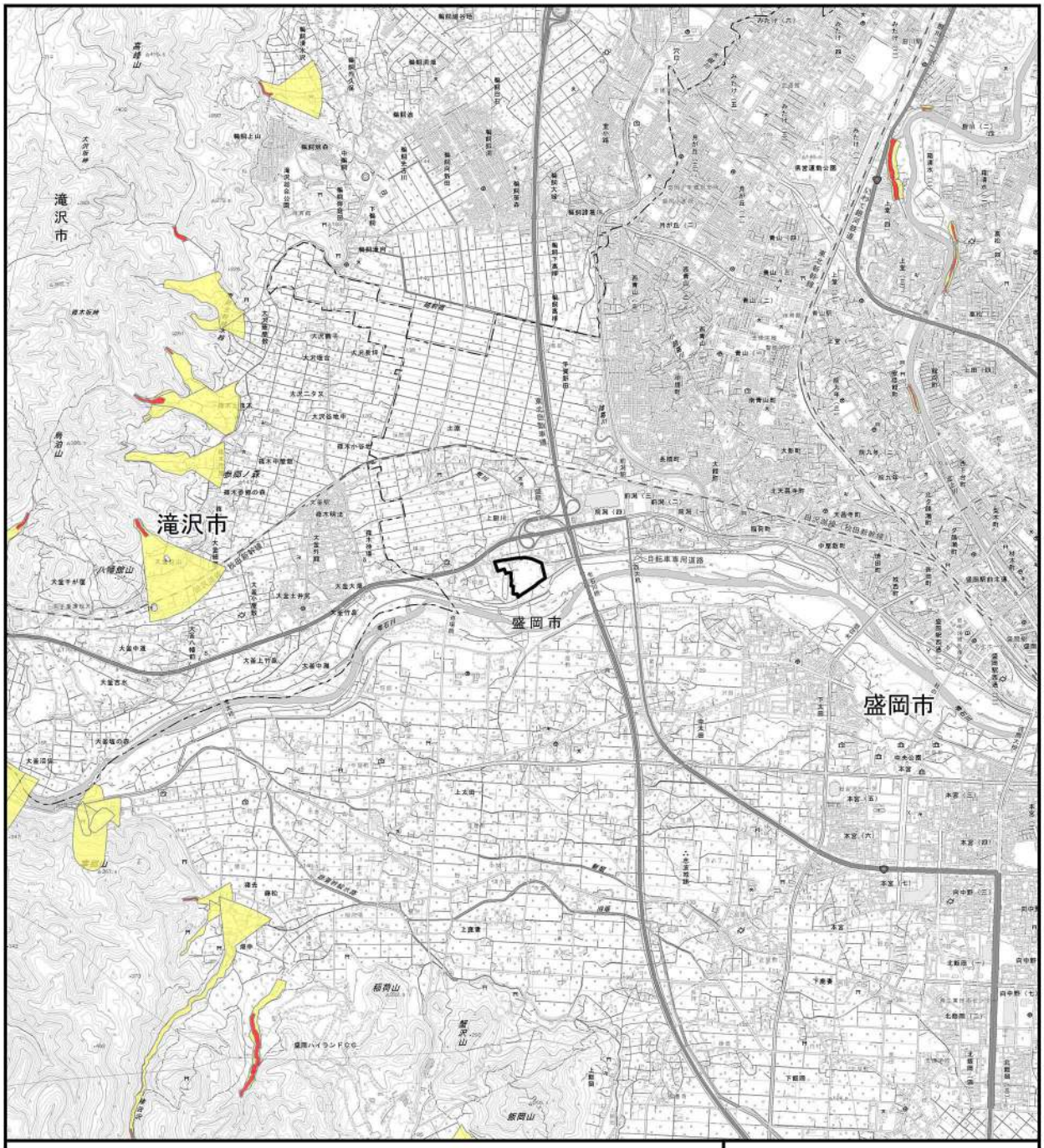
対象事業実施区域及びその周囲を流れる北上川、雫石川、諸葛川、木賊川及び南川に「河川法」（昭和39年７月　法律第167号）に基づく河川区域が指定されている。

河川区域が指定されている河川は、図 3.2-18に示すとおりである。

(7) 洪水浸水想定区域

「水防法」（昭和24年６月　法律第193号）に基づく、洪水浸水想定区域は図 3.2-19に示すとおりである。

対象事業実施区域には、洪水浸水想定区域の指定はない。



凡　例

対象事業実施区域

行政界

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

N

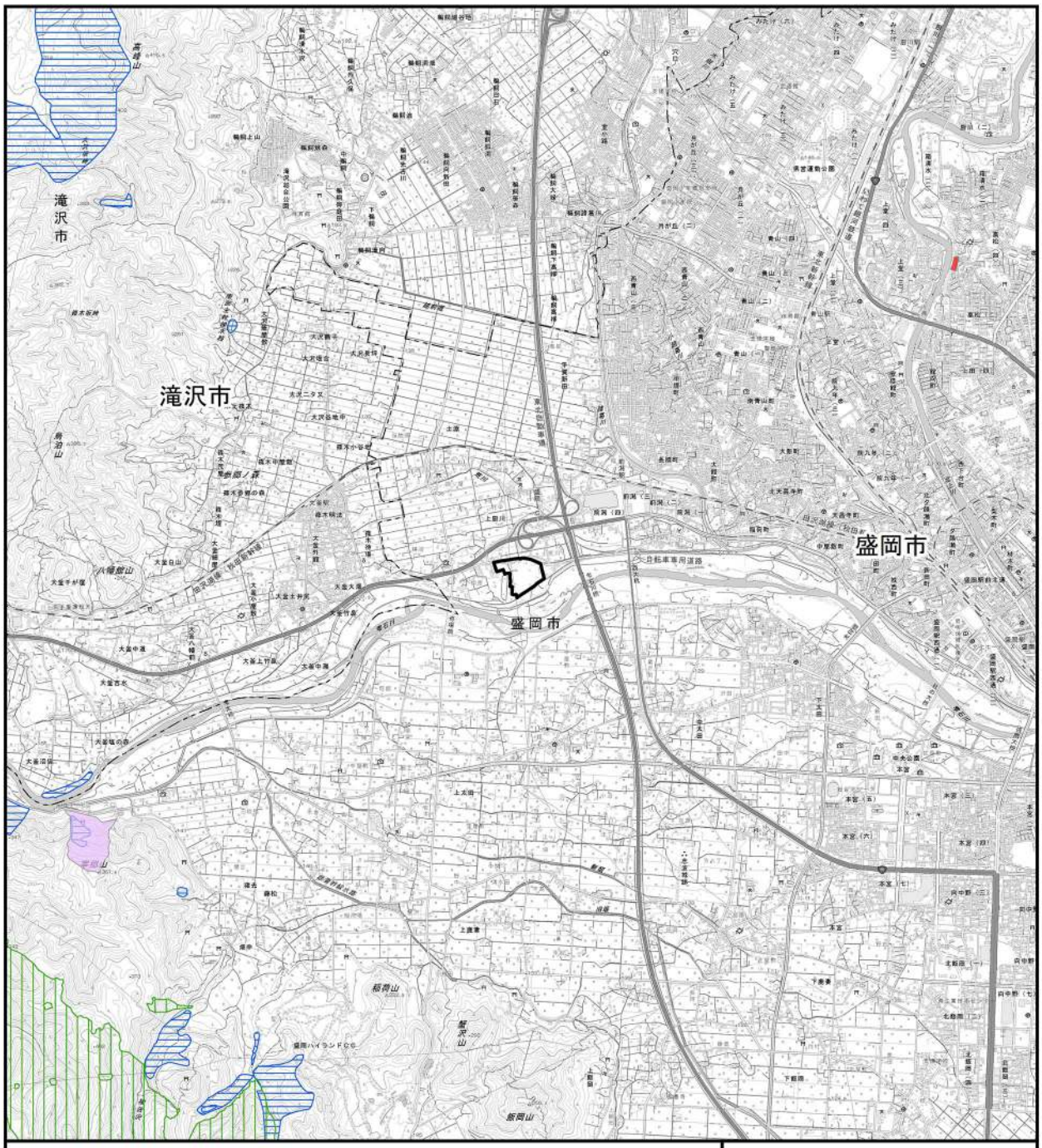
1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧:令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

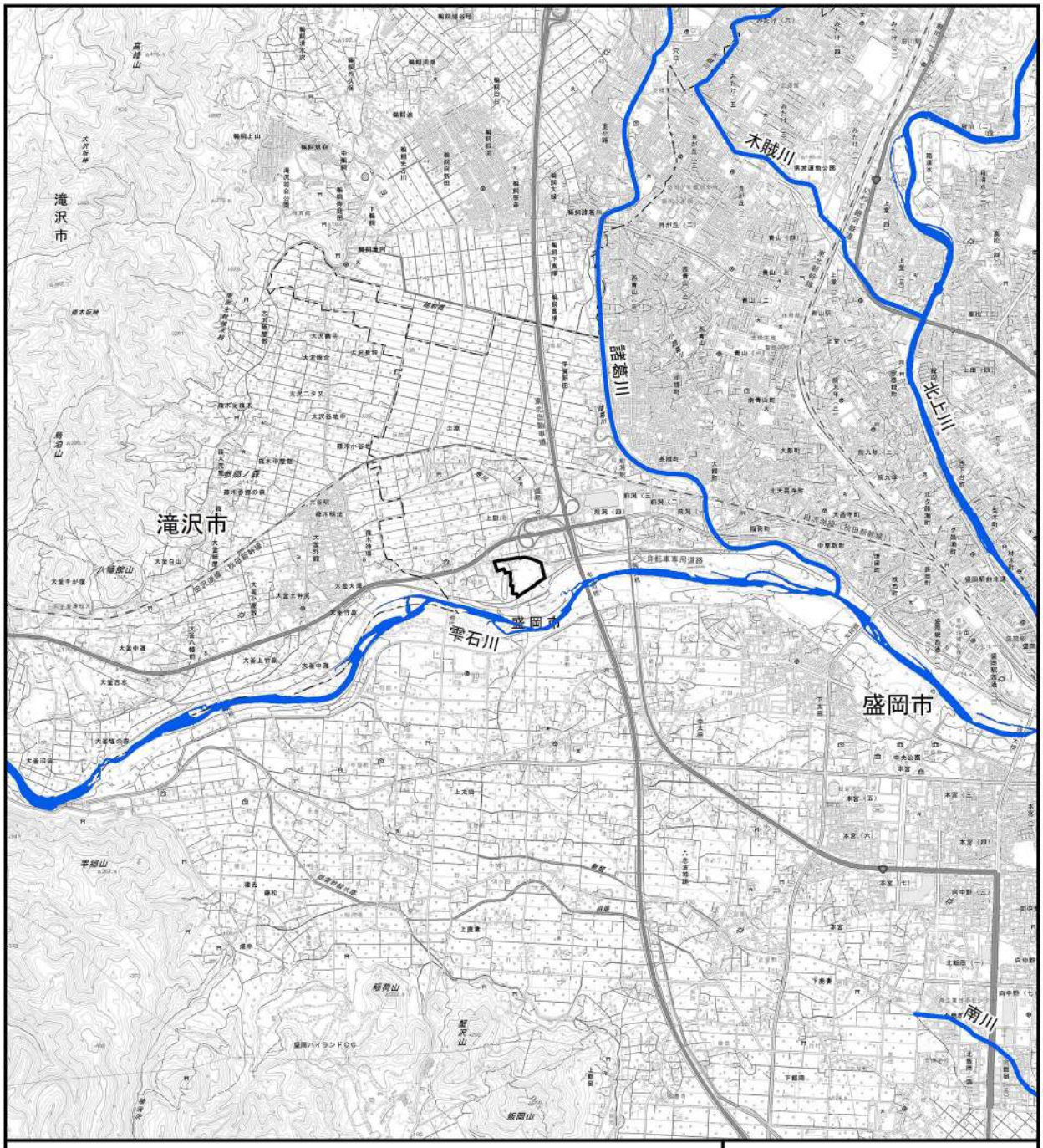
図 3.2-16　土砂災害警戒区域等の指定状況



出典：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「環境アセスメントデータベース　EADAS」（環境省 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-17　地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び保安林の状況



凡　例

対象事業実施区域

行政界

河川区域が指定されている河川

N

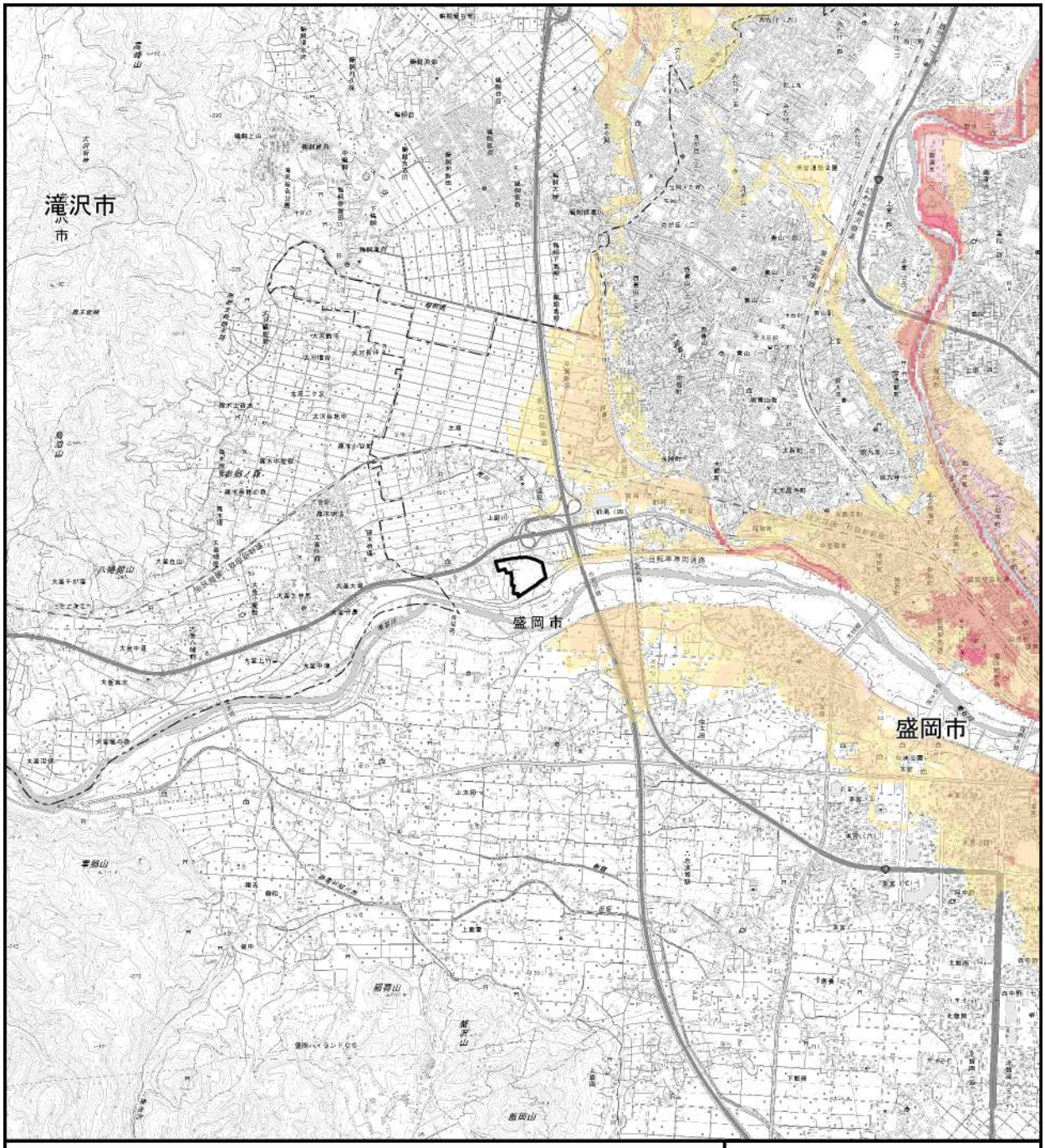
1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧:令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-18　河川区域が指定されている河川



凡　例

対象事業実施区域

行政界

洪水浸水想定区域

～0.5m未満

0.5m以上3.0m未満

3.0m以上5.0m未満

5.0m以上10.0m未満

10.0m以上

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「もりおか便利マップ」（盛岡市 HP、閲覧:令和５年 11 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-19　洪水浸水想定区域の状況

4. 文化財関係法令

(1) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における史跡・名勝・天然記念物の指定状況は表 3.2-56に、位置は図 3.2-21に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、国指定１件、県指定２件、市指定７件の史跡・名勝・天然記念物が存在する。

なお、対象事業実施区域内には、史跡・名勝・天然記念物は存在しない。

表 3.2-56　史跡・名勝・天然記念物の指定状況

番号	市名	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	盛岡市	国指定	志波城跡	史跡	下太田方八丁ほか	昭和59年９月14日
2		県指定	大館町遺跡	史跡	大新町10-11ほか	平成12年11月24日
3		市指定	高舘古墳	史跡	上飯岡９地割33	昭和48年７月20日
4			宰郷のケヤキ	天然記念物	上太田細工４	昭和47年11月22日
5			大宮神社のモミ	天然記念物	本宮字大宮51	昭和47年11月22日
6			薬師神社のクロビ	天然記念物	猪去上平89	昭和56年７月１日
7	滝沢市	県指定	雫石街道 日向一里塚	史跡	大釜中道131－４	昭和44年６月６日
8		市指定	餓死供養塔	史跡	鵜飼狐洞96番地	昭和42年３月１日
9			八幡館山遺跡	史跡	大釜白山50-21ほか	平成22年３月29日
10			田村神社のスギ・カツラ	天然記念物	篠木上篠木12番地	昭和42年３月１日

出典：「盛岡市の文化財」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市の指定文化財」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置は、図3.2-17に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、埋蔵文化財包蔵地が点在している。

なお、対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。



凡　例

対象事業実施区域

行政界

史跡・名勝・天然記念物

N

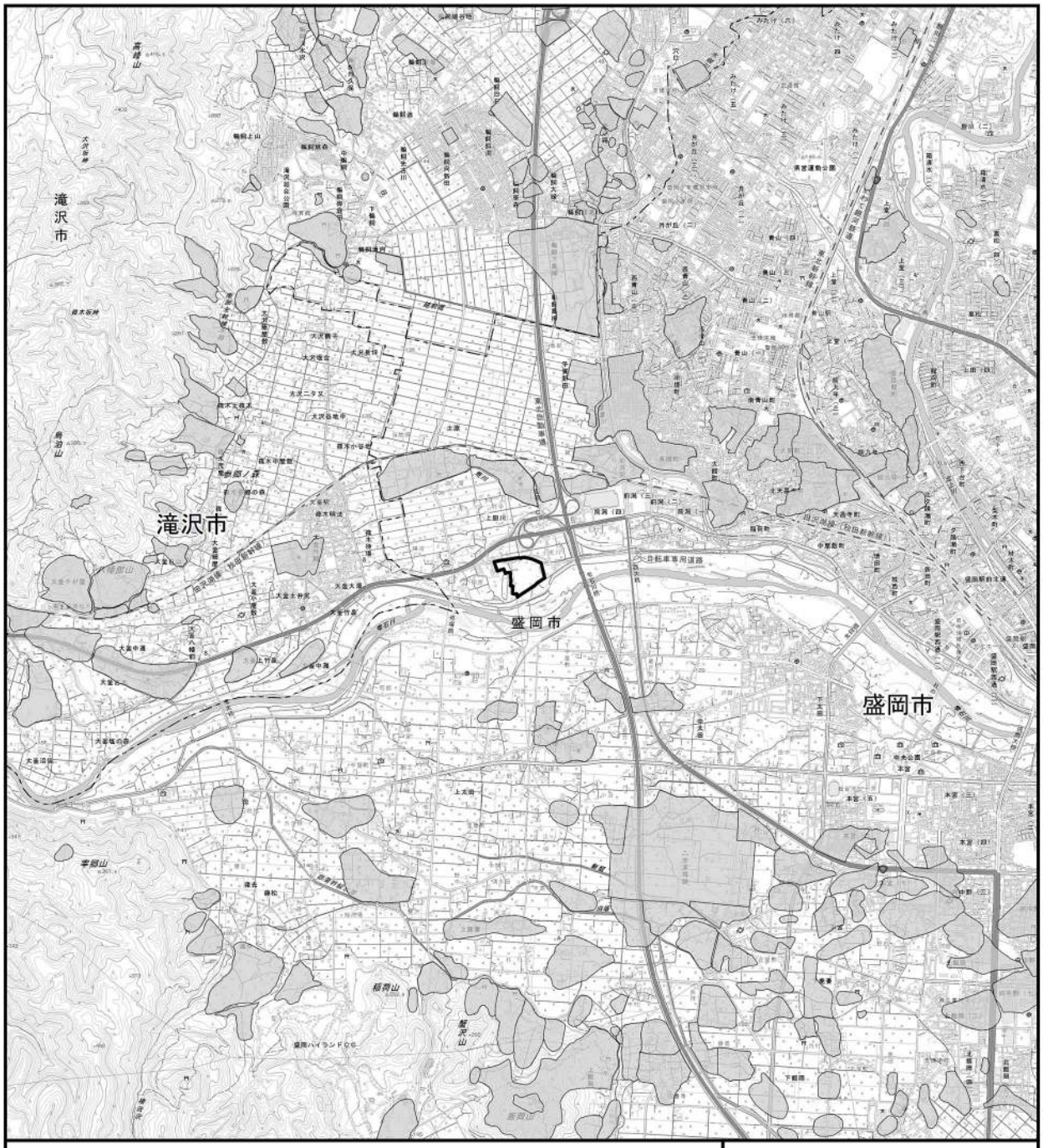
1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.2-56 と対応する。
出典:「盛岡市の文化財」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市の指定文化財」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-20　史跡・名勝・天然記念物位置図



凡　例

対象事業実施区域

行政界

埋蔵文化財包蔵地

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

出典：「いわてデジタルマップ」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-21　埋蔵文化財位置図

(3) 指定文化財

対象事業実施区域及びその周囲における指定文化財の指定状況は表 3.2-57に、位置は図3.2-18に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、国指定１件、市指定１件の指定文化財が存在する。

なお、対象事業実施区域内には、指定文化財は存在しない。

表 3.2-57　指定文化財の指定状況

番号	市名	区分	名称	種別	所在地	指定年月日
1	盛岡市	国指定	岩手大学農学部 （旧盛岡高等農林学校） 旧本館／門番所	建造物	上田三丁目-18-８	平成６年７月12日
2		市指定	原敬生家	建造物	本宮四丁目-38-25	平成７年４月26日

注）対象事業実施区域周囲の滝沢市域には、指定文化財は存在しない。
出典：「盛岡市の文化財」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「滝沢市の指定文化財」（滝沢市 HP、閲覧：令和５年 10 月）



凡　例

対象事業実施区域

行政界

指定文化財

N

1:50,000

0　0.5　1　2km

注）図中の番号は、表 3.2-57 と対応する。
出典:「盛岡市の文化財」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）

この地図は、国土地理院発行の 1：25,000 地形図「小岩井農場」「盛岡」「南昌山」「矢幅」を使用したものである。

図 3.2-22　指定文化財位置図

3.2.8　一般廃棄物処理の状況

1. 廃棄物処理の状況

盛岡広域環境組合の構成市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の８市町）における令和３年度の廃棄物の収集・処理状況は表 3.2-58に、盛岡市及び滝沢市における過去５年間（平成29年度～令和３年度）の廃棄物の収集・処理状況の推移は、表 3.2-59及び図 3.2-23に示すとおりである。

盛岡市の総排出量及び一人１日当たりの排出量はやや減少傾向となっており、滝沢市は概ね横ばい傾向となっている。

表 3.2-58　廃棄物の収集・処理状況（令和３年度）

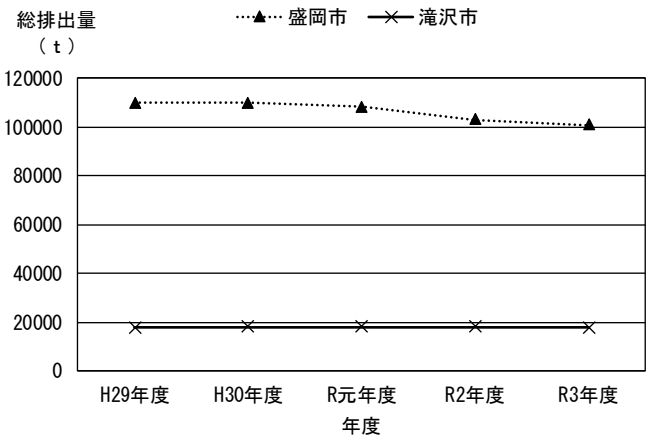
市名		盛岡市	八幡平市	滝沢市	雫石町	葛巻町	岩手町	紫波町	矢巾町
人　口		285,680	24,414	55,668	15,857	5,762	12,539	33,128	26,970
総排出量（ｔ）		100,902	9,942	17,701	6,370	1,661	3,850	10,428	11,534
	うち生活系廃棄物（ｔ）	65,263	6,945	14,052	4,728	1,254	3,088	7,258	6,493
	うち事業系廃棄物（ｔ）	35,639	2,997	3,649	1,642	407	762	3,170	5,041
一人１日当たりの排出量（ｇ）		968	1,116	871	1,101	790	841	862	1,172
資源化量（ｔ）		15,807	1,036	3,913	1,394	514	581	2,152	2,225
リサイクル率（%）		15.6	10.4	22.1	21.9	30.9	15.1	20.6	19.3

出典：「令和３年度市町村別データ」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

表 3.2-59　廃棄物の収集・処理状況の推移（平成 29 年度～令和３年度）

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和２年度		令和３年度	
市名		盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市	盛岡市	滝沢市
人　口		291,994	55,164	290,233	55,211	288,618	55,422	287,284	55,524	285,680	55,668
総排出量（ｔ）		110,003	17,686	109,892	17,865	108,210	17,953	102,970	17,909	100,902	17,701
	うち生活系廃棄物（ｔ）	67,663	13,946	67,143	14,170	66,765	14,223	66,661	14,264	65,263	14,052
	うち事業系廃棄物（ｔ）	42,340	3,740	42,749	3,695	41,445	3,730	36,309	3,645	35,639	3,649
一人１日当たりの排出量（ｇ）		1,032	878	1,037	887	1,024	885	982	884	968	871
資源化量（ｔ）		18,308	4,766	17,871	4,719	16,889	4,613	16,181	4,433	15,807	3,913
リサイクル率（%）		16.7	26.9	16.2	26.4	15.6	25.7	15.7	24.8	15.6	22.1

出典：「令和３年度市町村別データ」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）



出典：「令和３年度市町村別データ」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）

図 3.2-23　廃棄物の収集・処理状況の推移（平成 29 年度～令和３年度）

2. 一般廃棄物処理施設の状況

盛岡広域環境組合の構成市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の８市町）における一般廃棄物処理施設の状況は、表 3.2-60に示すとおりである。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、一般廃棄物処理施設は存在しない。

表 3.2-60　一般廃棄物処理施設の状況

市町名	施設の種別	名称	住所
盛岡市	ごみ焼却施設	盛岡市クリーンセンター	盛岡市上田小鳥沢148-25
	リサイクル施設	盛岡市リサイクルセンター	盛岡市川又字大日向 32-５
	最終処分場		
	最終処分場	盛岡市玉山廃棄物処分場	盛岡市大字門前寺字越戸76－22
	し尿処理施設	盛岡広域都市計画汚物処理場	滝沢市大崎 94-194
八幡平市	ごみ焼却施設	八幡平市清掃センター	八幡平市野駄27-621
	リサイクル施設		
	最終処分場	八幡平市一般廃棄物最終処分場	八幡平市松尾１-808
滝沢市	ごみ焼却施設	滝沢清掃センター	滝沢市大石渡332-２
	リサイクル施設		
	し尿処理施設	盛岡広域都市計画汚物処理場	滝沢市大崎 94-194
雫石町	ごみ焼却施設	滝沢清掃センター	滝沢市大石渡332-２
	リサイクル施設		
	し尿処理施設	盛岡広域都市計画汚物処理場	滝沢市大崎 94-194
葛巻町	ごみ焼却施設	葛巻町清掃センター（乱吉沢）	葛巻町葛巻７-10
	最終処分場	一般廃棄物最終処分場	葛巻町葛巻７-18-47
岩手町	ごみ焼却施設	岩手・玉山清掃事業所	盛岡市寺林字平森 54-54
	リサイクル施設		
	最終処分場	一般廃棄物最終処分場	岩手町五日市９-84-58
紫波町	ごみ焼却施設	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター	矢巾町西徳田第 12 地割 168-２
	リサイクル施設		
矢巾町	ごみ焼却施設	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター	矢巾町西徳田第 12 地割 168-２
	リサイクル施設		

出典：「ごみ・リサイクル」（盛岡市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「施設について」（滝沢・雫石環境組合 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「施設概要」（盛岡地区衛生処理組合 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「ごみ収集・処理」（八幡平市 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「環境衛生施設」（葛巻町 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「一般廃棄物処理施設」（岩手町 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「第三次岩手県循環型社会形成推進計画（案）」（岩手県 HP、閲覧：令和５年 10 月）
「ごみの搬入」（盛岡・紫波地区環境施設組合 HP、閲覧：令和５年 10 月）